

平成23年第4回粕屋町議会定例会会議録（目次）

第1号 12月9日（金）

・開 会	5
・会議録署名議員の指名	5
・会期の決定	5
・諸般の報告	10
・議案等の上程（第62号～第69号）（意見書案第7号～第11号） （陳情第1号、第2号）	11
・議案等に対する質疑	13
・意見書案の上程	13
・陳情の報告	14
・議案等の委員会付託	14

第2号 12月12日（月）

・一般質問	21
安河内利明議員	21
1. 都市計画道路について	22
2. 部長制度について	25
小池弘基議員	27
1. マニフェストにある町づくり5つの約束について尋ねます	27
2. 第4次後期基本計画に対する見直しの考えはあるのかを尋ねます	36
3. 給食センター建て替えの考えについて	39
田川正治議員	41
1. 因町長の選挙公約である「安心して子育てできる環境づくり」について	41
2. 「防災体制の整備（地震・津波・台風・水害などの自然災害）と地域 防災の充実」について	50
向野正幸議員	55
1. 平成24年度実施の中学校教育課程での武道必修化について	55
2. 粕屋町の将来像について	64
3. 糟屋地区（7町）のリーダーとして	67
川口 學議員	68
1. 子育て支援	69

2. 地域経済の振興	70
3. 公共工事入札の見直し	71

第3号 12月13日(火)

・一般質問	79
本田芳枝議員	79
1. 情報公開ランキング	79
2. 子育て支援とことばの教室	82
3. 子育て支援とブックスタート	88
4. 防犯灯のLED化について	94
長 義晴議員	96
1. 町長選挙の投票率低下を問う	96
2. 町長の公約並びに今後の政策課題について問う	101
安川俊彦議員	107
1. 災害対策の確立にむけて	107
山脇秀隆議員	114
1. 因町長の施政方針について	114
2. 自主防災組織の取り組みについて	119
3. NPO法の改正について	123
久我純治議員	127
1. 粕屋町の3年間の集中豪雨又、今年3月11日の東北大震災又、原発事故を踏まえ、町としての災害時避難情報に対しての取組みは	127
2. 粕屋町行政として、人口対策又、定住者対策等自然の成り行きで何も考えず打つ手はないのですか	130

第4号 12月16日(金)

・各委員長の審査結果報告・質疑・討論・採決	143
議案第62号 粕屋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	143
議案第63号 粕屋町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について	145
議案第64号 住居表示実施に伴う関係条例の整備に関する条例について	146
議案第65号 粕屋町飲酒運転根絶に関する条例の制定について	147
議案第66号 粕屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	149

議案第 6 7 号	粕屋町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する 条例について……………	150
議案第 6 8 号	粕屋町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例 について……………	151
議案第 6 9 号	工事請負契約の変更について……………	152
意見書案第 7 号	子宮頸がんなど 3 種ワクチン助成の継続と国の制度確立を 求める意見書（案）の提出について……………	154
意見書案第 8 号	円高から中小企業を守る対策を求める意見書（案）……………	154
意見書案第 9 号	災害に強い日本の構築に向けた社会資本整備を求める 意見書（案）……………	154
意見書案第 1 0 号	防災会議に女性の視点を取り入れることを求める意見書 （案）……………	154
意見書案第 1 1 号	健全な国民健康保険制度の構築を求める意見書（案）……………	155
意見書案第 5 号	電力多消費型経済からの転換を求める意見書（案） （継続審査）……………	155
陳情第 1 号	「子ども・子育て新システム」に関する意見書提出を求める 陳情書……………	155
陳情第 2 号	安全・安心な国民生活実現のため、地方建設業界の存続・発展と 国土交通省の事務所・出張所等の出先機関の存続を求める意見書 提出に関する陳情……………	155
	委員会の閉会中の所管事務調査……………	156
・ 閉 会……………		157

平成23年第4回（12月）

粕屋町議会定例会

（開 会 日）

平成23年12月9日（金）

平成23年第4回粕屋町議会定例会会議録（第1号）

平成23年12月9日（金）

午前9時30分開会

於 役場議会議場

1. 議事日程

- 第1. 会議録署名議員の指名
- 第2. 会期の決定
- 第3. 諸般の報告
- 第4. 議案の上程
- 第5. 議案に対する質疑
- 第6. 意見書案の上程
- 第7. 陳情の報告
- 第8. 議案等の委員会付託

2. 出席議員（16名）

2番 小池弘基	10番 安川俊彦
3番 田川正治	11番 向野正幸
4番 長義晴	12番 安河内利明
5番 久我純治	13番 山脇秀隆
6番 因辰美	14番 浦元甫
7番 本田芳枝	15番 川口學
8番 伊藤正	16番 八尋源治
9番 澁田順二	17番 進藤啓一

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 長 克義 ミキシング 安河内 強 士

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（17名）

町長	因清範	教育長	大塚豊
総務部長	田代眞	住民福祉部長	工藤龍一
都市政策部長	松永誠一	教育委員会次長	因友幸
総務課長	八尋恵治	経営政策課長	工藤早苗
協働のまちづくり課長	青木繁信	税務課長	石山裕
会計管理者	伴栄子	総合窓口課長	水上尚子
介護福祉課長	清武稔	健康づくり課長	安河内裕治
上下水道課長	吉武信一	環境生活課長	矢野正剛
都市整備課長	野中清人		

(開会 午前9時30分)

◎議長（進藤啓一君）

おはようございます。

今議会は、因 清範町長にとりまして初定例会であり、議会としましても因 清範町長を迎えての初定例会であります。

因町長におかれましては、粕屋町の更なる発展に向けて努力するという熱い思いを表明されておられます。その努力と、それに裏付けられたご活躍を心から祈念するとともに期待するものでございます。また、町民の方の期待も大きいのではなからうかと思えます。が、その反面、注視もされておられるものと思えます。その期待と注視は因町長のみならず、議会に対してもそうであろうと考えます。そういう意味も含め、議会としましても、町と議会の二元代表制を踏まえ、双方切磋琢磨しながら町の発展の一翼を担ってまいりたいと思えます。そのためにも町と議会、意思の疎通を図りながら、町民の方の期待に応えるべく努めていこうではありませんか。

さて、先月11月16日、第55回町村議会議長全国大会が東京にて開催されましたので、私出席させていただきました。「真の分権型社会の実現を目指して」という統一テーマのもと、皆さんのお手元にお配りさせていただいていますような「宣言」と「決議」を採択しました。会場では、東日本大震災の被災地の皆さんの悲壮感と復興に向けての強い意思を感じました。これは、言うに及ばず被災地だけの問題ではなく、日本国そして全国民が共有しなければならない問題であります。時間はかかろうとも、国民全員の心からの笑顔が一時も早く訪れますことを念じ、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの出席議員数は全員16名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成23年第4回粕屋町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議長（進藤啓一君）

会議録署名議員の指名をいたします。

今期定例会の会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、議長において、9番 渋田順二議員及び11番 向野正幸議員を指名いたします。

◎議長（進藤啓一君）

会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月16日までの8日間といたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(進藤啓一君)

ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日から12月16日までの8日間と決定いたしました。

◎議長(進藤啓一君)

会議に先立ち、因 清範町長から、町長就任にあたり所信の表明がございます。因町長。

(町長 因 清範君 登壇)

◎町長(因 清範君)

皆様、おはようございます。カメラがたくさん入って、大変、少しばかり緊張しております。どうぞよろしくお願いいたします。

おはようございます。

本日、ここに平成23年第4回12月粕屋町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、年末の大変お忙しい中、全員ご出席いただきまして誠にありがとうございます。心からお礼を申し上げます。

さて、私は、さきの町長選挙におきまして、町民の皆様の温かいご支援を賜り、粕屋町長に当選させていただきました。長引く不況の中で、社会を取り巻く環境は大変厳しいものがあります。その中でこのような重責を担うことは身の引き締まる思いでございます。しばらく行政から離れてはありましたが、36年間粕屋町役場に奉職させていただいた行政経験を活かしながら、諸課題に全力で取り組み、町民の皆様方が住んでよかったと思われる粕屋町を形成していきたいと思っております。微力ではございますが、誠心誠意頑張り、努力してまいる所存でございます。

それでは、町政運営に臨む所信の一端を述べ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を切にお願いいたします。

私は今回の町長選挙におきまして「心やさしい町づくり」、「安心・安全の町づくり」を訴えてまいりました。まず、「心やさしい町づくり」について述べます。昨今、政治は国民にとって厳しい改革を行いがちですが、政治の役割はそこに住む人の生活を守ることにあります。町民にとって身近な存在であります町行政が、町民にただ負担を求めるだけでなく、しっかり町民の生活を直視し、きめ細かな「心やさしい」行政サービスが提供できるかどうかということが、これからの地方分権の流れの中で地方行政の役割として重要なことではないかと思えます。

粕屋町の人口増加率は福岡県内の市町村で一番高く、しかも若い世代が多く流入

しております。このような中で行政に対するニーズは多様化しており、町行政といたしましてもそうしたニーズに早急に応えていく必要があります。若い世代、特に子育て世代における町政への懸念とし、保育園の待機児童の問題があります。粕屋町の待機児童は県内でも4番目に多く、対策が求められていますが、来年度、原町駅裏に定数100人程度の規模で民間の保育園が新設されることになっております。その動向を見ながら、待機児童問題の解消に取り組み、「安心して子育てのできる環境づくり」を進めてまいります。

次に教育環境でございます。今年4月から小学1年生の35人学級が始まり、中央小学校では教室確保に苦慮いたしました。また、学校給食共同調理場が老朽化していること、学校給食衛生管理基準を満たしていないことから、食の安全を第一に、その対応が急がれます。

粕屋町における小中学校の学力は向上しているとのことではありますが、より良い教育環境を求めて他市町村に転出する例も見られるようでございます。また、昨今、国全体でも小学校から中学1年生になった途端、学習や生活の変化になじみず不登校となったりいじめが急増するという現象があります。いわゆる「中一ギャップ」という問題もあります。中1ギャップを解消するためには、多くの自治体で試行されておりますが、小中連携、併せて学校・地域・家庭が一体となり生きる力を育む教育や青少年の犯罪をなくす施策等に積極的に取り組んでまいります。

また、粕屋町は、急激な人口増加により、高齢化率は低い数値となっておりますが、確実に高齢化は進んではおります。高齢者が生きがいと希望を持てる環境づくりが必要であります。そして、何より健康が第一でございます。本町は現在、特定健診や介護予防等の活動事業を展開しており、この活動をさらに充実、発展させ、高齢者が生き活きと社会参加をしていただけるような環境の整備を図ってまいります。

「心やさしい町づくり」のためには社会的弱者への配慮も必要であります。町政を思いやりのあるものとするためには、乳幼児療育事業の充実を図るとともに、町有地に知的障がい者の施設を誘致したいと考えております。また、健常者も障がい者も全ての人が互いに尊重できるノーマライゼーションの理念が地域社会に根付くよう努めてまいります。

さて、今年の3月11日に起きた東日本大震災におきましては、東北地方から関東地方の広域にわたり想像を絶する甚大な被害をもたらしました。多くの人命が失われ、家が、工場が、そして店舗が奪われ、大変痛ましい災害でありました。私は選挙戦におきまして、「安心・安全の町づくり」を訴えてまいったところでございますが、このような不測の事態が起きましても、住民にとって身近な行政がしっか

り対応できる、そうした災害に強い体制を作っていく必要があると考えております。現在、粕屋町には、平成14年に策定した地域防災計画とハザードマップがありますが、今回の大震災を受け、そうしたものを早急に見直し、地域防災体制を整え、災害時にはしっかり対応できる仕組みを、地域の皆さんとともに構築していきたいと考えております。また、近年はゲリラ豪雨が日本各地で発生し、多くの被害をもたらしています。本町にも須恵川、多々良川の2級河川が流れており、浸水などの被害が憂慮されるところであります。特に多々良川に隣接する大川小学校では流水が堤防を乗り越え、浸水被害が発生しております。こうした被害をなくすためにも河川の改修など、県と協議し、早急にその対策に取り組んでまいります。

また、本町の犯罪発生率は、粕屋警察署管内でも最も高くなっております。防犯体制の強化が望まれているところです。現在、町内のJR酒殿駅とJR長者原駅に防犯カメラを設置し、犯罪の防止に努めているところであります。また、その他の防犯対策につきましても警察署と協力しながら「安心安全の町づくり」を進めてまいります。

今年の2月9日には、本町におきまして2人の高校生の尊い命が飲酒運転により奪われるという、大変痛ましい事故が発生いたしました。今なお、福岡県では飲酒運転による事故が後を絶たない状況であります。本町といたしましても、運転者のモラルの高揚を図るとともに、このような痛ましい事故を二度と起こさせないためにも、飲酒運転を撲滅するという強い決意が必要と考え、事故が発生した2月9日を飲酒運転根絶町民運動の日と定め、町民一体となってその運動を展開してまいります。本議会におきましても、この条例案を提出しておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

長引く不況は地域経済を疲弊させ、地域の活力を減退させております。地域経済の活性化は大きな課題であります。地場産業の育成・活性化と併せ、本町の交通の利便性を活かした企業誘致により雇用創出を図りながら、町民の所得を向上させ、自主財源の確保に努めてまいります。また、粕屋町は都市化が進んでいると言えども、広大な農地が存在しております。農地は、農産物を提供するという役割のみならず、国土の保全や地域の自然環境、保水等の調整機能、景観保全など多面的な役割を担っております。今話題のTPP問題につきましては、全国町村長によって構成される全国町村長会では、農林漁業だけでなく、地域経済・社会全体の崩壊を招くおそれが強いとの危機感から、TPPへの参加に対し反対を表明したところであります。いずれにしても大変難しいことではありますが、本町の農業を守り育てていくためには、さらなる地産地消の推進を図るとともに、都市近郊型農業の在り方、そして後継者問題等、農協や農家の方々と協議、話し合いながら研究してま

いりたいと思います。

また今後、粕屋町を発展させる上においても重要であると考えられるのは、九大農学部附属農場の跡地利用の問題です。平成31年には移転とも言われております。広大な土地を有効にかつ、粕屋町の発展に貢献できるようなビジョン作りが求められています。行政といたしましても、当地の利用価値を高めるためにもJR篠栗線の新駅誘致について関係諸官に要望をしていきたいと考えております。同時に跡地の在り方について町民の皆様の意見を拝聴しながら検討を行い、農場跡地の新しい町づくりについてのイメージを形作ってまいりたいと考えております。

さて、これらの政策を実行するには、財政的な裏付けが必要でございます。しかしながら、粕屋町の財政状況を見てみますと、平成22年度の決算において、実質公債比率が18%にまで上がり、この18%という数字は地方債の発行に当たっては県の許可が必要となる数値であります。実質公債比率が高い状態が続けば、他の行政サービスに財源を回す余裕がなくなり、計画的な事業の推進に影響が出てまいります。そこで、持続可能な安定的な財政運営に努めるためにも、早急な財政改革が必要であると考えます。本町におきましても、これから財政健全化計画の見直しとともに、諸施設の老朽化対策等、適正な資産管理に努め、将来世代にツケをまわさないためにも、財政の健全化に着実に取り組んでまいります。

また、財政改革と同時に行政改革も行っていかなければなりません。適正かつ効率的な行政を実現するためにも、事務事業の見直しなども含めた厳格な行政評価を実施しながら、コンパクトでかつ町民にも信頼される結果重視の強い行政を目指してまいりたいと思います。その一方で、効率的にするあまり、住民に対する行政サービスが疎かになってはなりません。本町ではワンストップサービスが導入されておりますので、これをさらに充実・強化を図り、より町民の視点に立ったサービスを提供することで町民満足度の向上につなげてまいります。また、効率的な行政運営に関しては、周辺自治体との強調協力関係が必須でございます。ゴミ処理等、周辺自治体のご協力のもと、粕屋町民の生活は支えられておるところもあるのでございます。このように周辺自治体とのさらなる協力関係を進めながら、粕屋町民の幸福を実現していく所存でございます。国民の幸福度が97%というブータンが最近話題となっておりますが、私も、粕屋町民の心の幸せ度が向上するようなまちづくりを目指し、行っていきたいと考えております。

今回の町長選挙におきまして、投票率は30.13%と非常に低い結果となりました。これは、前町長の突然の退任発表により、十分な活動期間がなかったこと。また、候補者として私が町民に考えや思いを十分に伝えることができなかった力不足もあったかと思っております。他方で、近年の粕屋町への人口流入の中で、町民意識を

持てない住民が増えたのも要員として挙げられるかと思えます。より良い粕屋町をつくっていくためには、多くの町民が町行政に関心を持っていただき、まちづくりに関与していただくことが必要であると考えます。粕屋町のまちづくりの基本理念として、信頼と協働の町がありますが、まさに町民の皆様が行政を信頼していただき、行政と協働してこの町を発展させていくという町づくりが「この町に住んで良かった」と思われる粕屋町へと変えていくのであらうと考えます。より多くの町民に町民意識を持っていただく行政にしなければならぬと痛感いたしております。

そしてもう1つ、粕屋町のまちづくりの基本理念である「太陽と緑の町」づくりを目標に、その実現のために自分の責任の重さとこの粕屋町を良くするという使命感をしっかりと感じながら、全身全霊をもって、頑張ってまいりたいということをし述べ所信表明といたします。議員各位をはじめ、町民の皆様や各方面の方々のご協力のもと、一步一步進んでまいります。ご指導、ご鞭撻のほどよろしく申し上げます。まして所信表明といたしました。

どうもありがとうございました。

◎議長（進藤啓一君）

続きまして、諸般の報告を求めます。

因町長。

◎町長（因 清範君）

諸般の報告をいたします。

今回の諸般の報告につきましては、一部事務組合等の平成22年度の歳入・歳出決算額に関する報告が5件でございます。決算内容につきましては、別紙配付いたしております資料をご覧くださいと存じます。

また、先ほどの議長からも、全国議長会の報告がございました。町長会におきましても、11月30日に東京のNHKホールでございました。その中で、1つは特別決議といたしまして、東日本大震災の早期復旧・復興の決議がなされました。また一般全市町村に関係する決議といたしましては、1つ、真の地方分権改革を強力に推進すること。1つ、交付税率を引き上げるとともに、三位一体改革で大幅に削減された地方交付税を復元・増額すること。1つ、固定資産税の特例措置の見直し及び自動車関係諸税の現行制度堅持等により町村税財源の確保を図ること。1つ、社会保障税一体改革にあつては、地方消費税等の安定財源を充実すること。1つ、地域経済、社会を崩壊させるTPPへの参加をしないこと。1つ、農林水産公共予算の復元と個別所得補償等の財源確保により、食料、木材自給率を向上させること。1つ、子供に対する手当の制度設計は、地方の理解と納得を得て行うこと。1つ、国民皆保険を堅持するためには都道府県を軸とした保険者の再編、統合を推進

し、医療保険制度の一本化を図ること。1つ、市町村の強制合併につながる道州制は導入しないこと等の決議がなされました。

以上、報告といたします。

(町長 因 清範君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

議案の上程を行います。

お手元に配付いたしておりますように、今期定例会に町から提出されました議案は8件であります。

提案理由の説明を求めます。因 町長。

(町長 因 清範君 登壇)

◎町長（因 清範君）

議案の上程を行います。

平成23年第4回定例会に町から提案いたします議案といたしましては、条例の制定について1件、条例の一部改正につきまして6件、工事請負契約の変更につきまして1件、以上、8件でございます。

それでは、議案第62号から順次ご説明申し上げます。

議案第62号は粕屋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。平成23年8月にスポーツ振興法が全部改正され、スポーツ基本法が成立したことに伴い、これまでの体育指導員がスポーツ推進委員に名称が変更になるため、同委員の報酬を定めた本条例の一部を改正するものでございます。

議案第63号は、粕屋町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。障害者自立支援法の一部改正に伴い、粕屋町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例について、所要の措置を講ずるもので、条例の一部を改正するにあたり地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第64号は、住居表示実施に伴う関係条例の整備に関する条例についてであります。住居表示の実施に伴い、仲原小学校、仲原小学童保育所、仲原保育所、原町駅前自転車駐車場及び原町駅南自転車駐車場の位置の表示を変更するため、関係条例の整備を行うものであります。具体的には、粕屋町立小学校及び中学校設置条例、また粕屋町学童保育所設置条例、粕屋町立保育所設置条例、粕屋町自転車駐車場設置及び管理に関する条例の4つの条例の一部を改正するものであります。

議案第65号は、粕屋町飲酒運転根絶に関する条例の制定についてであります。今回、本条例を制定する目的、経過及び主な内容といたしましては、福岡県では残

念ながら依然として高い推移で飲酒運転による事故が発生し続けております。全国でもワースト2という不名誉な状況が続いているところでございます。本町には本年2月9日に、町内におきまして高校生2人が飲酒運転の車に跳ねられ死亡するという極めて悪質かつ悲惨な交通事故が発生いたしました。

粕屋町でこのような悲惨な事故を二度と繰り返させないためにも、官民一体となって飲酒運転の根絶に向けた活動に取り組み、飲酒運転のない安全で安心して暮らせる粕屋町を目指すため、所要の整理をいたすものであります。

議案第66号は、粕屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。国民健康保険税につきましては、暫定賦課を廃止いたしまして、納期を6月から3月に変更するため、本条例の一部を改正するものでございます。改正の主な内容は、4月、5月の暫定課税、いわゆる仮算定方式を廃止し、国民健康保険税が確定される6月から3月までの10期に変更するもので、これまでの納期数はず、納期月の変更のみを行うものでございます。

議案第67号は、粕屋町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。障害者自立支援法の一部改正及び児童福祉法の一部改正に伴い、粕屋町重度障害者医療費の支給に関する条例について、所要の措置を講ずるもので、条例の一部を改正するに当たり、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第68号は、粕屋町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。これは、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部が改正されたことに伴う改正で、災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲に、死亡した者の死亡当時における、生計を一（イツ）にする兄弟姉妹を加え、災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲を拡大するものであります。

最後に、議案第69号は、工事請負契約の変更についてであります。この工事は、社会資本整備総合交付金事業により、阿恵大池公園整備工事を、今いたしておるところであります。この変更内容の主なものは、早期完成を目指し、来年度予定しておりましたサービス施設の設置、園路広場内の縁石ブロックの設置、並びにグラウンド内の雨水管設備の増工を行うものであります。今回の変更による増額は、2,186万8,350円であります。変更後の契約金額を1億99万3,200円とするものであります。議会の議決を求めるものであります。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。何とぞよろしくご審議賜りますようお願いいたします。

(町長 因 清範君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

続きまして、議案に対する質疑に入ります。

質疑は一括議案番号順にお願いいたします。質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

◎議長（進藤啓一君）

次に、意見書案の上程を行います。お手元に配付いたしておりますように、今期定例会に提出された意見書案は5件であります。事務局長が意見書案を読み上げます。事務局長。

◎議会事務局長（長 克義君）

議事日程表の4ページ以降に掲載してございます。継続審査分、第5号は省略いたしますので5件でございます。

まず、6ページをお開きください。意見書案第7号、子宮頸がんなど3種ワクチン助成の継続と国の制度確立を求める意見書（案）の提出について。上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。平成23年11月22日、提出者、粕屋町議会議員、川口 學議員、田川正治議員、山脇秀隆議員、本田芳枝議員。

続きまして、8ページでございます。意見書案第8号、円高から中小企業を守る対策を求める意見書（案）。標記のことについて、会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出いたします。平成23年11月28日、提出者、粕屋町議会議員、浦元 甫議員、山脇秀隆議員。

続きまして、10ページでございます。意見書案第9号、災害に強い日本の構築に向けた社会資本整備を求める意見書（案）。標記のことについて、会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出いたします。平成23年11月28日、提出者、粕屋町議会議員、浦元 甫議員、山脇秀隆議員。

続きまして、12ページでございます。意見書案第10号、防災会議に女性の視点を取り入れることを求める意見書（案）。標記のことについて、会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出いたします。平成23年11月28日、提出者、粕屋町議会議員、浦元 甫議員、山脇秀隆議員。

続きまして、14ページ。意見書案第11号、健全な国民健康保険制度の構築を求める意見書（案）。標記のことについて、会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出いたします。平成23年12月1日、提出者、粕屋町議会議員、向野正幸議員、因 辰美議員。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

次に、陳情書を受理しておりますので、事務局長が報告いたします。
事務局長。

◎議会事務局長（長 克義君）

議事日程表の18ページ以降、2件でございます。18ページをお開きください。陳情文書表。受理番号1番。受理年月日、平成23年11月15日。件名、子ども・子育て新システム」に関する意見書提出を求める陳情書。陳情の要旨、陳情書写し添付につき省略。陳情者の氏名、福岡市中央区大名、福岡県保育団体連絡会代表、成富正敏さん。

受理番号2番。受理年月日、平成23年11月25日。件名、安全・安心な国民生活実現のため、地方建設業界の存続・発展と国土交通省の事務所・出張所等の出先機関の存続を求める意見書提出に関する陳情。陳情の要旨、陳情書写し添付につき省略。陳情者の氏名、福岡市東区名島、国土交通労働組合九州建設支部福岡国道分会、分会長、松本 強さん。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

お諮りいたします。

本日上程されました議案等につきましては、付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本日上程されました議案等につきましては、付託表のとおりそれぞれ所管の委員会に付託することに決定しました。

次に、陳情書につきましては、会議規則第92条の規定により、お手元に配付の文書表のとおり、所管の委員会に付託いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

◎議長（進藤啓一君）

お諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第45条の規定により、議長に一任していただきたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は議長に一任していただくことに決定しました。

◎議長（進藤啓一君）

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

（散会 午前10時13分）

平成23年第4回（12月）

粕屋町議会定例会

（一般質問）

平成23年12月12日（月）

平成23年第4回粕屋町議会定例会会議録（第2号）

平成23年12月12日（月）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

1. 議事日程

第1. 一般質問

1番	議席番号	12番	安河内	利明	議員
2番	議席番号	2番	小池	弘基	議員
3番	議席番号	3番	田川	正治	議員
4番	議席番号	11番	向野	正幸	議員
5番	議席番号	15番	川口	學	議員

2. 出席議員（16名）

2番	小池	弘基	10番	安川	俊彦
3番	田川	正治	11番	向野	正幸
4番	長	義晴	12番	安河内	利明
5番	久我	純治	13番	山脇	秀隆
6番	因	辰美	14番	浦元	甫
7番	本田	芳枝	15番	川口	學
8番	伊藤	正	16番	八尋	源治
9番	澁田	順二	17番	進藤	啓一

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 長 克義 ミキシング 安河内 強士

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（20名）

町長	因清	範	教育長	大塚	豊
総務部長	田代	眞	住民福祉部長	工藤	龍一
都市政策部長	松永	誠一	教育委員会次長	因	友幸

総務課長	八尋恵治	経営政策課長	工藤早苗
会計管理者	伴栄子	収納課長	箱田彰
学校教育課長	関博夫	社会教育課長	安川喜代昭
総合窓口課長	水上尚子	介護福祉課長	清武稔
子ども未来課長	安河内渉	健康づくり課長	安河内裕治
地域振興課長	瓜生俊二	上下水道課長	吉武信一
環境生活課長	矢野正剛	都市整備課長	野中清人

(開会 午前9時30分)

◎議長(進藤啓一君)

おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名で全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議長(進藤啓一君)

ただいまから一般質問を行います。

質問者は会議規則等を遵守し、発言に関しましては、大所・高所からの発言に心がけ、さらに文書通告の主旨にのっとり簡明に、答弁者の発言に関しましては、質問にそれることなく的確に、しかも、わかりやすい言葉で簡単明瞭にされますことを、議事進行上お願いする次第であります。

なお、答弁側におかれましては、答弁者が誰か明確となるよう発声をもって意思表示されますよう併せてお願いいたします。

それでは、通告順に質問を許します。

12番、安河内利明議員。

(12番 安河内 利明君 登壇)

◎12番(安河内利明君)

12番、安河内でございます。まず、本論に入ります前に一言ご祝辞を申し上げます。

ご承知のように、この秋全く予期せざる篠崎前町長の退陣によって降ってわいたような粕屋町長選秋の陣が行われました。その結果、圧倒的な支持のもと因清範新町長さんが誕生をしたわけでございます。我が町のトップリーダーとして初議会に臨まれるに当たり、本町議員の一人として心からお祝いと歓迎の意を表する次第であります。

少し話が横にそれますが、ちょうど1年前、お隣福岡市では市を二分して市長交代劇が行われました。そして、政治経験のない36歳の若き市長が誕生しました。政治手腕未知数のテレビ界出身の単なるマスコミの寵児が果たして大福岡市のトップリーダーとして務まり得るのか、そんな不安や疑問が渦巻く中、議会初登場となったときのことであります。並みいる議員、マスコミ・新聞等々の就任注目の中、議会は開かれ、その中で彼は市の最重要議案とも言える予算案を一発で乗り切るといふ離れ業を演じ、驚きのうちに不安や疑問視を鮮やかに消し去ってみせたやに聞き及んでおります。政令都市大福岡市と我が粕屋町とでは規模においてもスケールの面でも大きな違いがありますが、新しい町長さんを迎えるという意味で、相似た

ような新町長さんの登場でありますので、実は、私は私なりに因町長さんの人物査定をしてみました。新町長殿は、昭和43年に本町役場に奉職の後、平成16年に退職までの三十有余年にわたり、住民課長、建設課長、総務課長、福祉課長、健康課長等々を歴任という豊富な経歴の持ち主であります。言ってみれば、本町役場の裏も表にも精通した行政の生き字引と申し上げても過言ではなかろうと思います。そういった意味で、よいしょするわけではありませんが、本町のかじ取り役として最適者と確信している次第です。

地方受難の時代といわれる今日、あっぱれ八面六臂の活躍あらんことを願いつつ、本論の方へ入りたいと思います。

さて、因町長の町政推進に当たっての公約といいますか、当節はやりのマニフェストによりますと、これからの町づくり5つのビジョンと題して大きく分け、5つの項目が掲げられております。改めて拝見しますと、まず、1項目に子供とお年寄り問題、2番目に教育・福祉・防災問題、3番目に生活・環境問題、4番目に地域・経済問題、最後に町の財政問題等といった具合に、5つの重点目標が掲げられております。そして各項目ごとに、さらに細目にわたって指針が示されております。いちいち述べることは省きますが、いずれも今日の自治体運営に欠かすことのできない重要課題ばかりであります。

その中で、今回取り上げましたのは、3番目のビジョンの生活・環境問題であります。その細目に目を通しますと、3点に分けて、1つ、交通事故から守る安全安心の町づくり、2つ、交通渋滞の緩和対策、3つ、生活道路、水路整備、バリアフリー化等の快適で安全な町づくり、といったように細かく課題が示されております。この3つの細目課題の中で、私が特に賛同の意を強くしましたのは、交通渋滞緩和対策であります。この問題については、実は昨年12月において、偶然にも全く偶然にも因町長が現役の建設課長在任中に、当時着工が遅れていた土井宇美線の丸の内須恵町境線を、当時の町長、小池弘輔氏と息の合ったコンビを組んで敏腕をふるうてもろうたおかげで、短期間で細かく申しますと、平成10年に測量、10年に着工、そして15年に完成といった早業で日の目を見るに至った経緯を、実は町長殿の名前を名指ししながら、土井宇美線の進捗状況を質問したのが昨年の12月議会のことでした。その1年後の今日に、時の担当課長が町長として返り咲いてこられようとは、全く予想だにしないことでありまして、あまりの偶然の出会い、巡り合わせに言葉を失するほどであります。その一方で大きな力を得たと申しますか、私にとりましては劇的とも言える新町長の登場に、背中を押されるような気持ちで再び、三たび、土井宇美線、南里新大間線の進捗状況について、取り上げた次第です。

本件については、昨年12月に都市政策部長より一応の答弁を得ております。しかし、ここであえて答弁の中身には言及しませんが、あれから1年を経過した今日、ご存じのようにトヨタカローラの土地買収は、本年8月に着工をみて、スマートインター西原信号機間の工事も既に始まっております。予定では平成25年3月末には完成となっております。もしもこれが開通した暁には、今ですら朝夕の通通勤時間帯の混雑は目を覆うほどですから、それを上回る渋滞は容易に予想されるのであります。交通渋滞の緩和対策、これからの町づくりの重点目標に掲げておられる因清範町長、あなたにとってかつて手塩に掛けて生み育てた土井宇美線が、まるで頭に大きな重しでも乗せられたように伸び悩んでおります。先ほど、現在は地方受難の時代というようなことを申しましたが、特に本年は例の東日本巨大地震に伴う原発問題が引き金となり、なおさら地方財政は何処も逼迫ぎみなことはよくよく承知しております。承知してはおりますが、どうか町長には現役の建設課長時代の情熱や熱血ぶりを思い起こしていただきまして、土井宇美線併せまして南里新大間線の両線の着工は一日も早く実現しますよう、一骨も二骨も折っていただきますよう切に要望する次第であります。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

安河内利明議員のご質問に、前段についてお答えいたします。この土井宇美線というのは、大変、私も記憶が深い路線でございます、丸の内信号から須恵宇美線に至る間の道路建設をしたところでございます。特に、酒殿駅に近うございまして、酒殿駅からのアクセスもこの土井宇美線にありまして、私の期待は、今の時期にはすべてあの地区は開発をされて、住宅団地になっておるのではないかと感じておりました。その辺は残念ですけれども、今後十分ご検討いただきたいと思っております。

都市計画道路の関係も含めて答弁いたしますけれども、粕屋町内には14路線の都市計画道路があります。計画決定を行いましてもう40年が経過いたします。平成23年3月現在、完了区間が40%、整備中を含めると56%になっております。全く着手できていない路線が4路線、これは全く着手できていないと申しますよりも、たった14平方キロの町域の中に14路線も計画道路があるというような町は、恐らく日本中で私どものところの町だけではないかと思っております。どうしてかと申しますと、これは主要国道また主要県道、幹線道路が非常に私の町を通過しておるということで、それにつなぐ道路、それから町と町をつなぐ道路等々の関係で、こういった14路線という多くの路線が計画道路になったのではないかという

ふうに考えます。いずれにいたしましても、これら計画道の路線についての見直しを行っておるところでございますけれども、なかなかこれが今申しますように国道、県道の幹線道路に入っているということ。それにつながっている。また、町から町へ、都市から都市へとつながっている道路が計画道路につながっておりますので、非常に見直しで廃止する計画道路というのが、なかなか難しい状況にあります。今後なお十分検討しながら、とてもできそうにないという部分については、やっぱり断念すると。いつまでも計画道路を被っておりますと、いろんな開発が、地域の開発に支障を来すと。また自由に勝手に住宅も建てられないというような状況がありますので、そこらは十分考えながら、今後積極的な見直しを図っていきたいと思います。

なお、土井宇美線の関係につきましては、今おっしゃるように須恵の開発インターの見直しをされているということで、これらの新大間線等との関連も含めて、状況を見ながら、一応調査はしておるようでございますので、その調査の結果については、都市整備部長の方から答弁いたしますけれども、考え方としては、開発インターの進捗状況を見ながら、どういうふうな交通体系になるかということを検討しながら、本路線についても考えていきたいと思っております。どうぞよろしくご理解のほどをお願いいたしまして、答弁いたします。

◎議長（進藤啓一君）

松永都市政策部長。

◎都市政策部長（松永誠一君）

ご質問の「土井・宇美線」「南里・新大間線」の今日までの進捗状況につきまして答弁させていただきます。平成16年度より平成20年度までの間に測量・地質調査及び道路予備設計を行い、県土整備事務所との河川協議を進めてきました。事業費につきましては、測量・地質調査業務が約900万円、設計業務が約500万円で、合わせまして1,400万円の事業費をつぎ込んだところでございます。

また、平成23年度の社会資本整備総合交付金事業として詳細設計を国・県に要望いたしましたが、資金計画等が具体的でないという理由により採択されておられません。

現在、県事業としての工事が千代・粕屋線、筑紫野・古賀線、福岡東環状線の3路線で事業が進められております。特に千代・粕屋線に関します町の建設負担金も、ここ数年で約22億円を投じております。また、町事業の道路建設では、戸原地内の土井・宇美線の整備を現在進めておりまして、今後も町財政を勘案しながらインフラ整備を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

安河内議員。

◎12番（安河内利明君）

これまで、町執行部の方は都市計画道路の千代・粕屋線の完成に合わせて、土井・宇美線の丸の内信号域から南里・新大間線の交差する地点までは、完成に合わせて実施するというような答弁を再三いただいておりますので、どうか因町長にはリーダーシップを発揮していただきますよう、よろしく願いいたしまして、次の質問に入らせていただきます。

質問の内容は、役場内の空気がこれまでと随分変わってきている。実はそんな感じを受けております。これまでは、役場を訪れるときには気軽な感じで出入りしておりましたが、このところ尋ねるたびに妙な違和感を感じるというのが率直な気持ちです。なぜそのように変わったのか。何か組織内に著しい変革でもあったのか、いろいろ考えあぐねておりましたところ、ふと思いついたのが、たしか今年の6月でしたか、役場では組織の見直しということで、部長制度が取り入れられたことに思い至りました。

役場の人事問題に関しましては、我々議員が物申すといいますが、くちばしをはさむのは、言ってみれば、よそ様の家に土足で踏み込むみたいなことで、大変口幅ったいことでもあります。それを重々承知の上で、1つ提言をさせていただくわけがあります。それは、私が昭和60年に本町議員になり、現在7期目になります。川口先輩議員には及びませんが、いつの間にやら最古参組みの一員になっておりました、片や古狸と、そんな陰口もあろうかと思いますが、それはさておきまして、人事にかかわるようなタブーの領域にくちばしをはさむことも古狸の使命ではなかろうかと、あえて俎上にのせてみた次第です。

さて、新制度の導入は、組織として本来あるべき姿と申しますか、しごく自然な成り行きではなかろうかと、私自身は思っておりました。ところが、新制度が導入されて以来、役場内の雰囲気は一変して、職員さんからかつての生き生きとした表情は消え去り、一言で言えば、役場内は暗い雰囲気、空気に囲まれ、果たして職員さんたちは十分に自分たちの能力を発揮できているのか、そんな感じさえ受けるのであります。

何事も新しき機構を取り入れますと、生みの苦しみと申しますか、定着するまではいろいろと齟齬があつたりかみ合わない点があつたりと、きしみが伴うのはある程度やむを得ないことでもあります。しかし時間の経過とともに、収まるべきところに収まるものであります。ところが、どうもそこいらのあたりが1年半を経過した今日、いまだに収まるべきところに収まっていないのでは、いやむしろ役場内の疲

弊度は増してきている、そんな感じであります。

住民への適正なる奉仕が何より求められる役所の職場には、常に温かみのある言葉や笑顔が飛び交い、活気あふれる明るい雰囲気になり、満ちあふれてこそ住民サービスも行き届き、それがひいては地域住民への信託・付託に応えていくことにつながるのではなかろうかと、私は確信しております。

誤解のないように重ねて申し添えますが、私は部長制度の導入に反対しているのではありません。むしろ私は組織の進化の証として、本来あるべき姿だと大いに賛同しているのです。しかしながら、残念ながら現状ではせっかくの新制度もいまだに十分に機能していないのではないかとわざわざを言わざるを得ないのであります。

着任早々の町長には耳の痛いことかと思いますが、それこそ寝耳に水の話で、答弁どころではなかろうかと拝察します。ただ、役場のトップ交代を機に、改めて制度の再評価をしてみられるのも一つの選択肢ではなかろうかということを提言するものであります。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

部長制度の導入効果についてのご質問でございます。一定のお答えをいたします。私が町長に就任して1カ月と何日かになりました。今までは副町長がおったんですけれども、今副町長がおりません。部長さんたちは副町長になったつもりで各所管をまとめて、私のところに持ってまいります。今までは部長制度があっても、課長が直接町長に話しにいたりということで、なかなか部内のことを部長は知らんというようなこともあったやにお聞きしております。今、私は各課長さんの直訴は聞かない。部長と一緒に来なさいということで、部長が所管の掌握に努めるように、そういったふうな組織づくりを、せっかくある部長ですから、そういった組織づくりをしております。

今、私は大変部長制度が敷かれておることに感謝をしております。大変助かっております。今後、じっくり私が就任した後の部長さん、それから職員の生き生きした目を見ていただきたいと思っております。ということは、職員の姿勢、それから目の輝きも変わったのではないかとこのように自負しております。詳細にわたっては総務部長の方からお答えさせます。

◎議長（進藤啓一君）

部長、どうでしょうか。部長もあれですから、質問に答えられますか、該当者ですが。はい、総務部長。

◎総務部長（田代 眞君）

部長制につきましては、先ほど安河内議員からお話がありましたように、昨年4月より導入を行ったわけですが、部長制導入に関連しまして事務決裁の権限や部内の職員の人事権限、これは部長に委譲いただいています。そのため事務決裁の迅速化や行政運営の効率化が進んでおると考えております。

また、定期的に部長会や部内の課長会を開催しまして、縦割り行政ではなく横串による情報の共有化、連携を図っておるところでございます。ご指摘がありました問題につきましては、今後検証をいたしまして、今後、因町長を支えてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

安河内議員。

◎12番（安河内利明君）

最後に因町長の今後のご健闘を祈念しまして質問を終わります。

ありがとうございました。

（12番 安河内 利明君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

引き続きまして、2番、小池弘基議員。

（2番 小池 弘基君 登壇）

◎2番（小池弘基君）

おはようございます。平成23年度、激動の1年であったと思っています。東日本の大震災、あと福島原発の事故、台風の風災害、本当、今年1年大変な年であったかなと思っています。そういった今年もあとわずかで終わろうとしております。また本町におきましても町長選挙が行われ、また新しい第6代の町長が誕生ということでございまして、私もいろいろなことを、粕屋町の議員になってまだまだ月日は浅うございますけれども、一回一回定例会議で、またいろんな一般質問をさせていただく中で、少しずつ勉強させていただいております。今回、初めて町長になられて、また初めての議会ということでございまして、まず、最初にお尋ねしたいなと思いますのが、前回の選挙でございます。因町長の方は、こういったマニフェストといいますか、粕屋町をこんなふうにしていきたいといった思いを綴られたものがございます。こういったものにつきまして、2、3質問したいと思えますし、本日は3つの大きな質問をしたいと思っております。

なられて間がございませんし、また粕屋町の現状等々をそう簡単にすべて理解できるということには難しいかと思えます。といいましても、町長の思いを今日はちょっとお聞きしたいなと思っておりますので、よろしくお願したいと思えます。

まず第1でございますけれども、先ほど言いました町長のマニフェストが5つございまして、そのうちの1つですけれども、子供とお年寄りにやさしい町づくりに関して、どういったふうなことを考えておられるのか、その点をまず1点、お尋ねします。

2点目につきましては、教育・福祉・防災の充実といったようなことを挙げておられます。これも同じように、町長のお考えをお聞きしたいと。

3点目は、生活環境の改善ということでございます。

4番目には、地域経済の活性化。これは非常に大きな、また難しい問題かとは思いますが、町長の思いをということでございます。

あと、5点目につきましては、町財政の健全化といったようなことで、先般、町長所信表明の中でやはり粕屋町いろいろなことをやっていきたいと。また子供がたくさん産まれて、学童保育の問題であるとか、この小学校の35人児童学級の問題、また施設の数が足りないと、いろんなことを、計画の思いを述べられましたけれども、またさりとて高齢化は確実に進んでおります。福祉の問題、いろいろと医療の問題等々ございますけれども、こういったものを一つでもやっていくためには、やはり財源といったものが非常に必要かと思えます。そういった中での行財政の健全化、これに対して具体的にはこういったことをやっていきたいんだと、これからまた執行部の方とのいろいろな話し合いの中で、また24年度の当初予算をこれから組まれる中で、そこらあたりはいろいろな手腕を発揮されるかと思えますけれども、まずは、今のマニフェスト、5つの約束についての中身をお尋ねしたいと思えますので、よろしく願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

それでは、小池議員の質問にお答えいたします。質問の要旨であります、マニフェストというふうにおっしゃっていますけど、私は町づくりの5つの公約というふうに掲げて、選挙戦で申し上げたことでございます。先日の議会冒頭で私の所信表明の中でかなり中身に突っ込んだお話をさせていただいたと思えます。そういった気持ちで、重複するところもあろうかと思えますけれども、傍聴の方もお見えになっておりますので、若干そこら辺重複させながら答弁をさせていただきます。

「子供とお年寄りにやさしい町づくり」についてでございますけれども、待機児童の問題の解消・解決や取り組みによる安心して子育てできる環境づくりや、今ゆうゆうサロン等でお年寄りが友達づくりをなさっています。また、シルバー人材センター等では、生きがいづくり、今までの社会で元気で経験したいろんな技術を、

今度はふるさとの粕屋町に社会貢献をするといった生きがいづくりがなされています。こういったものをどんどん広め、推進をしていって、元気な生き生きした高齢者を作っていきたいと思っております。

2つ目の、「教育・福祉・防災の充実」についてでございますけれども、学校・地域・青少年の各スポーツクラブ等々が一体となって、生きる力を育む教育や青少年の犯罪をなくす施策等、警察と協力しながら犯罪の起きにくい安心して暮らせる町づくりを積極的に取り組んでいきたいと思っております。

今回の大震災を受け、また地域防災体制を含めて、災害時にはしっかりとした対応ができる災害に強い町づくりを町民の皆さんとともに共通した観念で構築していきたいと思っております。

3点目の「生活環境の改善」についてでございますけれども、交通事故防止等、交通渋滞緩和、生活道路・水路の整備等、安心・安全の町づくりに取り組んでまいります。また、最近では自転車が車道を走れということになってきております。前は2メートル以上の歩道であれば自転車も今までは走れたんですけれども、3メートル以上といったことになってきているようでございます。もともとそうであったわけですが、ところが3メートル以上の歩道が付いている道路なんていうのは、都市計画道路ぐらいしかございません。今の現道の中でいかに安全な、歩行者と自転車が安全に通れるかということを考えていきたいと思っております。

4点目でございますけれども、「地域経済の活性化」についてでございます。地場産業の育成・活性化と併せて、本町の交通の利便性を活かした企業誘致による雇用創出に努め、農業については農産物を提供するという役割のみでなく、国土の保全や、今、江辻地区でコスモスや菜の花やひまわりが地域の方で江辻の環境を考慮しようというのと、粕屋の町花、コスモスをみんなで植え育てようということで、大変な面積を皆さんで長年作っていただいております。これは粕屋町民の心を癒やすばかりではなく、粕屋町以外の方がたくさんコスモスを見に、菜の花を見に訪れてあります。こういった地域コミュニティを醸成するような政策をも、今後どしどしあちらこちらにいろんなこういうものが住民の手で、粕屋町を思う心で、いろんなものが企画されるということの後押しをしっかりとしていきたいと思っております。

それから、農地は保水の調整機能や環境保全など多面的な役割を担っておりますので、本町の農業を守り育てていくと同時に、都市型近郊農業のあり方、そして後継者の問題など、農家や農協の方々と併せて、せつかく九大の農場が粕屋町内にございます。九大農場の研究者あたりの教えも借りながら、粕屋町の農業をどう育成発展させていくかということに取り組んでまいりたいと思っております。

5点目の、「町行財政の健全化」でございます。政策実行のためには、財政的な裏付けが必要なわけであります。そのためにも持続可能で安定的な財政運営を目指すため、財政健全化計画を見直しますとともに、諸施策の老朽化対策、適正な資産管理に努めてまいります。

いずれにいたしましても、今回の選挙におきまして町民に訴えてまいりました「心やさしい町づくり」、「安心安全の町づくり」を目指し、町民の皆様が粕屋町に住んでよかったと思われる粕屋町の実現のため、誠心誠意頑張ってまいりたいと思っております。議員各位のご理解、ご協力をお願いいたします。

以上で、今の質問にお答えしたところでございます。

◎議長（進藤啓一君）

小池議員。

◎2番（小池弘基君）

では、再質問をさせていただきたいと思っておりますけれども、1番から5番までいろいろとございまして、なかなか一度に聞くのも非常に難しいんですけれども、まずは、1点目の子供とお年寄りにやさしい町づくりについて、今いろいろ答弁いただきました。それは確かに言われるように子供もたくさん生まれております。毎年750名ほどの子供さん、新生児が誕生しているわけでございますけれども、粕屋町には産婦人科がたしか今はもうないのではないかなと思っております。そういった施設、また老人の方も年々増えてきております。シルバー人材センター等いろんなふうなことで、元気なお年寄りの方が生きがいを持っているということは非常に大事なことだと常々思っておりますけれども、すべての方がじゃあ健康で長生きできているかという、決してそうではない方も多いと思っております。そういった、やはり老人施設であるとか、そういったものの施設の充実といったこともやはり今後必要になってくるのではないかなと思っております。そういった施設をやはり充実させるためには、当然財源というものが必要になってくるわけでございます。先ほどからいろいろ行財政の健全化の問題等々ございましてけれども、そこらあたりの施設を今後どういったふうにして増やしていくのか。また、ある程度粕屋町だけで判断できないものであれば、近隣の町との、一応広域化を図っていくとか、そういった方向性について質問をしたいと思っております。

また、2番目の問題でございまして、教育・福祉・防災の充実に関しましては、給食センターの問題は、私の通告書の3番目に挙げておりますので、そこで詳しくまたお尋ねしたいと思いますけれども、やはりこういった問題というのは、粕屋町の問題になると、新しい、その当時は糟屋郡内でも本当一線を走っていた他町が、粕屋町をとにかく追いつけ、追い越せといったような時期もあったかと思いま

す。しかし、だんだんとその辺の老朽化等が進んだりして、決して粕屋町が非常に充実しているとは言いがたいところもあるんじゃないかと思っております。そこらあたりの問題等につきまして、町長のお考え等聞きたいと思えます。また、福祉について、特定健診や介護予防、そういったことがさらに増えていくためにはどういったふうなことをやっていくのか。また国保を、交付税につきましてもそうですけれども、なかなか受診率が上がらないといった現状がございます。だから、まあ、町長の思いとは別に、なかなか実績が伸びないもの、それをどうやって伸ばしていくのか、その辺がまた何かお考えがあればお尋ねしたいと思えます。

3つ目の生活環境の改善のところ、自転車の問題を先ほど答弁していただきましたけれども、自転車等、小学校、学校なんかではいろんな正しい乗り方の研修会みたいなのをやったりというのは比較的できるかと思えますけれども、じゃあ、一般の方たちにそういったふうな正しい乗り方であるとか、そういったものを周知徹底していくためにどのようなことを、どのような施策を考えてあるのか、そこらあたりを再質問したいと思っております。

4つ目の地域経済活性化の方につきましては、農業の話をされましたけれども、ここらあたりもなかなか難しい。特に粕屋町は福岡市のベッドタウンとして、ましてJRで行きますと10分足らずで博多駅まで着く、阪急があると、いろいろなことで集客がものすごく今は増えております博多駅部周辺にも簡単に行けるといったような、非常にアクセスの面、どちらも持っております。そういったふうな中に、関連産業といったものを両立していく、これは非常に難しいと思えますし、粕屋町の中では、こういったマスタープランといったものが、これは粕屋町の総合計画の後期計画のマスタープラン、これは23年度のものでございます。あとは粕屋町でも都市計画マスタープランという、これは22年度出ております。また、次世代育成支援構造計画といったようなものも22年にできております。このほか防災計画等々、たくさんいろんなものがございます。そういったものとのリンクといいますか、前篠崎町長が提唱してあった問題等、ある程度引き継がれるのではないかなと思えますけれども、そういったところも併せた、農業について言えば何かブランド化だとか、そういったふうなものを何か考えないと、ただ単に農業といっても、じゃあそれをどうしていくのかと、今近隣では、糸島市が非常にその辺では力を入れているんじゃないかなと。道の駅にしてもそうですけど、やはり地元の特産品あたりだとか、あちらは、海もある山もある、そういったふうな中では、道の駅なんか非常に造りやすい、といったところもありますけれども、かなり本当、糸島ブランドといったものを全面的に出しながら、非常にいい方向に進んでいる自治体ではないかなと思っております。そこらあたりのJAとの打ち合わせだとか、また農業の

ブランド化だとか、そういったものについての町長のちょっとまた再答弁をお願いしたいと思っております。

また、粕屋町、私も議会の方に入りまして、いろんな行政の視察にお伺いすることが多々あるんですけども、小さな町であっても、いろんなふうな面で、その一つの産業といいますか、お菓子であったり、いろんなのがあるんです。ところが粕屋町、農業に関してはブロッコリーが有名でございます。花で言えばバラ、そういったフラワーで、粕屋町のバラ祭りがあるように、いろんなものがありますけれども、この何かこう、お菓子にしろいろんな方も最近粕屋町に視察に来ていただける行政が増えているように聞いておりますけれども、何かお土産の一つでも、これは粕屋町で作っていますよといったものがなかなか見えない。その辺を、何か町長のアイデア、その他何かあれば、そういった思いもお聞きしたいなと思っております。

また、最後になりますけど、行財政の問題ですけども、やはり税収入がどうしても限られてきております。極端に今景気がいいわけでもありませんし、といたしまして、粕屋町は法人・町民税は増えてきております。そういった面では非常に各企業が頑張っていたいただいているということもあるんでしょうけれども、ただ、限られた財源をやはり少しでも多い、子供の問題にしろ老人の問題にしろ、それを使っていくにあたり、今までと同じような補助金をずっと出すということも、これは補助をいただいている団体にすれば、やはりそれはそれで一生懸命活動していらっしゃるわけですから、貴重な財源かと思えます。しかし、その中には、以前から出しているんで今年も出すみたいな、「いやあ、もういつのことから始まったかわからないけども、続いているので、だから単に今年もあげました」といった項目も中にはあるのではないかなと思えます。ただ、そういった補助金の見直し等の考えがあるのか、そこらあたりも踏まえて、再答弁の方をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

今、小池議員の方から再答弁についてご質問がありましたが、すべてについて答弁ができないと思えます。私が今思っている部分になるかと思えますけれども、ご辛抱いただきたいと思えます。

また、大変出生率が高い粕屋町でございますけれども、おっしゃっているように産婦人科がございません。これは、セキスイハイムに売却しました旧岩田屋産業跡地の一部をそういったゾーンにまだ残しております。道路に面した側を残しており

まして、今から産婦人科等の、そういう粕屋町に必要な医療機関等の誘致をしたいと思っています。誘致をするといっても土地を無料でやるとかそういうことではございません。大変あそこは高く買って安く売却した土地でございますので、今後有効に使っていただけるようなところに売却をし、町のために貢献していただきたいというふうに思っております。

次に、老人施設の関係でございますけれども、最近、青州会病院の方が新たな老人施設を考えたいということで、今、県の衛生部の方と折衝中であるというお話を聞いております。そうなれば、老人のいろんな方々のエリアが広がるかなと思っております。

次に、自転車については、小中学校はいろんな教育をしてあるけれども、一般にはその教育がないという現状でございます。確かに私も思います。地域、校区ごときに自転車教室を開いて、正しい乗り方とか等の普及啓発に努めていきたいと思っております。

それから、農業政策でございますけれども、やはり一番農家を思っているのは農協でございます。今、農業は金融中心でございますので、やっぱり原点に立ち返って農業のあり方とか、そういったものを行政と一緒にやって、そういった先進地等の状況等も研修・研究をしながら粕屋町にどういうふうな形でやるのが向くのか、そして後継者がまた引き継いでくれるのかという問題に取り組んでいきますと同時に、今、「なのみの里」が手狭になっておりまして、これを約3分の1ぐらい拡張するというお話もあっておりますので、これは粕屋町独自であそこに建設を、もう10年ぐらい前にしたわけでございますけれども、そのときは国庫補助金もいただいております。そういった関係で補助金をもらっている関係で、久山、篠栗の農家の方も直販に、「なのみの里」に入れてあるわけですが、どっちかと言えばそちらの量の方が今多くなっております。そういったことで3町で出資しているが、これは家賃として後で原資は返ってくるわけですが、そういった方法でできないかということで検討したんですけれども、それをやれば、事業主体が変わるということで、国庫補助の返還が伴うということをおっしゃっておりまして、それで農協から家賃の前倒しということで町に入れてもらって、そしたらあその土地が調整区域でございまして、公共団体でしか扱えないという縛りがあるものですから、増築するとしては粕屋町で入札をして、ということで、その原資について今どうするかという話をしておるところでございまして、直販の範囲が広がって、スペースが大きくなるということにも今取り組み中でございます。

それから、産業の活性化の問題でございますけれども、粕屋町でどういうものが特産があるかといったら、私も柿酢（カキス）があつたり焼酎があつたりは知って

おりますけれども、まずそういったものをきちんと町民の方にもわかるといった展示をする場所を、利用が多いサンレイクとか、そういった場所に作って、やはり地域特産の認知度の普及に努めていくと同時に、いろんな産業、特に中小企業は、粕屋町は大きな企業と言ったら明治産業ぐらいでございまして、あとは小規模な企業ばかりでございます。それで、粕屋町内の異業種交流をやれば、いろんな業態ごとの情報交換ができて、もっと「それだったらうちの方でこれをやらしてもらおう」とか、そういうものが出てくるのではないかということで、そういった話しかけを商工会でできるのか、今、四軒屋地区は事業主組合もございまして、そういった事業主組合も拡大とか、そういったところでも検討していきたいと思っております。

それから、財政の問題でございましてけれども、今の入ってくるもので今の事業をやっていけば、もう風船がもう満杯にふくれ上がっております。これを縮めるということも必要かと思っておりますけれども、また新しい財源を生む、金を生むところを見つけて、これは企業誘致をし、雇用の拡大につながり、自主財源を町がやるというようなこととなりますので、両面でやっていきたいと思っております。まずは補助金の問題が出ましたけれども、もちろん必要でない補助金についてはもちろん見直しをしなければいけませんけれども、そういった補助金は恐らく補助金の見直しを1回、2回やっておりますので、少ないのではないかと思います。それで、所信表明におきましても補助金の削減とかというのは言っておりませんし、また有効に補助金を活用してもらおうという考え方も2つ目には思っております。

以上ぐらいでよろしゅうございますか。

◎議長（進藤啓一君）

小池議員の質問は5点に集約されております。大体、1番目、3番目、4番目、5番目については答弁があったと思っております。小池議員の質問は、町長の考えということでございましたけれども、2点目の国保実施についての問題等が残っていると思っておりますので、担当課の方からお願いします。

工藤住民福祉部長。

◎住民福祉部長（工藤龍一君）

小池議員の質問にお答えします。特定健診の受診率を上げるということだったと思っております。国保財政、非常に逼迫しております。というのもやはり医療費が高いという一言に尽きます。それを下げるにはやはり病気にさせない、それから重病の方をこれ以上重くしないという対策が必要かと思っております。現在、議員が言われるように受診率を高くしてそういった人たちをピックアップするという作業を行っております。そのためにはやはり窓口で国保の事務をやっておりますから、窓口で受診を

してくださいということで、草の根運動といいますか、そういったことをやっています。

また、広報あたりでは毎回そういった特定健診がありますよというようなことは、再三やっていることでございます。とにかく受診率を上げて、医療費を下げるという取り組みをやっているところでございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

小池議員。

◎2番（小池弘基君）

はい、ありがとうございました。本当、今町長はじめ、また住民福祉部長の答弁でございますが、本当にありがたい言葉をいただいたと私は思っておりますし、先ほども言われました産婦人科の誘致の問題であるとか、そういったものを前向きに検討したいとか、また今の国保の受診率を上げるために、現実的には本当、各担当の方が一生懸命やっていただいております。私もいろいろハガキが来たり、忘れていた時なんかもそれを見ると「ああ、そうだな」ということで、やはり受診をしたりということをやっているようなところでございます。

また、自転車の問題も先ほど校區別でそういった勉強会をやっていければいいなといったこともございました。それから、そういったときに併せまして、やはり今年特に災害が多かった年でもあります。そういったことも併せまして、やはり防災のマニュアルといったものもございまして。そういったものもなかなか難しい問題は十分わかるんですけども、やはり年に1回、粕屋町で防災に取り組む、もしくはそういったふうな防災訓練をする、これも一応マニュアルの中には防災訓練するといったような文言も入っております。ただ、結果的にはいろんな諸事情があったかとは思いますが、できてないのもまた事実でございます。だから、このたび町長が替わられた、こういった一つの節目を機に、そういったふうな防災訓練と、あと自転車の勉強会とか、一度すればいいということではないと思います。東日本の災害でも小学校では大変な被害が出た。しかし幼稚園ではその被害がほとんどなかった。これはやはり幼稚園とかいうのは国の方針もそうでしょうけれども、やはり数多く毎月1回ないし2回いろんなふうな訓練をしている。それが身に付いているから本当有事の時にそういったことがすごく自然に出た結果ではないかなと思っております。

そういったところもありますので、町長にはもう本当にいろんなことをいろんな議員がまたこれから以降たくさんの方の一般質問の中で出てくるかと思っておりますけれども、できることから確実に、また本当、農業の問題もそうです。つまりいろんなこ

とを考えていただいておりますので、ぜひとも実行していただくようお願いいたします。次の方の質問に移りたいと思います。

2つ目の質問でございますけれども、第4次後期基本計画に対する見直しの考えがあるかどうか、基本的なところを町長にお尋ねしたいと思います。まず、1点目は九大農場跡地の利用計画について。2点目が九州大学の農学部周辺のJ R新駅建設について。3点目は粕屋中学校の周辺の開発計画について。以上3点をお尋ねしたいと思います。よろしくお願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

お答えいたします。第4次の基本計画に対する見直しの考えはあるかというご質問です。特に、九州大学農場跡地の利用計画についてでございますけれども、九州大学農場跡地の用地売却は、第1ステージから第3ステージの中で最後の第3ステージが九州大学農場跡地の売却でございます。平成31年度に計画が予定されております。

町といたしましても平成17年から18年に九州大学跡地対策委員会におきまして検討いたしまして、第3次粕屋町国土利用計画の中で「新たなまちの顔となる拠点」ということで位置付けられております。都市計画マスタープランの中でも「新しいかすやのシンボル拠点」と位置付けが行われており、跡地のあり方については、私は町民の皆様と協働して農場跡地のありようについてイメージ図等を作成していきたいと思っております。

また、九州大学農場周辺のJ R新駅建設計画についてでございますけれども、J R新駅建設につきましては、現在、福岡県土整備事務所により、福北ゆたか線と福岡東環状線道路の立体交差化と並行して、J Rと計画協議を進めているところであります。新駅設置につきましては、柚須駅と原町駅の乗客を取り合うことなく、新たな集客が見込められる、そして経営が成り立つかどうかの条件もJ R側にあります。また、九州大学農場付近はちょうどSカーブをしておりまして、設置基準が非常に厳しい箇所にもなっております。位置などにつきましても再度今後協議を進めてまいります。いずれにしても、この九大跡地の活用のありようが駅を設置できるかどうかのかぎでもあろうかと思えます。

次に、粕屋中学校周辺の開発計画についてでございます。ここは全体で54ヘクタールという広大な農地がございます。農振農用地という網が被っております。まとまりのある開発をこの地域は促進するゾーンとなっております。沿道型商業施設や流通業務施設を核とした一体的な面的開発の誘導を行う地域として、マスター

プランでは位置付けております。

福岡空港とも近接しておりまして、扇橋まで福岡東環状線も暫定4車線で供用開始をしております。国道201号線広田交差点までの道路計画にもただいま着手しておるところでございます。今現在、一部の地域でこの中に開発の話があつておるといふ話を伺っております。その動向を注意深く見守りたいと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

小池議員。

◎2番（小池弘基君）

私が今質問しました1から3までの関連がありますので、一括して再質問を行います。九大農場は本当、近々にも移転が行われるということでございます。ただ、じゃあ、あの土地を粕屋町が買えるかという、そういったことは非常に難しいと思います。ではどうするのかと言った中で、といたしまして、やはり粕屋町がある程度地目変更その他等々必要になってくるわけですので、やはりどんな開発がされるのか、また粕屋町の将来を非常に左右するような大きなプロジェクトになるかと思ひます。そういった中で、まず粕屋町としてもこういった計画が望ましいんではないかみたいなところは徐々に、そろそろ具体的な検討をし始めてもいいのかなと。ちょうどそういった時期に町長が新しく替わられたといったことでもありますので、その辺は本当町長も積極的に考えていっていただきたい。私の思いはやはりあれだけの広い14ヘクタールみたいなまとまった国の土地といひますか、九州大学の土地といったものがそうそうはないと思ひております。そういったものを、そこにただ企業を持ってきてといったことだけではなくて、やはり粕屋町、町長が言っておられますけれども、子供たちの将来に夢がある粕屋町、そういったものを大きなビジョンの中で考えていくときには、いわゆる六法みたいな特別行政法人の活用であるとか、そういった、また逆に県に相談なり話を持ちかけて、あそこを一大総合グラウンドではないですけども、粕屋町のマスタープランの中には、緑の公園ではないですけども、駕与丁、九大農場、あと丸山、そういったところを三角トライアングルとしての、やはり緑の開発といひますか、そういった公園化をしていきたいみたいな計画もやはり示されております。

そういったことで、やはり企業誘致、税財収、収入を増やすためには粕屋中学校の、先ほど町長が言われましたけれども、このマスタープランの中にもありますまとまりのある開発組織にするゾーンという位置付けの中にも、やはり粕屋中学校周辺が入っております。ですから、そのためには新駅といったものが必要になってくるかと思ひます。最近の大規模開発等につきましても、その基になる核になるよう

な駅が必要であるといったようなところもあります。非常に構造的なもの、技術的なものも含めた、難しいとは思いますが、やはりさつき町長が特に所信表明でも申されましたけれども、関係各所にいろんな要望を出しながら、単年度、緊急には難しく、原町と柚須駅の客が減らないようにといても、そこに企業なりがやはりできて、そこにいろんな方が、お勤めに来られた方の足となるような、やはり粕屋中学校周辺の開発。ただその中でも農業を続けていきたいという方、地権者の方もたくさんおられます。じゃあ、そういった方をどうするのか。また粕屋町の今後のあり方ですけれども、やはり近郊都市の農業をどうやって進めていくかといったところも並行して、やはり検討しながら、じゃあ農業を続けたいという方は粕屋中学校周辺からまた別のエリアに土地を探してあげるなりして農業を続けてもらうとか、いろいろな形をやはりしていかないと、行政の糟屋郡の方針がこうだからエリアが開発エリアだからといって一方的に押しつけることはまたできないかと思っております。だから、そういったところから、やはりこれは執行部が方針をどんどん決めて、前向きに検討していただかないと、なかなか企業が自分たちだけで何かプランを持ってこいと言っても、今の戸原北西部もそうですけど、なかなかうまくいかないような状況が考えられます。そういった面では、やはり九大農場の跡地、これをそういった粕屋町の子供のため、将来のためにも使えるような、そういった公園の施設の充実であったり、福岡市内もそうですけど、なかなか公式の野球場という球場がございません。そういったふうなのを作るとか、もしくは公式のサッカー場を作るとか、またドッグランみたいな、もう最近家庭で犬を飼ってある方もたくさんおられます。そういった方が本当に続々と自分の本当家族の一員として大事にしてある犬を伸び伸びと遊ばせるような、そういった施設を作るとか、また公式の、日本ではまだまだ少ないんですけれどもロッククライミングみたいな、そういった国際的な試合ができるような施設を作るとか、そういった何か子供の将来に役立つような、そういった施設も検討する一つとして、考えていただいて、そういったことを県であるとか、そういったところに相談していただいて、何とか実現できないかなと。あとは企業を誘致して、税収入を上げる問題は、粕屋中学校周辺をいち早くその辺の計画をしていただいて、それをするためには、やはりJRといった新駅、また東外環状線もここ10年ぐらいの間ではある程度の格好がつくのかなといった、それでいいタイミングでもありますので、これはぜひともしていただきたいと思いますけれども、そこで町長の、その辺のことの思いを再度お聞きしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

質問者の小池議員と同じ思いでございます。今後十分ご意見を参考にしながら、多面的な活用ができるような考え方を、やはり町の考え方を持っておくと、企業をばらばらにされても困りますから、そういった部分でも、ガードするためのそういった町の基本的な考え方というイメージを作っていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

小池議員。

◎2番（小池弘基君）

はい、ありがとうございます。ぜひとも、本当、粕屋町の将来を本当大きく左右するような大きなプロジェクトの一つだと思っておりますので、いろいろとすることはたくさんあるかと思えますけれども、ひとつよろしくお願ひしたいと思えます。

それでは続きまして、最後の質問でございますけれども、給食センター建て替えの考えについてということで、通告書をちょっと先に出していた関係で、町長の一般質問の中にもそのことが述べられております。私はこの件につきましては、もう何年も同じようなことを再三質問しております。特に今年も6月の定例会で今の進捗状況はどうなっているかといったところも教育委員長にお尋ねした経緯がございますけれども、やはり老朽化といったものは本当もう待たなし。特に町長のこの所信表明の中でも言っておられる食の食育、食の安全といったことの中で、本当に早急に何とかしたいといった思いは強く感じられます。

今現在、この給食センターですけれども、建て替えるかどうかを含めた検討委員会を作ってください、今審議中だと思えます。それは教育長の方からお聞きだと思えますけれども、23年度中にはその辺のところの取りまとめをして、教育委員会に答申をするといったようなスケジュールになっていたと思っております。だから、当然それを踏まえられて、24年度に設計費を計上するのか、それとも完全に民営に丸投げして作ってもらうように方向を決めるのか。あとは施設だけは町で作って、だから中の運営は民間に委託するのかといったところを十分検討していただきたいということがございます。

そこで改めまして町長がどういった形で、この給食センターの問題をクリアしていくのかということと、教育委員会もしくはこういった検討委員会から何か途中経過なりをお聞きになっておられるのか、そのあたりをお尋ねしたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

それでは、給食センターの建て替えについてのご質問にお答えいたします。現在、平成23年10月28日付で粕屋町学校給食検討委員会より現在の給食センターの現状、今後のあり方等について報告がなされたところであります。このセンターは老朽化もさることながら現在の粕屋町給食センター調理場は、学校給食衛生管理基準を満たしていないということのようでございます。つきましては、早急な建て替えが必要であることで報告がまとめてございます。こういった方法での建て替えかというのは、あと私どもの方でいろいろ検討しているわけでございますけれども、取りあえずこの建て替えにかかります関連予算について、24年度に計上することにいたしておりますので、そのときまた詳しくご説明いたします。よろしくお願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

給食センターの件ですが、教育長は何かございませんか。よろしいですか。

はい、因教育委員会次長。

◎教育委員会次長（因 友幸君）

町長の、質問のお答えにもありましたけれども、検討委員会の方では建て替えるべきであるという答えが出ておりますので、町もそれを受けまして、今後まず町長が言いましたとおり、規模とか運営方法、どういう方法でやるのか、民間委託にするのか、直営にするのか、そこいらをまず調査しなければなりませんので、平成24年度にその調査費として予算計上させてもらおうかと思っております。この件につきましては、また教育委員会とか議会等で皆さんのご意見を聞きながら検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

小池議員。

◎2番（小池弘基君）

ありがとうございます。本当に長年懸案といいますが、今本当に全国的な少子高齢とは全く逆の、毎年毎年若い子供さんたちが増え続け、小学校も増築をどんどんしないといけないような、非常に本当、全国的には珍しい粕屋町でございます。そういった中で、子供が増え、学校が、教室をどんどん増やし、そうなるとやはり給食の食数もどんどん増えていきますし、最近では食育といった観点からも、やはり安心安全な食を子供たちに食べさせてあげたいといったところがございます。大分本当、最近急速にこの問題も進展改善される見込みがたってきたなど、本当安心しております。大変皆様にはいろんな形をお願いばかりして申し訳ございませんけれ

ども、一番最初からずっと今日3問の質問をさせていただきましたけれども、ぜひともそれを実現していただくようお願いいたしまして、私の一般質問に代えさせていただきますたいと思います。

では、一般質問、これで終わります。

(2番 小池 弘基君 降壇)

◎議長(進藤啓一君)

ここで暫時休憩といたします。再開は11時10分からといたしますので、よろしくようお願いいたします。

(休憩 午前10時55分)

(再開 午前11時10分)

◎議長(進藤啓一君)

では、再開いたします。

3番、田川正治議員。

(3番 田川 正治君 登壇)

◎3番(田川正治君)

議席番号3番、田川正治です。通告に基づき質問いたします。

因町長は、12月議会開会に当たり所信表明でこのように発言されました。「昨今、政治は国民にとって厳しい改革を行いがちですが、政治の役割はそこに住む人間の生活を守ることにあります。町民にとって身近な存在であります町行政が、町民にただ負担を求めるだけでなく、しっかり町民の生活を直視し、きめ細かな心優しい行政サービスを提供できるかということが、これからの地方分権の流れの中で地方行政の役割として重要なことであると考え」と述べられました。私もこのような「心やさしい町づくり」を、今こそ町政に求められていると考えます。そこで、所信表明と選挙公約で町長が掲げられたことについて、関連して質問いたします。

まず最初に、「安心して子育てできる環境づくり」についてであります。因町長の選挙公約である5つのビジョンを町民は非常に期待をしております。どのように取り組んでいくのか、このビジョンのまず第1番目に「子供とお年寄り」を挙げ安心して子育てできる環境づくりを目指していくとしております。そこで町長が掲げた公約の実践として、次の6項目について見解を求めます。

まず最初に、発達障がい児の乳幼児療育事業、ことばの教室を、引き続き町の直営で行うことについてであります。先日、ことばの教室の存続を願う会の方々が50名の賛同署名を持って町長に要望書を提出されました。この要望書の内容は来年4月からことばの教室を完全民営化委託するのをやめて、引き続き直営で残してほ

しいというものでした。粕屋町のこたばの教室は昭和61年から25年間続いてきた、非常に歴史のある町の乳幼児療育事業であります。福岡県はもちろん、全国的にも先進的な取り組みを行ってきた町の誇れる乳幼児事業であると思います。特に感覚統合の遊具は未熟な幼児期の子供にはとても有効で、開設当時から乳幼児療育に遊具を使うことは珍しく、近隣の市町村が粕屋町を目指すと見学に来られたほどの療育内容でした。最近では、宇美町が町立で立ち上げた子ども療育事業の先生が施設を見学に来られたそうです。また今年4月に開所した福岡市東部療育センターにも粕屋町で使っている感覚統合の道具が取り入れられました。これほど優れた取り組みを粕屋町で行っているのに、なぜ民間に委託してしまうのか。障がい者を持つ保護者の方々は、行政が行うことが納得できない。このように大変な憤りを持っておられます。さらに問題なのは、この完全民間委託化について、厚生常任委員会では一言も報告されておられません。私も議事、常任委員会での内容をテープで聞きましたけれど、このことの説明はなされておらず、また資料も提出せずに実施しようとしていると思います。このような議会軽視のあり方や、さらに25年間の貴重な療育事業の財産を、保護者への説明も議会も不十分なままに民営化を強引に推し進める行政のやり方は問題があります。

町長、国と同じように福祉予算を切り捨てる。そしてただ民営化ありきで一方的に民間委託を強引に進めるべきでないと考えます。町長の答弁を求めます。

次に、町立保育所と幼稚園のことについて、一緒に質問をいたします。正職員の退職に伴う欠員補充と臨時職員の待遇改善、故障したエアコンの買い替えと雨漏りの修繕など、これからの老朽対策の予算について質問いたします。中央保育所を建て替えて民営化する計画がなくなり、新たに民間保育所を原町駅横に建設することになりました。新設する保育所の事業申し込みは13法人の申し込みがあり、最終的には4園を選考して審議され保育所が決定しました。それほど粕屋町は待機児童が多く、保育所への入所の需要が見込まれているということであり、今後も保育所を増やすことが必要になることも予想される。このような中で現在町立の保育所で残っているのは、中央と仲原と西の3つの保育所です。これらの保育所に対して町は公的保育児業の責任を果たさなければなりません。ところが、保育士の正職員の採用を行わず臨時職員の補充で済ませてきたことで、18クラスのうち2クラスで正職員が配置されていない事態になっています。このことは、私が6月議会での質問に対する答弁です。その後、育児休暇や退職者の欠員補充、臨時職員にクラス担任をさせていたことなど、どのように待遇改善が進んでいるのか。また、老朽化した保育所の建て替え費用や改修などの予算がないということで、中央保育所では8月から故障したエアコンが購入されず、雨漏りしている部屋も修繕せず放置されてい

ます。子供たちが安心して保育が受けられるために町としても一刻も早く解決すべきです。また、今後老朽化した建物の改修など長期的な予算が必要であります。

次に、幼稚園のことについて質問します。小学校1年生の35人学級に伴う幼稚園の30人学級の実施と正職員の補充についてであります。

今まで粕屋町では、保育所は待機児童が多くて、幼稚園は定数割れ、このような状況でありましたけど、来年度は定数を超える事態が生まれています。幼稚園の保育室の増設も必要になってきていると思います。それは、中央保育園では15人増加して3名が待機児童になるということが、この前の生活発表会のときに園長さんが話しておられます。また、仲原幼稚園では7名、西保育園では3名の待機児童がいます。また国の少人数学級の実施によって、現在小学校1年生35人学級になっておりますが、今後30人学級の実施が進んでいくことになりそうですけど、幼稚園は小学校より手がかかり、一人一人への支援が必要な子供が増えてきている状況もあり、また、労働組合も30人学級の要求をいたしております。

このようなことで、小学校にさきがけて幼稚園で30人学級を実施し、保育室を増設し、臨時職員を正式職員に採用して、保育体制を充実すべきと考えます。来年度は保育所と併せて幼稚園の待機児童の対策が必要になりますが、町長の答弁をお願いいたします。

次に、子宮頸がん、ヒブワクチン、肺炎球菌の予防接種の補助金の継続について質問します。

この事業は、国が昨年補正予算から今年度末までの時限措置として実施されておりましたが、ヒブワクチンと小児用肺炎球菌ワクチンは実施後に一時停止の時期があり、子宮頸がんワクチンについては、当初供給不足で接種時期の問題で対象者には十分行きわたったとは言えない状況です。さらに、子宮頸がんワクチンは3回の接種が必要であり、今年度に終わらない状況も出ております。ですから、国に対して来年度も引き続き緊急促進事業として公費で実施し、国民の健康維持増進に努めるように強く求めることと併せて、町としても来年度引き続きこの事業に対する予算化をすべきと思います。

1問目の最後に、給食センターの経過の建て替え検討委員会の審議経過と自校方式による給食の在り方について質問します。食育基本法が施行され、これに基づき全国の自治体でそれぞれの地域の創意と工夫を凝らした食育計画が策定され、食育の役割を重視する取り組みが進んでいます。このような中で、全国的にはセンター方式から自校方式へ見直しが行われています。特に近年自校方式を実施している自治体は、人口が増えて、1校当たりの児童数が多くなっているところで実施されているということが、全国学校給食会連合会の調査で報告されています。自校方式に

すれば、生徒は給食室からの給食の調理の音やにおいがする。また給食の温かいものを食べることができます。それに地元の農業生産者や農協と連携して季節に合った献立を作って安心な旬の食材を調達でき、放射能の心配をせずに給食ができます。さらに生産者の顔が身近に見えることで、体験学習の機会も増えて、給食を作る人の姿を通じて食育教育の観点からも非常に効果的だと言われています。町長の公約であります農業振興、地産地消の拡大にもつながるのではないのでしょうか。今後、老朽化した給食センターの建て替えを考える場合に、自校方式の実施も視野に入れて、年度ごとの長期的な予算措置も考えて検討すべきと考えます。

また、自校方式に関連しますが、町立の保育所の給食調理の在り方も、私立の保育所が行っているのに、各保育所での調理施設を整えるべきと考えます。何よりも災害時に学校や保育所などが避難場所になることから、食事の提供が容易になり、防災時の拠点にもなります。

以上について、町長の答弁を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

田川議員のご質問にお答えします。まず、1番の発達障がい児の乳幼児療育事業「ことばの教室」を引き続き町の直営で行っていただきたいという質問です。

粕屋町の乳幼児の状況は、出生率をご存じのとおり県内一番高く、これは喜ばしいことではありますけれども、他方、乳幼児の増加に伴いまして発達障がい児の増加もきたしております。ご指摘の旧ことばの教室、現在は「発達ルーム こんぺいとう」としてありますが、平成23年度は一部を委託しており、平成24年度より完全委託を予定しているところでございます。この理由につきましては、乳幼児の療育事業は、粕屋町健康センターで行っておりますけれども、対象児の増加に伴いまして、指導教室が不足しておりまして療育が受けられず待機者が出る状況がございます。また、対象児の発達特性も広範多様にわたりまして、多様な職種の指導員により専門的な対象児の発達特性にあった指導が必要であろうかと思えます。

こういう中、委託先の社会福祉法人玄洋会、昭和学園、これは私が福祉課時代にも、一時江辻山公民館で、そういった発達障がい児を集めてご指導していただいたという、この昭和学園は実績がございます。なお、先ほどお話ししましたように、23年度も一部この昭和学園に委託をして発達障がい児の子供たちの指導に当たっていただいたというようなこともございます。そのような中で、社会福祉法人玄洋会、昭和学園は、篠栗町にも糟屋子ども発達センターを開設してございます。これを委託することにより健康センターの教室とともに篠栗町の糟屋子ども発達センタ

一への教室も利用することが可能となります。また、指導者の職種も多種にわたっており、対象児の発達特性にあった指導を受けることができるものと思います。

また、田川議員のご心配の保護者のOBの方も、私直接お会いしまして、このことについていろいろご要望なりお話をいただきました。今後も保護者、行政、委託業者が一体となってより良い乳幼児療育事業を進めてまいりたい所存でございます。それで、このことでいろいろ協議いたしましたことで、保護者の一点、ご理解はいただいたものというふうに理解しております。どうぞよろしく願いいたします。

なお、保育所の正職員の関係、それから3番の保育所の故障したエアコンの問題、4番の幼稚園の30人学級のご質問、それから5番の子宮頸がんの関係につきましては、各関係所管の部長より答弁をいたさせます。

◎議長（進藤啓一君）

工藤住民福祉部長。

◎住民福祉部長（工藤龍一君）

通告書の2番から5番にお答えをいたします。その前に、1番の問題で、厚生常任委員会の説明がなかったということでございますが、これは3月の委員会で担当課が説明をしたようですけれども、どうも不十分な点があったようでございますので、今回また、厚生常任委員会で時間を取ってもらいまして、再度説明を行いたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、質問の答えに行きます。まず、2番の正規職員の補充ということでございます。現在、クラス担任について正規職員を配置するように配慮いたしておりますが、産休や育児休暇等で欠員が生じております。このため、クラス主任を嘱託職員で補っているのが現状でございます。この解消のために来年度正規職員を、これは幼稚園、保育園含めてでございますけれども、3名採用することで今内定しているところでございます。今後とも計画的に正規職員を採用していく考えでございますので、ご理解いただきたいと思います。

また、臨時とか嘱託の待遇でございますけれども、これは近隣の町村等も調査いたしております。問題ないというふうにうちは考えておりますので、また何かあったら対処していきたいというふうに考えております。

3番目の、エアコンの買い替えとか雨漏りの補修等についてでございます。備品それから補修等の予算については、基本的には園からの要望を協議して予算編成に当たっております。エアコンとか軽微な補修についてはその都度実施をしております。ただし、修理に多額な費用がかかる分については、買い替え等検討して予算化をしていくというふうになるかと思っております。実際、エアコン、補修をやっておりま

すが、かなりの高額な予算が要るようですので、来年度買い替えということで予算化をしたいというふうに現在考えております。

また、雨漏り等の緊急を要する分については、ほかの予算からも何とか工面して、そういうことには対処をしていきたいというふうに考えております。

4番目の30人学級のことです。提言の中では、幼稚園の学級編制については、義務教育における学級編制の標準の動向を踏まえ、今後検討が必要というふうに言われております。現在、改正義務教育標準法によりますと、公立小学校の1年生が35人、本年の3月に急遽決まったのがあります。粕屋町では、標準については設置基準の1クラス35人以下で運営をしております。今後も、粕屋町は非常に子供が多いところであり、現在の設置基準の35人編成で今後も行きたいというふうに考えております。正規職員の補充については、先ほど言いましたように3人ほど予定しておりますので、今後もまた計画的に採用していくということでご理解願います。

5番目の、子宮頸がんそれからヒブワクチン、肺炎球菌の予防接種の補助の件です。この事業については、国の「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金事業」ということで、24年3月末で期限限定の緊急措置の予防接種事業として実施をされております。

当ワクチン接種につきましては、国の予防接種部会により予防接種法上に位置づけております定期予防接種化に向け、今検討がされております。しかし、現在では法的な義務がない任意予防接種でございます。この事業につきましては、近隣の町村と今後国の補助の動向、まだ何も決定されておられませんので、その辺の状況を見ながら、町長会とも協議しながら決定をしていきたいというふうに考えておるところでございます。どうぞよろしく申し上げます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

因教育委員会次長。

◎教育委員会次長（因 友幸君）

給食センターの建て替え検討委員会の審議経過と自校方式による給食の在り方についてお答えいたします。

まず、建て替え検討委員会の正式名称は、粕屋町学校給食調理場検討委員会となっております。この委員会、9名の委員さんで構成され、8回の開議を経て、先ほど小池議員にも報告しましたけれども、10月28日付けで報告書が提出されております。報告書の中では、自校方式の点も意見が多数出ておりました。内容は、自校方式のメリット、デメリット。それにセンター方式のメリット、デメリットが述べ

られており、総合的に見て自校方式が望ましいが、粕屋町の場合、これからの子供が増え続けると予想される町であり、これからの児童生徒増に伴う学校の施設整備等用地確保、町の財政状況などを考えると、自校方式よりセンター方式で整備していく方が現実的であると報告されております。ただし、センター方式で整備する場合は、適温給食の提供や子供の成長に合わせた給食、子供と調理員の交流など、自校方式のよさも取り入れた衛生管理基準を充たす施設とされるよう努められたいと結んであります。

町といたしましても、教育委員会、議会等の意見を尊重しながら、また検討委員会の意見も尊重しながら、安心安全の学校給食調理場建設を今後進めたいと考えております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎3番（田川正治君）

発達障がい乳幼児療育事業の件についてですが、先ほど工藤部長は、3月議会で説明不十分だったということをおっしゃいましたが、先ほど私が発言しましたように、テープで私も聞いたんですよね。3月議会の厚生常任委員会、そして全員協議会、両方とも聞かせてもらいました。何もこのことについては、不十分どころでは、何も言ってない。資料は今年の3月から来年の3月まで1年間、23年度については、篠栗教室とここの健康センターとに分けて行うというのが資料では書いてありました。ですから、それだけしかないんですよ。それが、保護者の人たちに対する説明は24年度から完全に民間委託しますという話で、同意を得たとか説明できたとかいうことではないです。何も議会にも言わずに、一方的に利用者の人たちだけの了解を得るというやり方については、問題があると思うんですよ。そのところで、説明を不十分だということではないです。全くやらずに進めていた。これは大川保育所ときはまだ説明が12月議会とかで、3月予算だ、翌年度ということで、一定の期間がありました。それも説明はされた。今回は全くそんなことはないでやられているから、そしておまけに5月の町の広報にはそういうふうなことが書かれたということで、この保護者の人たちもびっくりして相談があったんですね。そういう点から見て、先ほどからこれを民営化していくという点について、民間委託していくということについて、これは今まで個別に話を進めているということで、もう事業者の方と事前にどんどん話は進めていきながら行うという在り方というのは、私は質すべきだと思いますね。

それと、もう一つは、先ほども言いましたように、保護者の人たちは本当にこの

粕屋町で乳幼児療育事業を行ってきていることを誇りに思うし、町のこの事業の恩恵を非常に受けて、自分たちは子供を育てていくのに、安心してやっていけると言うて喜ばれていることなんですよね。このことについては、ことばの教室は小学前の2年間、結局親も子も一番不安定な時期に療育を受けるということになるので、幼稚園、保育園、そういう中で発達障がい確定してもらって、これから先、小学校に上がっていく、通学するのと併せてことばの教室に通わせるのか、特別支援学級に通わせるか、特別支援学校に行かせるのか、このようなことを決めらにゃいかん、決断せにゃいかん時期なんです。こういうときに、今までのように、先生たちが親の悩みを聞いて、そして、この方向を一緒に指導してくれるということで喜ばれているということですよ。

そしてもう一つは、この町の直営であるということが非常に大事なんです。それは保育所や幼稚園、学校の先生との連絡もとれる。保健師さんがいろいろ見てくれる。そして役場の職員も福祉とか窓口の人たちが相談にのってしてくれる。このことは直営であるからこそ、こういうことができたということだと思えますよね。そして、このお母さんたちが言われている切実なことがこの先ほど言いました、町長に渡した要望書の中にも書かれておるわけですけど、自分の子供について本当に一人前になってほしいと、障がいの抱えている中で、という気持ちが滲んだこのことを、要望書に訴えられているんです。それは、まだ小さい子供たちですが、将来の社会的自立を目指して頑張っています。少しでも福祉の世話にならなくていいように、もしかしたら納税者になれるかもしれない。社会に何かお返しができるような子供に育ててほしいと願っておられるんですよね。このような状況で、先ほど町長も言われましたけど、粕屋町は障がいを持つ子供が5年前は6%、最近では10%ということで、増えてきているということが言われています。これは全国的な傾向なんです。それはやはり女性の方が働く、男女共働き、こういう社会状況の中で、そしてまた、食品添加物などとか、そういう食生活の問題などがあったりする中で、障がいを持つ子供が増えてきているわけですよ。こういう中で民間に委託してしまうということでは、町の責任という点で、本当に果たせる状況ではないというふうに今思うわけです。

そういう点では、引き続きこの町営で行っていくということ、そして部屋が足りないということであれば、2階の健康センターの部屋を間仕切りするとか、いろいろ工夫して増やしていけばできるし、療育指導する先生も増やすという立場で、本当に町長が所信表明でも言いましたように、乳幼児以上の充実を図る町有地に知的障がいの施設の誘致したい。このために言われているのは、心やさしい町づくりのために社会的弱者の配慮も必要です。町政を思いやりのあるものにせないかん、

このようなことを言われていることから見ても、このまま推移をしていくということについては、検討することを求めます。

それについての答弁をお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

お答えいたします。全く議会の方にそういった新年度から全部委託するというお話はなされていないという田川議員のご指摘でございますけれども、そこら辺では、要は私の方でも調査いたします。私はこの昭和学園、いわゆる専門的な知識を持った集団の学園でございます。そこに委託する方がよりよい障がいの子供たちの教育ができるということで、そういった方向で所管の方で24年度からやりますというお話を聞いておりますし、全く行政が委託したからといって全く行政が口を出さないということではございません。今までどおり、ご父兄の方からこういったことで学校との調整をとってほしい、連絡をとってほしいというような事情が出れば、もちろん行政の方でお手伝いというか、もともと行政の業務ですから、それを一部委託しているだけです。それは積極的にその委託業者の方と協議をして、学校との連絡をとってまいります。

それで、当初はずっと町で今までできておりますから、突然委託ということになればご心配もあろうかと思っておりますけれども、そこら辺の緩和については、ご心配の点は十分行政が入りまして、そこら辺のご心配の部分は取り除くように努力をしております。

ということで、よろしゅうございますでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎3番（田川正治君）

3問目になります。再三の質問です。今町長が言われた民間のところもいろいろなことで水準が高いということであろうけど、私が言っているのは、町の職員で十分そこは今までやってきてあるわけですから、これを活かして、そしてそれに必要な人がまた民間の人に来てもらうことが必要だということであれば来てもらって、それを補足してもらってやっていってもらおうと。主体は町が行うということの基本を考えてほしいということを行っているわけでありまして、民間がいいとか、そういうようなことだけで言ってきた問題ではありませんので、そういう立場で検討をお願いします。

それと、町長は、この待機児童の問題を含めて、障がい者の施設の問題を含めて、

安心して子育てできる環境づくりを進めると所信表明でも言われました。そういう点では、この老朽化した建物の問題とか長期的な計画を立てることなどを含めて、ぜひ検討とすることを求めたいと思います。

それと、給食センターの問題については、ちょっと時間がないので、次に進みたいと思いますが。ただ、給食センターの問題だけじゃなくて、保育所の問題も町営住宅の問題など、公営の施設が古くなるというのはわかっているわけで、建てたときからそういう長期的な計画を立てずに行くということは、保育所の問題でも表れてきているわけで、補助金が来ないということだけではなくて、町としての計画を今からでも作ることを求めたいと思います。

それで、次の質問に行きます。町長の選挙公約である防災体制の整備です。地震・津波・台風・水害などの自然災害と、地域防災の充実について質問します。

11月10日、11日、12日で、私等も含めて7人の先輩の議員と一緒に宮城県の震災の被害状況を直接見てきました。これは被災者の状況を見て、今後の粕屋町の災害対策に活かしていこうということが趣旨でありました。議員それぞれが実費で自費で3日間の視察に行っていました。非常に有意義な3日間でした。私はこのような視察は、ぜひ積極的に行うべきだというふうに感じました。仙台空港に着いてからは建物がガレキの山と化して、目を覆うばかりの被害の状況に声も出ない状況でした。バスから見る光景は、びっくりする状況です。安川議員は百聞は一見にしかずということで、後で質問されますけれども、本当に被災地の状況はみんな一緒に協力して、また国も施策を急いで行わせるようにしなければならないというふうに感じました。この中で粕屋町と同じ名前の大川小学校に行っていました。もう見るも無惨な被害の状況でした。北上川の堤防のすぐ横にある大川小学校、2階建てですが、2階の天井まで完全に水に浸かっている。そして、中にあるものはすべて流されるという状況になっておりました。生徒で残ったのは、115人のうち37人ということでした。避難した小学校にみんなで行って、町の方からの、それにチュウリップの球根を、に対しての援助などをいただきまして、みんなでチュウリップを生徒に渡しました。私はこのときに子供の顔を見て本当に涙が出て、こみ上げてくるのを止めることができないほどでした。これは、本当に小学校の学校の状況を見たら、堤防の横に建っているわけです。堤防の高さぐらいしか学校の天井はないという状況ですので、これは津波だけではなくて、水害問題も含めて、この粕屋町でも考えなければならないというふうに感じて帰ってきた次第であります。

そういう点では、国や県の防災対策を待つのではなくて、粕屋町の防災対策をできるところからやっていく、取り組んでいくということが必要だと思います。特

に、学校や保育所、老人施設、障がい者施設、このような高齢者や子供らの社会的弱者の対策が必要であると思います。そこで、全町民を対象にした避難訓練や避難場所の確保などについて急がなければなりません。東日本の大震災の教訓を生かした粕屋町の防災対策の進捗状況について、私も6月議会や9月議会にも質問いたしましたけれど、見解を町長に求めたいと思います。

この中で、質問項目について、以下発言です。水害で水浸しになった大川小学校の教室や体育館、町内のこの浸水対策が求められるわけでありますけれども、また町内の公民館が避難場所として大丈夫なのか、このようなこともあります。また、被災に遭うたときに、水や乾パンや缶詰、赤ちゃんのミルクなど食料の備蓄は大丈夫なのか、このような心配が町民の中からも出ております。要援護者と言われる高齢者や障がい者などの社会的弱者を掌握して避難させる体制についても、手挙げ方式ではなくて、全対象者を含めて名簿化し、対策を立てるべきだと考えます。

特に、先ほど言いました大川小学校の横の堤防の嵩上げについては、大川小学校の方側は、県の土木事務所から堤防を嵩上げしていいということでしたけど、対岸の方が、江辻側の子承がということでしたけど、このことについては、改めて県に対して災害を防ぐ河川事業として江辻側の堤防を高くすることなども要請してみてもどうかと思います。それと併せて、先ほど言いました、堤防よりも低い建物ということから見ても、今の大川小学校の位置を運動場側に、例えば私のこれは私見なんですけど、運動場側にも移動して、基礎を高くして建て直すということぐらい思い切っしてしないと、この大川小学校の宮城県の状態を見たら、後で被害が起きたことについて後悔をすることになることにもつながりますので、検討すべきだと思います。

それとまた、東日本大震災だけでなく、人災でもある福島原発事故が起きております。多くの方が今でも放射能の被害に苦しみ、仕事もできずに家にも帰れない状況が続いております。私が6月議会で質問した玄海原発から60キロ圏内である粕屋町の、同じ距離にある福島県の伊達市では、先日暫定規制値の2倍にあたる放射性セシウムが米から検出されて、米の出荷を停止したことが報道されました。また、福島原発から200キロ離れた埼玉県春日部市では、空気中の放射性セシウムは粉ミルクに入るなど被害が判明しました。先日、サンレイクで人権問題研修会があったときに、岡本・九工大名誉教授が、放射能が福島原発事故で東京の上空を通過して横浜までいったということが報告がありましたけれども、そういう点では、玄海原発からこの粕屋町までの距離も含めて、今後この原発事故に対する対策を講じるべきだと思います。そういう点では、原子力安全委員会は、このようなところは安定ヨウ素剤の準備など避難計画を策定することを求めていますので、粕

屋町としてもこのような放射能探知機とかなども含めて、役場や学校、給食センターに設置することなども考えるべきであると思いますが、町長の答弁をお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

ご質問の、1番の避難場所の確保並びに食料の備蓄、それから3番の玄海原発関係につきましては、所管の部長の方からお答えいたします。

◎議長（進藤啓一君）

田代総務部長。

◎総務部長（田代 眞君）

ご質問のまず1点目でございますが、町内の避難箇所といたしますのが47カ所指定をいたしております。ただ、指定を行っております中で、水害の場合など浸水・内水などで、指定避難場所へ避難することができないところも過去の事例からございます。現在、小学校区ごとの災害図上訓練という手法を用いまして、防災マップを作成しておりますので、そのようなところが見えてまいります。またそれによりまして地域にあった避難所が確保できるのではないかと考えております。

さらに、若宮区では、水害や津波などが発生した場合に、マンションの踊り場や通路を一時避難場所として提供していただけるように、地元区長さんからマンション等の所有者に働きかけを行っていただきまして、同意を得られているところもあります。

食料の備蓄の関係でございますが、町としましては、備蓄するための倉庫の設置等を今後の検討課題ととらえております。現在、株式会社イオン等災害時応援協定を締結しておりまして、緊急時の食料の応援協定を締結しておりますが、他県を見てみますと、コンビニエンスストアと食料やトイレの確保などを盛り込んだ協定を締結している例も見られます。これらの分野を含めまして、災害時における食料等の確保に向けて、鋭意拡大する方向で検討を行ってまいりたいと考えております。

災害時要援護者につきましては、さきの議会でもお答えをいたしました。要援護者につきましては、個別計画などのシステムをただいま構築中であります。関係課で協議を続けながら、本年度3月までの完成を目指し、順調に作業が進捗している状況でございます。

さらに、民生委員さんなどの協力を得て、登録への意思確認を行いながら、漏れがないように行い、また登録者の拡大を図るために1月号の広報、またホームページ等において登録案内を載せる予定にしておりますので、要援護者の該当になると

思われる方につきましては積極的な登録をお願いしておりますのでございます。以上です。

それから、3点目の玄海原発事故を想定した防災計画の見直しという質問でございますが、今般の東日本大震災では、地震や津波、さらに福島第一原子力発電所事故によって甚大かつ広範囲にわたる被害が発生いたしております。これを踏まえ、福岡県では、地震・津波対策にさらなる強化を図るとともに、原子力災害対策の強化にも取り組んでおるところでございますが、必要な修正が本年度行われる予定となっております。

上位機関であります福岡県の防災計画に抵触してはならないという災害対策基本法がございます。したがって、粕屋町におきましては、県の防災計画に原子力災害対策が盛り込まれればそれを受けまして、平成24年度に地域防災計画の見直しを行う予定にいたしておりますので、これを盛り込むようにいたしたいと考えております。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

水害防止のための大川小学校などの堤防嵩上げや冠水地域の対策についてのご質問にお答えいたします。

先ほどお話がありました被災地の大川小学校でございますけれども、このご質問も粕屋町の大川小学校でございます。被災地の大川小学校には昨日ですか、クリスマスツリーが立てられたということで、関係者のご父兄の方々、大変感激されておるといことが報道されておりました。粕屋町の大川小学校でございますけれども、基本的には多々良川の改修整備計画がございまして、これは福岡市河口からJR香椎線までが事業区間とされ、河川管理者であります福岡県土事務所により事業が進められているところでございます。基本的には下流から整備計画と整備の工事が行われますけれども、雨水橋付近が特に河川断面が狭小となっておりますことから、この区間を改修計画として検討されておるところでございます。

また、JR篠栗線より上流につきましては、九州自動車道付近までの調査・測量が済み、平成21年7月の集中豪雨の堤防越流をシミュレーションとした河川河道改修計画が策定されておまして、河川の流下能力の検討が行われてまいりました。ということで、大川小学校の右岸、左岸側の堤体の高さ等もこれによって明らかになっております。

福岡農林事務所により、一つは大川小学校付近にご承知のとおり、古屋敷の固定

堰、それと薬師の固定堰を統合し、これらが水流の阻害になっておるということが明らかでございますので、井堰を自動転倒化することで、この解消を図ることが一つございます。それから、それまでの期間がかなり期間がかかります。25年、26年にまたがるのではないかというお話でございますので、先ほどの田川議員のご質問のように、暫定的に大川小学校の右岸、左岸側の低い堤体のところを土のうなり何なり、暫定的な嵩上げ工事をしていただくように福岡県土整備事務所に要望をいたしたところでございます。

それから、近年の特徴的な集中豪雨、それにゲリラ豪雨でございますけれども、内水害の冠水対策といたしましては、ただいま下水道事業の雨水対策交付金を活用させていただきまして、平成22年度には役場の職員駐車場の下に、また、本年度はフォーラムの駐車場のところに設置をいたしておるところでございます。なお、24年度には御野立所の下に調整池を設置することで、計画をしております。どうぞよろしくご理解をお願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎3番（田川正治君）

田代部長から説明がありました要援護者の登録の問題は、ホームページとか広報に載せているということは、先日、前回伺ったときも言われましたけど、それだけでなく、私はあのときも言いましたけど、今現在でも宅配の弁当を社協から受け取っている人たちなどを含めての数から見ても、今登録されている人からプラスで100人ぐらいおられるんですね。それ以上に、独居老人になっている人たちも含めているわけですから、私が言っているのは、名簿化もして、そういう人たちに対する個別の案内を直接すべきだということを言っているんです。手挙げ方式というの、この前も言われました。今回はそういう説明でしたね。

それでは、先に進まないと思うんですよね。何でも役場が準備しとるけんしてくれということだけじゃ済まないと思いますので、そういうふうをお願いしたいのです。

それと、大川小学校の堤防問題については、砂袋を用意するという事になっていきますけど、根本的にはやっぱり河川の堤防の嵩上げ等を含めて小学校の建築の方向も含めて考えていかにかん問題ですので、そういう将来的方向もどうするかは、引き続き必要だというふうに思います。

それと、最後に、先日行ってきました宮城県の震災状況を見まして、特に思ったのは、何遍も言いますが、やはり公共施設などがしっかりしたところに建て、そうしてそれが避難場所になり、そういう状況が確保できるということこそが一番

今大事じゃないかというふうに感じてきましたので、ぜひそういう立場からも公共施設の老朽化なども含めて、建て直すことも含めて、計画達成に予算化すべきことを求めまして、発言を終わります。

どうもありがとうございます。

(3番 田川 正治君 降壇)

◎議長(進藤啓一君)

ここで暫時休憩といたします。午後の再開は13時、1時からといたしますので、よろしく願いいたします。

では、暫時休憩いたします。

(休憩 午後 0時06分)

(再開 午後 1時00分)

◎議長(進藤啓一君)

では、午後の部を再開いたします。

11番、向野正幸議員。

(11番 向野 正幸君 登壇)

◎11番(向野正幸君)

11番、向野正幸です。通告書に基づき一般質問をさせていただきます。

平成24年度より実施される中学校義務教育課程での武道必修化について、初めに武道精神の特性による人間形成について、教育長はどのように感じておられますか、簡単をお願いします。

◎議長(進藤啓一君)

すみません、①、②、③とございますが、それを続けてお願いします。決まりがそうなっておりますので、申し訳ございません。

◎11番(向野正幸君)

同じようなことですけれども。

◎議長(進藤啓一君)

ひとりだけそうなりますと、皆さんの統制がきかないようになりますので、お願いします。

◎11番(向野正幸君)

そういうことですが、2番、3番も同じことなんですね。内容、例えばある程度専門用語とかそういうようなことがありまして、本の中から抜粋して書いたのと、私が頭の中で考えたことを質問すれば、こういうことも読まなくてもできるわけですけれども、一応、1、3で同じことだと思いますが、それで結構ですので、よろしくをお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

よろしいですか。特別のことらしゅうございますので、この1問に、2問、3問は続けてしてください。では、1問の答え。はい。

◎教育長（大塚 豊君）

向野議員さんのご質問にお答えさせていただきます。武道の精神についてということですが、私はまず武道というのは礼儀を重んじると考えます。武道は礼に始まり礼に終わるとよく申されます。試合前の高ぶる気持ちを抑えながら、お互いに視線を合わせて礼をする。激しい攻防の後、終わったら服装を整え、相手を見据えて礼をするという場面をよく見かけるわけでございます。

2つ目に、武道の精神として、心を重視すると考えています。よく武道場に行きますと「心・技・体」、「しん・ぎ・たい」という言葉をよく見るわけですが、体を鍛え、技を磨き、究極のところは心を鍛えるということが武道の精神の2つ目でございます。宮本武蔵は1,000日の稽古を鍛といい、1万日の稽古を錬というと言っていて、鍛錬するのが非常に大事。技を通して心を磨けと言っていて。また、宮本武蔵が言った言葉で、万里一空という言葉がございまして、新大関琴奨菊も万里一空の境地を求めて日々精進努力いたしますと応えています。

3つ目に、武道の大事なことは、道だろうと思います。人間としての在り方、生き方を道を究めると申しますが、武道は勝ち負けの勝負よりも、人間としての生き方を求めるというところに特質があらうかと思えます。

かつて、相手を倒すだけの術であった柔術を人間の生き方としてとらえなさいと言った嘉納治五郎先生の教えが非常に評価をされておりますし、近年、柔道メダリストが不祥事を起こしましたが、あれはもってのほか、27年前のロサンゼルスオリンピック大会柔道の決勝で、山下泰裕は左足を引きずりながら決勝に臨んだ。一回り大きな体格のエジプトのラシュワンという選手が、決して左足を攻めなかった。かえって山下から組み伏されて押さえ込み1本で負けてしまった。しかし、世界の人たちは金メダルを取った山下よりも負けたラシュワンの選手の方を高く評価して、感動を覚えました。国際フェアプレー賞という賞をいただいて、今日私たちの記憶にもまだ新しいことでございます。

今言いましたように、心と礼儀と道、生き方を求めると。このたび、来年度から中学校教育に武道が入ってくるわけですが、その伝統文化を尊重するということは非常に教育効果があると期待しております。また、東日本大震災で日本人は何で礼儀正しいんだろう、何であんなに冷静なんだろうと、高く評価されましたが、これは日本の教育の誇る道徳教育、あるいは武道の精神が一つ通じるものがあるかと思って、これから国際社会に生きる子供たちにとって、非常に大きな効果

があるだろうと私は期待しているところでございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

向野議員。

◎11番（向野正幸君）

どうもありがとうございました。今、教育長から説明していただきました。私がおのことにつきまして、もう少し詳しく、同じようなこと、文言が入ってくるだろうと思います。柔道の山下選手は非常に立派だったと私も当時そのように思っております。

それでは、質問させていただきます。粕屋町立中学校に武道必修科目の中に剣道学習ができないかということについて、必修科目が選定されますと余程のことがない限り10年以上継続されると予想されます。すると、何千人かの子供たちが将来的に精神安定的な人間形成に多少影響が出るのではないかと予想されます。選定がある程度決まりつつあるのであれば、それを覆すかどうかわかりませんが、縁起を担いで直接、関係ありませんが、私が初めて一般質問できましたのは、11年前、平成12年12月議会です。そのときの質問は5問でした。そのうち4質問が実施計画されまして、内容を簡単に要約して申しますと、初めに、現サンレイクかすやです。平成10年10月に町民ホール建設の署名運動しまして、署名者9,636名分を提出しました。よって、平成15年着工、16年に竣工します。

次に、住居表示事業です。17年に実施され、継続事業されています。3番目に図書館横の道路、長者原駅西側から花ヶ浦交差点の間の道路拡幅工事が完了しています。

4番目がテニスコートと原町駅南側道路拡幅と駅西側の踏切り付近の拡幅工事です。テニスコートは移設されていますが、道路の方は徐々に改良されつつありますが、踏切り付近はまだですが、保育所開園の計画により工事改良が早まるのではないかと予測されます。

5番目が原町駅ビル、賃貸マンションの建設でしたが、これは全く駄目でした。

本題に入らせていただきます。質問を順序よくするために、全剣連から幼少年剣道指導要領というのを出しているんですね。それから、毎月剣窓というのを出しているんですね。これを私も取っているんですか、この中から私が頭で考えたものは幼稚で行ったり来たりするようなことがあると思いましたので、この中から抜粋させていただきます。

この幼少年剣道指導要領は第1章から第10章まであります。これの第1章、剣道の在り方、第1節、剣道の理念。剣道は剣の理法の修練による人間形成の道であ

る。

2節、剣道修練の心構え。剣道を正しく真剣に学び、心身を錬磨して、旺盛なる気力を養い、剣道の特性を通じて、礼節をとようとび、信義を重んじ、誠を尽くし、常に自己の修養に努め、以って、国家社会を愛し、広く人類の平和繁栄に寄与せんとするものである。

第2章、剣道初心者指導の在り方。

第1節、剣道初心者指導の目標。剣道の指導は、正しい剣道の技術を習得させ、心身ともに健全な人間を育成することを目標とする。

基本的な指導の目標を具体的に述べますと、1、剣道の技能を向上させるとともに、必要な諸作法を正しく身につけさせる。2、剣道を通して身体を鍛錬の方法。3、生涯にわたり年令、性別にかかわらず剣道が魅力になり生活の一部として継続できるよう指導する。4、剣道の修業を通して旺盛な気力、忍耐力、的確な判断力、決断力、集中力を養い、いかなる困難にも屈せず、現代社会を生き抜く自己の確立をはかる。5、礼儀作法を徹底して、礼儀本来の意味を理解させ、剣道道場内の稽古時のみならず道場外、日常生活に正しい礼ができるように指導すること。

以上のほか、用具の着装、打ち方、姿勢、残心、基本稽古方法等、多数あります。日本剣道連盟による必修化に向かったの取り組み、平成22年度、23年度に保健体育教員を対象に全国各地で研修会を開催しています。福岡県学校剣道連盟からの報告によりますと、昨年ですが、平成22年10月16日、17日2日間、福岡市博多の森にあります福岡県立スポーツ科学情報センターで研修会が開催されました。主催は、全日本学校剣道連盟、平成24年度完全実施の中学校剣道必修化に向け、剣道指導者研修会を福岡市で実施した。主に木刀による形、基本稽古に重点をおいて指導されました。受講者は、保健体育科教員ほか教員、参加者73名、男、女講師によって剣道学習の要素を培う指導、全員が楽しそうに受講してましたと報告されています。

また、福島県剣道連盟会長の武道必修化の取り組みについて紹介させていただきます。平成18年京都演武剣道大会での当時の文部科学大臣、伊吹京都府剣道連盟会長の歓迎の言葉の中に感動されまして、すべての中学校に剣道を選択できないかと取り組みに立ち上がりました。福島県会議員を介して、行政機関へ要望や陳情を実施。県知事、県教育長、県議会、各市町村の学校、教育長に、剣道連盟支部長が本部指導書を持参の上、剣道選択を要望しました。

要望の主な内容は、剣道指導者の確保、外部指導者の活用、一般で社会体育で剣道指導者、保健体育教員の武道の養成、予算の確保、これは用具の整備と保管場所、それから武道場の整備でした。

取り組みの目標は、剣道の選択学校が多くなれば剣道人口の増加で近い将来日本の平和繁栄ができると信じて運動しました。福島県と同じような要望は全国的に多いと思います。剣道導入は九州は多い方だと感じますが、特に熊本県、鹿児島両県は日本でも多くの剣道の高段者を男女ともに東京、大阪等大都市に輩出しています。人材が豊富な県では、多数の中学校に剣道を導入されると予測されます。

あと、ずっと続けていいですか。

◎議長（進藤啓一君）

よろしいですが、趣旨をはっきりもう少しおっしゃったほうがよろしいかと思えます。

◎11番（向野正幸君）

だから、趣旨は初めに申しましたように、学校に剣道導入ということです。その一言です。

◎議長（進藤啓一君）

はい、②、③も続けてお願いします。

◎11番（向野正幸君）

今からに予定していましたが、すみません。

3番目のところですが、必修科目導入の選定にあたり、専門家、見識者に参考意見等尋ねましたか。またこの意見を聞き、参考にされますか。教育長なり町長の答弁をお願いします。

数年前大相撲の横綱朝青龍が土俵上で万歳したことについて、賛否両論ありました。その中で、横綱を剥奪するとの意見もありました。西日本新聞に投稿された方の文章を紹介します。タイトルは所作を許しては駄目、道とは人が守り行くべき正しい道理と辞書にある。剣道、柔道、相撲道など日本の武道はその解釈のうえにのって、礼に始まり礼に終わる仕儀になっている。日本の武道は勝敗にかかわらず、心、相手に敬意を抱き、それを行動として外に表す慣例として礼があるのである。勝者はおごらず、敗者は捲土重来を期す作法だと解釈している。土俵上では許されるべき事柄じゃないと書かれています。

剣道は、試合で勝ったとき、試合会場でパフォーマンスで両手を上げたり片手を上げたり、飛び上がるようなしぐさをしたら、審判3名の合議により勝ちを取り消されます。子供たちには、初心の頃から稽古のとき、試合稽古をします。そのときに、指導しています。剣道も世界選手権大会があり、団体戦、個人戦があります。平成24年、来年度は第16回世界選手権大会がイタリアで開催されます。3年に1回です。剣道はオリンピック参加を反対しています。反対理由は、日本古来の伝統文化の剣道でなくなり、競技主体の剣道になる可能性があるかと懸念されているか

らです。

オリンピック種目になると、人気は上がるでしょうが、剣道の理合、理念の気、剣、体一致の打突ができなくなる。柔道がオリンピック種目になり人気は非常に出ましたが、武道精神が薄くなっています。勝ったときは万歳や喜びのパフォーマンスが試合などで見受けられます。

剣道の試合は3名で主審、副審2名で3角の居置に対し、試合者が動くので、常に3角対に、3名とも一番見える位置の審判に沿って審判します。試合者に対しては応援を静かに観戦し、決まったときに拍手と声援ぐらいで審判員に打突音、気合等が聞こえることが必要です。団体戦、個人戦の決勝等では水を打ったように静寂です。

仮に剣道が必修科目で学習される場合、指導方法はさまざまにありますが、要点を述べてみたいと思います。初めに、木刀による剣道基本稽古法を参考にして形式の稽古をする。太刀の形7本、小太刀の形3本、計10本があります。形の稽古の服装はジャージ姿でよいのじゃないかと思います。防具着装で稽古する場合も、ジャージの上に防具を取り付け、稽古方法はさまざまにありますが、まず、形の基本稽古法と同じように、打突部位で打つ、手さばき、身体動き方等を指導で充分だと思います。なお、剣道に興味があれば部活や社会体育で剣道を習ったらと勧められたらと思います。剣道に関することを述べるについては、何時間しても足りないぐらいあります。

最後に、剣窓に掲載されています、中学生の剣道に対する意識調査。中学校外部指導員についてです。それから、中学2年生の恩返しとはの文章を読ませていただきます。

全日本剣道連盟が、平成22年度に学校教育部会による剣道に対する意識調査を中学生に3回しました。さまざまに調査項目がありますが、1項目のみ紹介させていただきます。剣道の授業をやりたい。男子54%、女子39%。剣道の授業をしたくない。男子22%、女子55%。剣道の歴史を学びたい。男子79%、女子57%です。

それから、外部指導員に就いてといいますか、平成23年6月号の剣窓に掲載されている文面です。八王子市剣道連盟常任理事、元家庭裁判所の調査官、剣道錬士6段、尾崎敏子さん。女性の先生です。

退職後、中学校で剣道の指導をするようになって丁度2年経ちます。来年から中学校では武道が必修になる時期でもありますので、この機会に日頃感じていることを纏めてみようと思います。

中学校に出向くようになって、教師が想像以上に多忙であることに驚かされまし

た。

部活動は週に4回が基本です。このうち顧問教師が生徒と一緒に稽古できるのは、夏休み等を除くと月に1回あるかないかで、実際の指導は外部指導者に任されています。それでも、剣道の心得のある方が顧問されているので、それなりの目配りはできます。

一方、授業の方は、ほとんど剣道をやったことのない体育教師が担当しています。ですから、時間内の指導が精一杯で、竹刀や剣道具の点検をするまでの余裕はありません。授業は教師が指導し、外部指導員は補助役に徹します。

授業では、剣道具の着脱に時間がかかることから、時間割を組み替えて体育を2時間続きにするなどの工夫がなされています。わずか数10時間の授業で試合ができるようになるというのは本当に素晴らしいことです。中学生の吸収力の高さと積み重ねてきたものの大きさを感じます。しかし、授業が終わると教師の関心は次の種目の準備に向かってしまい、用具の手入れはされないままです。

剣道家にとっては当然の点検、修理をすっぽり抜け落ちています。武道の必修化に向けて、各地で教師に対する研修会が開かれていることと思います。講師となる先生方には、理念や技のことだけでなく、危険防止の観点から、竹刀や剣道具の扱いの大切さについても指導に力を注いで頂きたいと思います。

私は、長い間、家庭裁判所調査官として非行少年を相手にする仕事に携わってきました。退職後に剣道を通して関わるようになった中学生はとても明るく素直ですが、まだ幼稚です。そして、人間関係が希薄になっているといわれています。人と目を合わせることが苦手です。「闘い」という形ではあっても、一対一で向かい合っただけの技や気持ちのやりとりをする剣道は、このような生徒達にとって、文字通りの意味で人間形成に大変役立つものだと感じています。礼儀を身につけ、相手を思いやる心をはぐくむ貴重な機会になることはいまでもありません。

私自身が剣道を始めたのは、大学に入ってからです。途中で15年のブランクがありました。剣道を再開した頃は、単に稽古ができればいいという程度の気持ちでしたが、勧められるまま試合に出たり、昇段審査を受けるようになったりして、「生涯剣道」という言葉が重みをもって実感できるようになりました。

中学校で剣道に馴染んだ生徒達が生涯を通じて生かせるような剣道の精神を学び、これからの人生に少しでも役立つものが身につく指導を心掛けていきたいと思っています。

すみません、長いですが、もう一つ、中学生のものを読ませていただきます。

本当の恩返しとは。愛知県、中学2年生。

僕が剣道を始めてから7年になりました。今まで多くの人と出会い、多くの人に

教えを受け、助けられました。とても感謝しています。でも最近、感謝するだけでいいのだろうかと思うようになりました。受けた恩は返す「恩返し」をしたいと考えました。では、どのような恩返しをすればいいだろうか。考えてみると、とても難しく思えました。特に先生方には教わるばかりで、返せるものがなかなか思いあたりませんでした。この夏、甲子園で行われた全国高校野球選手権大会で、試合に勝利した高校生の選手が、「これで監督やコーチの先生方に恩返しことができました。」と言っているのを耳にしました。強くなるためには、指導して下さった先生方です。たしかにいい結果を出すことができれば、とても喜んでいただけます。昨年、僕も大会に出場して3位になったことがありました。先生も非常に喜んでくださいました。僕はその時、今まで熱心に指導をしてくださった先生に、その恩返しができるかと嬉しくなりました。しかし、その後しばらくして、僕の頭の中で1つの疑問が浮かび上がってきました。試合に勝つことで恩を返せるなら、試合に勝ってない人、試合に負けた人はどうするのだろうか。そういう人たちがたくさんいると思います。では、そのような人たちは監督やコーチ、先生方に恩返しをすることができないのでしょうか。その時、同じ大会に出ていた友達の顔が頭に浮かびました。目標に届かずに負けてしまったその友達は、とてもくやしそうな顔をしていました。その友達も、先生への感謝の気持ちは僕と同じはずなのに。

答えを出さないまま夏になりました。僕の中学の部活の先輩方は、最後の大会に向けて一生懸命に稽古をしておられました。自宅でも稽古を重ねられ、最後はチームワークのとれた素晴らしい試合をなされました。その時顧問の先生は、本当に嬉しそうに、「よくここまで助け合いながら頑張ってきたな。本当にありがとう」と言われました。決して強くはありませんでしたが、先輩方のがんばりは僕にも伝わってきました。僕はその時少し分かったような気がしました。

本当の恩返しとは、剣道を始めてから今までに、多くのことを学んできました。さまざまなことを本気で考えて、進んで実行すること。約束や義務を必ず果たせるように努力すること。心を養い、人格を高めること。人の役に立って世の中に貢献すること。感謝の気持ちを忘れないこと。このようなことが出来る人間にとって、初めて本当に恩返しできるのだと思います。

今の僕を見直してみると、まだまだだと思います。剣道を始めたのは7年前でも、本当に学び始めたのは最近かもしれません。これからもいろいろな失敗を繰り返すと思います。でも、その中から何か得る姿勢が忘れないようにしたいと思います。そして、その生涯を通じて立派な人間になり、お世話になりました先生方に本当の意味でも恩返しができるように、日々努力をしつづけてたいと思います。

以上です。教育長並びに町長、今までの感想といたしますか、聞いていただいて、

どんなものだと思いますか、よろしく申し上げます。

◎議長（進藤啓一君）

教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

向野議員さんにおかれましては、剣道の特質なり成果などたくさん調べていただきましてありがとうございました。私も40数年前、大川で剣道を始めましたので、個人的には剣道が素晴らしいなと思いますが、武道は剣道だけではありません。柔道、剣道、相撲、それからところによっては空手、長刀、弓道、そういうのも日本の古来からの武道だと考えております。また近々、粕屋町内には、今年玉竜旗高校剣道大会で2連覇を果たしました筑紫台高校の金森靖二監督は、大川小学校、粕屋中学校出身でございます。素晴らしい中前教育委員さんの弟でございますですね。それから、柔道にしましても、21年度に教育委員さんを退任されました新森祥爾先生、これは講道館柔道の本流をいかれる方でございます。今も講道館の柔道では新森杯という優勝カップを競う大会があつているようでございます。柔道も剣道も素晴らしい武道だなと考えておりますし、町内には柔道をされる方もたくさん、大勢いらっしゃいます。また、向野議員さんには長い間粕屋町内の子供たちが剣道でお世話になってますことを大変感謝を申し上げたいと思っております。

ただ、言えますことは、中学校に聞きますと、なぜ剣道を選んだかと言いますと、10年前から柔道をやっていると。平成10年度の指導要領の改訂では、柔道、剣道、相撲それとダンス、どちらか一つ選んでやりなさいということでしたので、今度柔道が新たに出てきたわけではないです。10年前から粕屋町の中学校では柔道をやっていたので、引き続き柔道をさせていただきたいと。それから生徒の体力の関係ですね。体格はよくなったけれども、体力はない。やはり体力をつけさせるためには、柔道が適しているんじゃないかと。3番目に、体育の指導教師の指導力の問題です。今、向野議員さんもおっしゃいましたように、剣道は防具をつけなければならない。道具を使う。非常に高度な技を使う。しかし、柔道は取りつきやすい、一般的に誰でも親しみやすいという特色がございます。そういうことでございますので、柔道を選んだということでございます。

まず、参考意見を聞いたかということでございますが、特にそういうことは聞いてないと。粕屋町の小中学校の学校管理規則には、学校の教育計画は学習指導要領の指示に基づいて、校長がこれを定めとなっておりますので、柔道、剣道、相撲どれか一つ校長が体育の教師あるいは地域の実態に合わせて、生徒の実態に合わせて柔道を続けていかせていただきたいということで、教育委員会に届がっており

ます。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

お答えいたします。日本の武道、先ほど教育長が申しましたように、相撲も空手も弓道も柔道も剣道も、いろんな日本武道があると思うんです。しかし、その中で精神は日本武道の中に、剣道の精神が充分生かされているということでございまして、今、教育長が申しましたように、柔道を粕屋町の中学校は選択しているということでございますので、その精神は剣道の精神も充分伝わってくると思います。

なお、粕屋町には剣友会というものがございまして、向野議員さんもそちらの方でお手伝いしていただいているということをお聞きしております。そういったことでございますので、充分ご意見は参考にさせていただきまして、今後の検討課題にもさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

◎議長（進藤啓一君）

向野議員。

◎11番（向野正幸君）

答弁、どうもありがとうございました。日本武道ですから、相撲、柔道、剣道、長刀、・・・も剣道に入るわけですけど、それは同じような精神状態だと思いますね。それが若干違っておるのは、とり方が違うとか、あるいは習い方が違って、若干そこに対する言葉が違う恐れがあることかと思いますが、ひとつよろしく願いいたします。

次に、町長に質問させていただきます。先日、9日に町長の所信表明をお聞きしましたので、①、②と書いていますが、併せてよろしく申し上げます。

粕屋町の将来像について、町長はどのように考えているか。リーダーとしての方針ということですが。先ほど、安河内議員から町長の経歴等並びに役場内の活躍を紹介されましたので、私は今申しましたことだけでは具体的なことがしゃべりにくいと思ひまして、小池議員が先ほど質問しましたこともありまして、私は4つをメモにしているんですが、先ほど小池議員が質問されました九州大学農業跡地対策の取り組みについて、それと東環状線の粕屋中学校付近から扇橋あたりの農地の開発ということでお話しして、これは、福岡市の人工島より非常に利便性がいいので、九大農場跡地と東環状線の粕屋中学校から扇橋あたりまでを引くくめて、絡めて、10年、15年先のことで議論していただきたいと思ひます。九州大学農場跡地対策の特別委員会というのは議会あたりもずっとあります。私も何年か対策委員

長で各地に視察に行ったりしています。しかし、具体的に、例えば九州大学跡地に学園都市とかあるいは住宅とか、そういう住宅都市といいますか、そういうものを計画してから、やはり実現するまでに10年か15年かかりますね。やはり初めはどのように構想でそういうものを選ぶかということと、あとは県とか国を絡めて、問題を解決しながら完成させないといかんと思います。今からまだ、7～8年先のことなんですけれども、まだ九州大学も六本松は計画ができていますけれども、九大の本部の箱崎の方では、まだ全然できてないというような、そういうところではありますが、10年、15年先を見越して委員会を設立し、またその中から選んでいただきたいと思います。

それから、3番目が福岡市の地下鉄を長者原駅まで延長ができないかについて、働きかけです。これは、粕屋町並びに篠栗、志免町とか、あるいは篠栗線を利用する人たちは非常に便利じゃないかと思います。

それからこれも立ち消えになっていることですが、長者原交差点からJR踏切の立体化交差の働きかけといいますか、取り組みです。これもやはり10年、15年かかるのではないかと。今まで議員さんが大変何回か私も含めてそうですけど、質問はされていますが、だんだん立ち消えとなっております。そういうことを含めて、ひとつ答弁よろしくをお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

いいですか。粕屋町の将来像の中で、特に申されたのは、九大農場の跡地対策、それから東環状線と沿線の開発、3点目に地下鉄の延伸の関係ということでございますが、それらを含めてご回答願います。

◎11番（向野正幸君）

はい、含めてお願いします。わからんところはわからんで結構です。わかるところだけで。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

お答えします。これは通告文とは全く関係ないような質問でございますけれども。

◎11番（向野正幸君）

先ほど、安河内議員が紹介されたように、町長は非常にというか、町内のことにも詳しく、こういう、今私が申し上げましたことはもう既に経験済みといいますか、どういったらいいんだろうかということがあると思います。通告していなかったんですが、もしわからねばわからんで結構です。これは、すぐ今からどうこうし

てくださいという問題ではありませんので。

◎議長（進藤啓一君）

因町長、それは粕屋町将来像の中に含まれている問題でございますので、言いますように九大農場跡地の関係、東環状線と沿線の開発、そして地下鉄延伸の関係だったと思いますので、今の段階で答えられる範囲で答えていただきたいと思います。

◎町長（因 清範君）

まず、九大跡地の関係でございますけれども、九大が30年から31年にはもう正式に移転するというので、本決まりになっております。当初この話が出たときには、10年先には移転するというお話で、もう20年先になるかというようなところでした。これは、先ほどのご質問でも申し上げましたように、新しい粕屋町の核になるところであります。これは九大跡地対策委員会の議会の方とも充分今までの経緯内容をお聞かせいただきながら、粕屋町の新しい核となるべくイメージ像を作りまして、それに基づいて、これは粕屋町の土地ではございません。国有地でございますので、文部科学省がこれをばら売りして向こうの移転先の土地を買ったり、建物を建てるという計画でございますので、そういったばら売りされるときでも、ここはこういうゾーンを希望するところに売却してくれとか、そういったことが、縛りができるようなものをできれば作りたいと思っておりますので、そのようにご理解いただきます。

次に、東環状線の問題につきましては、今、九大跡地の活用関係もでございます。これはJRの駅の関係もでございますので、それと粕屋中学校前の広大な農地の関係を引くくめて、議員の皆さん方も、それと九大、粕屋中学校前の広大な農地につきましては、これは民間活力で計画があれば、後押しをしたいと思っております。

それから、地下鉄の延長問題でございますが、これは大変難しい問題だと思えます。福岡市と合併すればそういったことももしやできるかもしれませんが、福岡市以外に地下鉄を持ってくるということになれば、約1キロぐらいしかございませんけれども莫大な費用がかかると。費用対効果がどうか、これは篠栗線でも博多駅まで、今は本数も多うございます。そういった関係も考えますときに、今は協議をするにも入らない、大変難しい問題だというふうに思います。

それから、長者原踏切とJR、長者原の交差点とJR踏切間の交通渋滞の問題でございます。これは数年前にかなり積極的に県が調査をいたしました。が、いろいろ信号機の調整もいたしましたし、近頃歩道も法務局の横に立派な歩道も作られました。また、九電の変電所側にも作っております。そういったことからして、県と

しては、非常に立体交差とかそういう取り組みについては、非常にやり方からして難色を示したものだというふうに思っております。今後も、交通対策委員会あたりと一緒に県に陳情に行ったり等々の仕掛けはしていったらいいと思っております。

以上だったですかね。

◎議長（進藤啓一君）

向野議員。

◎11番（向野正幸君）

どうもありがとうございます。それで充分だと思います。すぐ、どうのこうのではありませんので、やはり10年、15年先をですね。地下鉄問題なんかは、福岡市でないとできないということなんですけれども、そういうことも動きの中で、積極的みされて、万が一そういうことになれば、名町長ということになるんじゃないかなと思いましたが、長者原踏切付近非常によくはなっておりますね。よくはなっておりますけれども、立体交差でなかなかそういうことできないんじゃないのかなと思います。それも時間もあまりありませんので、次の質問をさせていただきます。

糟屋地区6町あるいは7町でも結構ですが、それぞれの特性や交通面の利便性、地域性を活かして、粕屋町を中心とした地域づくりを町長にお願いしますということで、数年前6町合併も賛成者が少なく、消えかかっています。今、道州制に向かって財界さまざまに実現に向かって運動している報道があります。先日も新聞に写真入りで載っていましたが、九州の産官有志の方で作る道州制のことです。模擬府長としてJRの会長さんですか、なったということが。非常に財界は動いていますが、議員ですか、国会議員並びに県会議員が本論は賛成、各論は反対というようなことで、なかなか前に進まないというようなことがあります。そういうこと、道州制がしかし近い将来に九州から進められるのではないかと思います。その前に、粕屋町が地域的に、糟屋地区の中心になって何かできないか、町長がその前面に立って、こういうことを活動に取り組んでいくということを開いてほしいと思います。

先ほど申しましたことも含めていいのではないかと。粕屋町が本当に中心的なところにあると思いますので、よろしく願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

それでは、全体を簡単に答弁させていただきます。

まず、粕屋町はかすやドームとか、サンレイク、フォーラムなど体育施設、文化

施設も大変充実をしております。また、他町の誇れるような憩いの場、駕与丁公園もあります。また粕屋町はJR駅が6カ所もあります。九州縦貫道のインターチェンジ、都市高速道路のランプ、交通の利便性に大変恵まれた、こういった町は大変珍しいと思います。そういった中での粕屋地区の中核としての存在感は確かに備えております。今現在、筑紫野・古賀線、これは道路建設でございますけれども、国道201号線から外環状線につながる東環状線、それに扇橋から福岡市を結ぶ千代粕屋線、いずれも6車線から4車線の高規格道路でございます。こういったものが平成25年から31年の完成を目指し工事が今着々と進められているところでございます。これら道路が完成しますと、粕屋町の基幹道路はおおむね終了するというふうに思います。粕屋地区の核としての基盤整備ができ、粕屋町を中心とした粕屋地区の発展が見込まれます。

しかし私はまだ粕屋町長に就任したばかりでございます。粕屋地区のリーダーなどとてもおこがましいことございまして、まず粕屋町のリーダーとして、人格・品格を磨き、それに相応する風格が身につくよう研鑽してまいりますので、よろしくご指導・ご鞭撻のほど、お願いします。

終わります。

◎議長（進藤啓一君）

向野議員。

◎11番（向野正幸君）

とりとめのない質問でございましたが、ありがとうございます。また、長い文章を読ませていただきまして、どうも教育長ありがとうございます。今後ともよろしく願いいたします。

（11番 向野 正幸君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

15番、川口 學議員。

（15番 川口 學君 登壇）

◎15番（川口 學君）

私は、この議会における一般質問を3つ行います。1つは子育て支援、2つ目は地域経済の活性化、3番目は公共工事入札の見直し、以上、3点を順を追って質問したいと思います。

質問に入る前に、まず歴史的な国難とも言える東日本大震災の現状を私も議員有志とともに11月10日より3日間視察に行ってきましたが、あまりの悲惨さに目を覆うばかりでした。多くの被災者の方々に心からのお見舞いとお悔やみを申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興を祈念するものであります。

また、私は10月の町長選挙において出馬され、激戦を勝ち抜かれた因新町長にその決断に敬意を表するとともに、今後の活躍に大きな期待を寄せる者の一人であります。どうか、今後町民の期待に応え、奮闘されんことを心から祈念をいたします。

それでは、一般質問に入ります。1つ目は、子供の医療費補助年齢の引き上げについてであります。子供の医療費補助の引き上げについては、全国的にはもちろん、福岡県内でも多くの市町村で県の助成対象就学前までとも、通院、入院とも補助している現状から脱皮して、対象年齢の引き上げを実施している市町村は、現在20自治体と年々多くなってきています。それはなぜか、少子高齢化社会の進行の中で子育て支援を行うためには、保育園、幼稚園の待機児の解消ももちろん必要ですが、病気にかかりやすい子供の医療費負担の軽減を図るためには、医療費補助の年齢引き上げが極めて重要な子育て支援の課題となってきたからにほかなりません。小学校3年まで通院、入院助成が行われておる町は、桂川町、水巻町、福津市など7市町村、小学校2年までが宗像市、小学校6年まで入院のみが福岡市など3市、中学校3年まで通院、入院とも実施しているのが築上町、吉富町など3校、そしてみやこ町は今年の10月1日から県下初の高校3年まで通院、入院までを無料化に拡充します。9月議会では、古賀市が入院に限定し、18歳まで来年度より実施することとなりましたが、その予算額は1,500万円を見込んでいます。もし粕屋町でこれを実施した場合は、幾らの予算になるのか、おそらく600万円程度で済むのではないかと聞いておりますが、もし試算してあれば教えていただきたいと思えます。

古賀の新市長は、実施のその理由について、子育て世代の定住化促進につなげたいとしています。町長は住んでよかった、町に住み続けていたいという町づくりをしたいと言われております。町長、あなたは国保課長の時、粕屋町で県下で初めて母子家庭だけでなく、父子家庭医療費無料化を実現されました。粕屋町においても、子育て支援の強化をするために、糟屋郡内町長会に強く働きかけて、子供の医療費補助年齢を古賀市に比べて恥ずかしくないように、せめて中学校3年生までぐらいは引き上げされるよう努力していただきたいと思えますが、町長の見解と決意をお聞かせください。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

お答えいたします。ただいま川口議員のご指摘のように、子供の医療費の引き上げについては、古賀市が入院のみ18歳まで引き上げるということでお聞きしてお

ります。このことについて、先般の町長会でもお話が出まして、できれば糟屋地区になれば古賀市まで入りますので、糟屋郡統一したやり方で足並みを揃えた方が医療機関も混乱せずによいだろうというような話になっております。今、担当課長、各町の担当課長で今協議中でございます。おっしゃるような形にできるだけ引き上げの方向で検討がなされると思います。私も積極的に発言をし、これが実を結ぶように頑張りたいと思っております。よろしくお願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎15番（川口 學君）

各糟屋郡の町長会での前向きの検討がされておるということは、私も聞いております。どうか今後の活躍を期待します。ここに厚労省が調査した結果が示されています。県内でいち早く中学3年まで通院、入院を含め実施しているみやこ町と苅田町の子供医療費の予算措置が示されています。みやこ町は就学前までの医療費は4,191万円余り、うち2分の1は県の補助金、生徒数は小学生1,104人、これで2,360万円、中学生は594人で840万円、小中学生合わせて3,200万円です。就学前までの医療費より少ないと。苅田町でも就学前まで無料化していましたが、この金額は7,800万円、うち2分の1は県の補助金です。今度中学生まで苅田町も実施しますが、小学生約2,000人、中学生約1,000人、小中学生合わせて医療費は6,840万円、苅田町でも小中学生の医療費が就学前までの医療費よりも少なくなった。そういう傾向はすべての自治体で共通しているとのことであります。どうか、この辺も踏まえながら前へ進めていただきたいと思っております。

続いて、住宅改修工事リフォーム助成制度の改善についてお尋ねいたします。住宅リフォーム助成制度は、今や全国の地方自治体で野火のように広がっている地域経済活性化事業です。福岡県では筑後市が2009年8月より最初に助成制度を実施し、500万円の予算が2カ月半で活用され、実績は受注75件、工事総額は6,400万円となり地元経済への波及効果は予算面だけで13番位になったと町は発表しています。筑紫野市では、1,000万円の予算は2カ月でなくなり、2カ月後には2,000万円の補正を組んだと、このように言われています。重要な地域振興策であることが立証されています。その後、実施市町村が11市町となり、今後の実施自治体は9月議会以降久留米市、大川市など5市町村、北九州市議会では9月定例議会で実施を求める決議が全会一致で可決されています。個人住宅に助成することは個人資産を増やすことになるとして、全国的には県ぐるみで助成制度を活用している県がたくさんある中で一貫して福岡県だけはこの制度を否定してきましたが、今年度から耐震対策として木造1戸建て住宅に市町村が助成してい

る自治体に対し、県単独事業として助成額の2分の1を加算するという予算4,536万円を措置することになりました。粕屋町では、22年11月に要綱を決定し、今年の6月1日より実施していましたが、利用者は太陽光発電など8件76万1,000円にしか過ぎません。問題点はどこにあるのかと尋ねましたが、粕屋町は全世帯に占める持ち家世帯の比率が低い。制度そのものが住民に充分徹底されていない。町内の建設業者の町民に対する働きかけが活発ではないのではないかなどが原因の一つではないかと言われていました。長引く不況で苦しんでいる中小地元業者と地域経済の振興のためにも、せっかくさきの町長が作られた制度が活用されるように、実施からまだ半年ですが、町民に広く周知徹底させるとともに、補助対象となる工事種別の規制緩和をできるだけ一日でも早く実施されるように要望しておきたいと思いますが、町長の見解を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

ご意見を参考にしながら、見直しをいたさせます。以上でよろしゅうございませうか。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎15番（川口 學君）

今のところ、規制がかかっておるのは、耐震構造とか省エネ改修とかバリアフリーとか、そういうものに、いわゆる工事種別、工事内容の補助が限定されています。多くの市町村では、いわゆる地域の経済効果を上げると同時に、中小業者の仕事を増やすと、零細地元業者の仕事を増やすということで、これが実施されておりますので、ひとつこの辺の規制緩和を検討をしていただきたいと、併せてお願いしたいと思います。

それでは、次に移ります。3番目、公共工事入札方法の見直しについてであります。国土交通省は地方自治体が発注する公共工事で、入札の予定価格や最低制限価格ぎりぎりを狙った応札が増加、健全な競争が損なわれているとして、入札契約適正化法指針の改正案をまとめて、中央建設業審議会に示し閣議決定したと聞いております。改正案は、予定価格や最低制限価格近くを狙うため、応札額が同額となるケースが出やすくなり、落札者をくじ引きで決めるケースが増加していると指摘しています。予定価格や最低制限価格の事前公表の改正の結果、粕屋町はどのようになっているか、わかれば粕屋町の現状を知らせていただきたい。

2つ目に、ちなみに福岡県と福岡市における最低制限価格、予定価格を調べたと

ころ、予定価格に対する最低制限価格を調べたところ、福岡県は建築は88%から89%、土木は84.5%から86%、福岡市は建築の87.5%から88.5%で、工種工法により少しのばらつきはありますが、以上となっています。

粕屋町は、3年前より10%ほど上げましたが、建築80%、土木80%と低い価格に抑えられています。ただちに、事前公表をすべてやめることは困難だとしても、県・市でもまだ完全に改正されたとは聞きませんが、その場合でも、せめて最低制限価格は県・市並みに引き上げないと、一番困るのは、それを下請けする小さな業者です。下請け単価をそれだけ抑えられるため、したがって不況で仕事が減少した上に、安い単価で仕事をさせられ、利益が上がらず、倒産する建設関連業者が後を絶ちません。つい最近も、ライオンズクラブの会長をしてあった業者の方が不渡りを出して倒産されました。何十年も続いた企業が中小企業者が、仕事がないというだけでなく、単価が無茶苦茶削られると。予定価格の半額以下に抑えられると、こういう左官さんとかブリキ屋さんとか内装屋さん、電気屋さんがおられます。そういう人のためにもこの件は是非検討をしていただきたいと思います。町長の見解を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

川口議員の方からご質問の公共工事の入札の見直しにつきましては、現状等を含め、総務部長より回答をいただきます。

◎議長（進藤啓一君）

田代総務部長。

◎総務部長（田代 眞君）

お答えいたします。

当町では、建設工事につきましては平成14年10月から予定価格並びに最低制限価格の事前公表を行って、現在に至っております。ところが、近年の動向を見ますと、国土交通省では、もう事前公表は見直しをなささいというような要請が、私の方にもまいておるところでございます。糟屋地区におきましては、今のところ、すべての自治体で予定価格の事前公表が行われており、最低制限価格についても、設定がある6市町のうち、当町含む4町において事前公表が行われているところではありますが、当町におきまして、平成22年度の工事に係る入札49件中、最低制限価格での入札が7件、そのうちくじによる落札者の決定を行った件数が5件発生していることも踏まえまして、この問題について見直しの時期に来ているとは認識をいたしております。しかしながら、見直しを行うに当たっては、外部からの

入札関係職員に対する不当な働きかけ、または口利き行為があった場合の記録・報告・公表の制度を導入するなど、談合等に対する発注者の関与の排除措置を徹底する必要がありますので、今後、調査・研究を進めてまいりたいと考えております。

次に、最低制限価格の引き上げについてでございますが、当町におきましては、平成21年度以前は予定価格を70%といたしておりましたが、21年度より80%に最低制限価格を引き上げた経過があります。このたび国土交通省の最低制限価格設定基準が一部改正されております。当町におきましても、入札実績等による試算を行った上で、最低制限価格につきましては、検討を行いたいと思っておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎15番（川口 學君）

以上、3点を要望いたしました。何とぞ前向きに検討して、粕屋町の発展のために寄与していただきたいと思っております。

これで、一般質問を終わります。

（15番 川口 學君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

これにて、本日の一般質問は終結いたしますけれども、お越しいただいております傍聴の皆様にお知らせをいたします。議会運営委員会の審議の結果によりまして、本日は5名をもって終了いたします。よって、明日13日火曜日にも5名の一般質問を行います。時間の都合がつかますれば、明日も引き続きおいでいただきますようお願いいたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

（散会 午後2時08分）

平成23年第4回（12月）

粕屋町議会定例会

（一般質問）

平成23年12月13日（火）

平成23年第4回粕屋町議会定例会会議録（第3号）

平成23年12月13日（火）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

1. 議事日程

第1. 一般質問

6番 議席番号	7番 本 田 芳 枝 議員
7番 議席番号	4番 長 義 晴 議員
8番 議席番号	10番 安 川 俊 彦 議員
9番 議席番号	13番 山 脇 秀 隆 議員
10番 議席番号	5番 久 我 純 治 議員

2. 出席議員（16名）

2番 小 池 弘 基	10番 安 川 俊 彦
3番 田 川 正 治	11番 向 野 正 幸
4番 長 義 晴	12番 安河内 利 明
5番 久 我 純 治	13番 山 脇 秀 隆
6番 因 辰 美	14番 浦 元 甫
7番 本 田 芳 枝	15番 川 口 學
8番 伊 藤 正	16番 八 尋 源 治
9番 澁 田 順 二	17番 進 藤 啓 一

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 長 克 義 ミキシング 安河内 強 士

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（20名）

町 長 因 清 範	教 育 長 大 塚 豊
総 務 部 長 田 代 眞	住 民 福 祉 部 長 工 藤 龍 一
都 市 政 策 部 長 松 永 誠 一	教 育 委 員 会 次 長 因 友 幸

総務課長	八尋恵治	経営政策課長	工藤早苗
協働のまちづくり課長	青木繁信	税務課長	石山裕
会計管理者	伴栄子	学校教育課長	関博夫
社会教育課長	安川喜代昭	総合窓口課長	水上尚子
介護福祉課長	清武稔	健康づくり課長	安河内裕治
地域振興課長	瓜生俊二	上下水道課長	吉武信一
環境生活課長	矢野正剛	都市整備課長	野中清人

(開会 午前9時30分)

◎議長(進藤啓一君)

おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名で全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議長(進藤啓一君)

ただいまから一般質問を行います。昨日に引き続き再度申し上げます。

質問者は会議規則等を遵守し、発言に関しましては、大所・高所からの発言に心がけ、さらに文書通告の主旨にのっとり簡明に、答弁者の発言に関しましては、質問にそれることなく的確に、しかも簡単明瞭にされますことを、議事進行上お願いする次第であります。

なお、答弁側におかれましては、答弁者が誰か明確となるよう発声をもって意思表示されますよう併せてお願いいたします。

それでは、通告順に質問を認めます。

議席番号7番、本田芳枝議員。

(7番 本田 芳枝君 登壇)

◎7番(本田芳枝君)

おはようございます。7番の本田芳枝でございます。それでは通告書に従って一般質問をさせていただきます。

まず最初は、情報公開度ランキングについてです。12月9日の所信表明は、内容がとても具体的で安心しました。立候補から選挙までの期間が短かったことなどから有権者に対する公約が見えなくて少々心配をしていましたが、議会初日に高らかに文書とともに公表されたことへ深い敬意を表します。

さて、その冒頭に、政治の役割は住民の生活を守ること、住民に負担を求めただけでなく、しっかり町民の生活を直視し、きめ細やかな心やさしい行政サービスを提供できることが地方行政の役割として重要であると述べておられました。生活を直視し求められているものは何か、具体的な施策を考えますが、限られた予算の中での優先順位は何かを明確にし、それを町民とともに考えないと一方通行になり、独善に陥ります。つまり、情報の共有化と住民参加が前提になると思うのですが、いかがでしょうか。

12月3日の西日本新聞に、市民オンブズマン福岡によるアンケート調査の結果が公表されておりました。福岡県も含めて61の自治体の中で34位という結果です。ちなみに、去年は42位でした。このランキングに関して、実は私はここ3年

ほど提言を続けています。一昨年も同じような調査があり、順位がとても低かったのでアンケートを見せてもらって、次回はもう少し順位が上がるよう努力をと申し上げていました。そうして、昨年3月にたまたま西日本新聞で町長の交際費の比較が掲載されていたので、一般質問で取り上げ、情報公開度を上げるために町長交際費を全面公開し、ホームページにもアップしてくださいと提言しました。篠崎町長も公開には乗り気で、10月よりホームページの改変をするのでそれに合わせて準備をしますという答えでした。実際、昨年10月よりネット上でも公開され、毎月の動きがわかるようになりました。

昨年の10月でしたので、今年4月現在の調査にその結果が生きているに違いないと、実は今年のランキングをととても楽しみにしていました。ところが、順位は上がったものの、真ん中以下、郡内の宇美町、新宮町、須恵町に5ポイントの差をつけられていました。分析してみると、町長交際費の中の慶弔費や病氣見舞いの個人名を非公開にしている、点数が伸び悩んでいたのです。それに、今年は新たに議会の情報公開度についての採点もありました。本会議とすべての委員会の議事録がホームページに掲載されているが10ポイント、本会議と予算決算委員会の議事録がアップされているが6ポイント、本会議のみが3ポイント、ホームページに掲載なしがゼロでした。また議会内容がホームページ、施設などで中継され、いつでも録画が見られるが10ポイント、ホームページでいつでも録画が見られる、録音ができるが8ポイント、DVDビデオを貸し出していて、視聴できるが5ポイント、ケーブルテレビで中継、または録画が再放されている、つまり議場に行かなくても傍聴ができる、これが3ポイント、議会の中継も録画も行われていないがゼロ、両方とも粕屋町は0点です。このランキングの調査はほかにも情報公開が公社や出資法人にも言及されていて、こちらの方では得点はいいのに、残念でたまりません。問題は2点、首長交際費についてと議会議事録のネット公開についてです。町長となられた今、情報公開に関してどのような気持ちで取り組もうとしておられるのか、その2点に関してお尋ねをいたします。

1点、首長交際費について、議会議事録のネット公開について、町長お願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

お答えいたします。まず、私の所信表明の中で、本田議員さんおっしゃいましたように、町民の目線で問題を共有すると、共有しながらその解決に向けていくという気持ちで私もおります。今日は、昨日、今年の漢字というのが「絆」ということ

で発表されました。くしくも京都の清水寺の管長さん、森清範と書いて「セイアン」と読むそうです。私は同じ字で「キヨノリ」と読みます。そういった絆という字を大切にしながら、今後の行政に町民の方と議会の方と絆が持てるように、まず信頼を勝ち取ってまいりたいと思います。

それでは、早速質問にお答えします。町長交際費についてでございますけれども、今からは、今までは、団体名とか法人名は公開しておりましたけれども、今後は個人名も自治功労者であるとか、そういった方の名前を公開するようにいたします。それから、議会の方の公開の関係ですけれども、議会の方は議会事務局の方と協議をしながら公開に向けて努力してまいりたいと思います。この情報公開というのは行政の透明性をいかに住民に開かれた行政にするかという大切なことでもございますので、今後、ご指摘の部分についても検討しながら、徐々に透明性をできるだけ住民にわかるようなシステムにつくり上げていきたいと思っております。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎7番（本田芳枝君）

今の答弁で思いましたけれども、もう少し具体的に進んだ形で答弁がお願いしたかったです。といいますのは、打ち合わせの段階で総務部の方と個人の公開が非公開になっているということについて、いろいろお話を申し上げたときに、ある程度の回答を得ておりました。その回答と、それからまた町長がたぶん話をされて、その結果が今の町長のお答えだろうと思います。自治功労賞の慶弔に関しては、名前は公表できると思うんですけど、病气見舞いというのは、やっぱりご本人が辞退をなさるということで、名前は出せないんじゃないかというふうにおっしゃっておられました。公表を前提にするということが、全町民に行きわたっていますと、もう最初からそういうのは必要ありませんとおっしゃる方も多いと思います。今、葬儀が家族葬祭というふうになっていまして、非常に簡素な形で進められております。私の父が実際の町長が来てくださったときは、とても嬉しかったんですが、実はよく知らなくて、町長個人の懐から香料があると思っていたので、お返しをしないといけないんじゃないかとすごく悩んだ、もう随分前の話ですが。したがって、首長の交際費はどういったことであるか、何に使うかを、もっと明確にして、住民の皆さんにわかるように。実際ホームページで公開することで首長の交際費は昨年から今年にかけて、ちょっと調べるのを忘れましたが、削減されていると思います。それに従って議長も公表なさっておられます。議長はとても前向きで、前からその話をなさっておりましたが、そういうことを考えてお願いいたします。

次に、ホームページのアップ、議会の公開度のことですが、議会は今議会特別活性化委員会でいろんな話をしていますが、実際、議会は予算を持ちません。その予算の実権を握っておられるのは町長です。したがって、事務局体制も町長がしっかり考えてくださらないと動きがとれないという。だから、議会は行政との両輪であるということが前提で、それに踏まえて議会事務局体制もぜひ充実をさせていただきたいと。具体的にはまた今から予算折衝があると思いますので、そういった中で少しずつ話を進めていただきたいというふうに思っております。

それで、もう一度町長に再質問をお願いします。どうでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

細部の詳しい内容につきましては、総務部長の方からお答えをいたします。先ほどおっしゃったように、議会と執行部は両輪でなければ物事は前に進みません。そういった気持ちは本田議員と同じ思いでございますので、よろしく願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

田代総務部長。

◎総務部長（田代 眞君）

町長交際費につきましては、今町長が述べたとおりでございます。公開に向けていろいろ研究、努力したいと考えております。

また、議事録のことでございますが、これにつきましても、予算的な措置は町長と執行部との間でございますが、公表するという運営になりますと、議会事務局とホームページを担当しております協働まちづくり課、これは連携して行っていくべきことでございますので、どういう方向が一番事務的に効果と申しますか、また経費面も含めて、有効かということをお今後目標としてまいりたいと考えております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎7番（本田芳枝君）

それでは、様子を見ながら予算にどう活かされているかを見ながら、今後も考えたいと思います。

次に、子育て支援とことばの教室のところに移ります。粕屋町のことばの教室は就学前の子供を持った保護者に高い評価をうけている優れた事業です。平成16年に発達障害者支援法が発布されましたが、それを先取りした形で、平成5年から始

まりました。平成6年に健康センターができて小学生対象の言語教室とともに専用の指導室が設けられ、出発時には3人の正職の言語聴覚士が指導に当たったと聞いております。

それが今は嘱託の言語聴覚士が2名、そして昭和学園からの派遣の先生が数名で、個別指導がなされ、そして昭和学園経営の篠栗町にある糟屋地区発達支援センターにも子供が通っているというような状況になっており、来年全面委託実施に向けてその準備が進められています。11月にことばの教室の存続を願う会の方が町長に要望書を出され、その後町長室で話をなされたそうですが、それが昨日の田川議員への回答には、保護者からも一定の理解を得ているという答えになっていて、なにやらおかしな雰囲気です。

会の方からも当初から報告を受けていて、事情は理解しているつもりですが、ニュアンスがかなり違います。その点も含めて、以下の3点の質問への答えをお願いいたします。

1、粕屋町がことばの教室を創設した狙いは、果たしてきた役割と現状分析について。そして3、今後の方向性は。住民福祉部長、お願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

工藤住民福祉部長。

◎住民福祉部長（工藤龍一君）

本田議員の質問にお答えをいたします。

ことばの教室を創設した昭和61年度までは、粕屋町には発達の遅れや偏り等を持つ乳幼児の療育施設がなく、町外にある療育機関に頼らなければならない状況でございました。そのため療育に通うのが遠距離になる、地域の保育園・幼稚園・学校等の連絡が難しく、地域外ということで指導対象枠が少なく療育に入れないことが多い軽度発達障がいについては、療育の対象とならないなど、さまざまな問題がありました。

そこで、発達の遅れや偏りを持つ子供たちが地域の中で乳幼児期から専門的な療育を受けることができるようにと、このことばの教室ができました。

設立以来、ことばの教室の役割といたしましては、大きく分けると、5つの機能があると思います。1つは、対象児に直接指導をする療育機能。それから2番目として、対象児の発達特性の理解や障がいを受容し支えていく相談機能があること。3、保護者等を対象とした研修会や懇談会による発達の理解促進機能。それから関係機関との連携・コーディネート機能。それから年長児きこえとことばの相談会による就学前を対象とした相談機能などと思います。

現状分析といたしましては、現在発達ルームこんぺいとう、去年まではことばの

教室ということではありますが、それは粕屋町健康センターで療育を実施していますが、対象児の増加による指導教室の不足や、それに伴う療育の待機児が出ている状況、また対象幼児の発達特性も広範・多様となり、さまざまな職種による対象児の発達特性に合った指導が必要となってきた状況でございます。

現在発達障がい早期発見・早期療育、子育て支援や虐待予防等が叫ばれている中、乳幼児療育事業の役割は大変大きなものがあると考えております。今後は、先ほども言われましたように、民間委託の利点をも生かして、多様な専門職種による幅広い視点に立った指導や就学後の将来につながる療育支援、また就学前の幼児や保護者にとって大変大切なこの時期に、先ほど申しました5つの役割を果たしていきながら、乳幼児療育事業にこの民間委託をもってさらなる前進を図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎7番（本田芳枝君）

毎回思うんですけども、歴史もある程度わかったし、こういった内容でしてきたかもわかったんですが、果たしてきた役割と現状分析と今後の方向性が具体的ではありません。今原稿を読まれたと思いますが、この辺はもう住民福祉部長は十分ご自分の考えでお答えができると思います。それで、この事業は、非常に就学前の子供を持っている保護者には高評というか、高い評価を受けている事業なんですけど、それが何故民間委託で、昨日は完全民間委託、私は完全とは思ってなかったんですけど、そういう表現もなされた。何故に、数字的な背景を話しながら、そういう状態になったのか、粕屋町が日本に誇れる非常にいい事業なんですね、これは。それを何故、昨年から今年にかけて、来年度に向けて委託という形にされるのか、その辺の流れがよくわかっていないので、その辺をもう少しちゃんとお話をしたいと思っています。

◎議長（進藤啓一君）

声をもう少し出してくださいということです。

どうぞ。

◎住民福祉部長（工藤龍一君）

まず、一番多いのは、大きいのが、やはり人数が子供が多くなって、この発達障がいの方もその比率に合わせてだんだん多くなってきたと。その中には、いろんな症状の方がおられて、現在2人の先生に教育をしてもらっておりますけれども、やはり専門的な教育が必要であるということになると、どうしてもその2人だけでは

対応できないというのがあります。やはり、会員組織を持ってあるところに、民間に頼みますと、いろんな専門の先生がおられるということで、それがやはり第一だというふうに私考えております。

それから、完全委託と言いましたけれども、官がやるところは官がやるということにしております。この前11月24日、保護者のOBの方がほとんどだったんですけども、先ほど言われた要望書の説明と、それから町長の意見を聞きたいということで、町長と会われております。そのときにやはり一番気にしておられるのが、就学前のお子さん、要するに就学してからの進路、どうしたらいいかというのが一番やはり心配されております。この点については、やはり現在の健康づくり課の方から幼稚園、保育園それから個人の家を回って指導していくということが、前と何ら変わらない、これからも役場の方で指導をやっていくと。個別指導をやっていくということで理解をしてもらったということでございます。

だから、先ほど町長が申しましたように、ある程度理解が得られたというのは、その辺を聞かれてある程度納得して帰られたというふうに私は思っております。

以上です。

◎7番（本田芳枝君）

質問が増えるのであれなんですけど、人数的な把握は。

◎議長（進藤啓一君）

データありますか、そういうものは。

◎住民福祉部長（工藤龍一君）

何の人数ですか。今のお子さんのですか。

◎7番（本田芳枝君）

結局人数が増えたということは、どういう経過でその人数が増えたから、その結果委託にせざるを得ないという状況なんですけど、ただ人数が増えただけでは、せっかく高い評価を受けている事業を、民間に委託するということが納得ができないので、どのような人数の評価、経過があるのか。今後もそれは多いの見込まれると思うんですが、その辺の数字の動きを教えてください。

◎議長（進藤啓一君）

工藤部長。

◎住民福祉部長（工藤龍一君）

こんぺいとうという、年中、年長さんのことですがけれども、現在、44名ほど在席しておられます。これが現在のところいっぱいであるということでございます。これ以上増やしようがない。先ほど申しましたように、全体としては子供の数が増えていることで障がい者の方も増えているということで、そういう入れな

い人たちは、発達相談ということで予約を受けまして、その時間、その日にちに、うちの方は専門の先生を頼みまして来てもらうと、こういうことでございます。そういう人たちがだんだん増えてきているということで、そういう人たちも何とか、そういう教室に入れるには、やはり粕屋町のあのボリュームだけでは対応しきれないというのがありますので、篠栗の方にもそういう面でたくさん収容できるようにするには、やはりうちと篠栗とで両方やっておられます民間の昭和学園の方に頼むのが一番ベターであるというふうに思って、今の民間委託の方向になっておるということでございます。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員、3回目の質問です。

◎7番（本田芳枝君）

今の質問内容でもちょっと違うんじゃないかなと思うところが幾つかあったんですが、それはまた、多分、常任委員会でいろいろ討議があると思いますので、最後の質問を大切にするために私申し上げます。最も大切に今問題にしたいのは2点あります。今、住民福祉部長が、官がやるところを官がやると、それはある程度正しいと思います。ただ、それをどうやるかですよね。どう事業化するか、表面化というか予算化するかというところなんですけど、官がやるところは人件費は表には出ませんので、形としてなかなか出にくい。だから、非常にいい職員がやっているときはいいんですけど、職員が変わったときにそれがなくなる可能性があるので、そこを、私は粕屋町の盲点だと思っていますが、まず1点目、問題にしたいのは2点あります。1点目は、聞こえとことばの相談会です。これは官がやるというふうにおっしゃっておられましたが、保育園や幼稚園に6、7月、町の職員である言語聴覚士と囑託の専門指導員、この方は町雇いですか、チームを組んで出かけて、普段の保育を観察しながら、子供の様子にチェックをかけ、保育の先生、保護者に相談して指導を重ね、就学前指導委員会にかけるという事業をここ数年、研究を重ねながらしてこられています。ところが今年は自分の子に問題、気になる発育があると感じた親だけがことばの教室に予約を入れて相談にのってもらおうというシステムをとっています。理にかなっているようですが、実際は縮小です。保護者は5月の広報で知ったとありましたが、私も6月の一般質問時に粕屋広報の編集の在り方で、その広報の在り方を質しています。健康づくり課のお知らせが別々のページに2つに分かれてあったんですね。ことばと聞こえの教室と、こちら側はつくしんぼ、さくらんぼ、あるいは子育てのそういうことばの教室に関する説明が全然違う場所に、全く違う形でありました。障がいを受け入れることは親には難しく、自分を否定されるようで、その現実を受け入れることをできるだけ先延ばしにしようとする

のは一般的に多く、何とかしようと相談機関を訪れたときは既に遅いことが、ままあると聞いています。子供の周りの大人がいち早く気がつき、早期発見のために必要な措置をすることが大事と先の発達障害支援法にも最重要課題として記載されています。

せっかくの優れた事業はどのようになっていくのか、今は見えない状況、具体的なことが何も聞かされていません。

2点目は小学校との連携です。支援を充実するために完全委託とありますが、そのことばのとおりであれば、小学校で特別支援学級に編入する子供、言語教室に通う子供が増えます。小学校の体制はどうなっているのですか。教育委員会との連携は、適正就学指導委員会へのゼロ歳からの流れが一番よくわかっている母子保健からの委員からの参加はどうなっていますか。教育委員会との連携が大きな問題ですが、そこも見えていません。この2点の答えをぜひお願いしたいと思っています。

◎議長（進藤啓一君）

工藤住民福祉部長。

◎住民福祉部長（工藤龍一君）

委託、先ほども申しましたように、教室の部分については委託でありますけれども、そういった障がい者の方の何と申しますか、指導とか、それからちょっと言葉は悪いですが、掘り起こしと申しますか、発見と申しますか、そういったことはやはり今後も同じようなことで続けてまいるということにしております。

それから、学校との関連と申しますか、協力体制の質問だったと思っておりますけれども、これもやはり、先ほども申しましたように、就学前の相談は町が行うということですので、その以降については、今までどおり何ら変わりはないというふうに自分は考えておりますけれども。

◎議長（進藤啓一君）

教育委員会の方で何かございますか、関連で。

◎教育長（大塚 豊君）

関連してお答えをいたします。粕屋町には適正就学指導委員会というのがございまして、就学前の子供たちについて、一人一人の子供たちに特別支援が必要な子供、お子さんについては、専門家の方に来ていただいて、この子は普通学級でいい、この子は特別支援情緒障害、この子は知的障がいというふうに、専門家の方たちの指導を仰ぐことにしています。その委員の中に保育所、幼稚園の先生方は入っておられます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎7番（本田芳枝君）

実は、資料が古くて、今は違うかもわからないんですが、私が平成17年度の資料を、適正就学前指導委員会ですか、そのメンバーを見ますと、保健所の方、代表は昇地先生でしたが、保健所の方、それから知的障がいの親の会の青木さん、それ以外の方は、小学校の先生と、それから保育園、幼稚園の先生なんですね。母子保健の方からの方は名前がないんですよ。実際0歳から就学前、ことばの教室をして、それを通して見ておられる母子保健関係の方が、やはり専門家としてそのお子さんの状況を小さいときから把握して、実に保健所は丁寧に0歳から見ていますので、発達障がいとかいうものは流れがあって、非常に表にそれが出るときと隠れてしまって、それが表に出ないときとあるんです。それで4～5歳で一応表に出るんですね。ところがそこで措置ができないと、小学校になって、いろんな不登校とか、いろんな問題を起こすという話も聞いていますので、その辺で、0歳から5～6歳になるまでの流れを一番よく知っている健康づくり課の母子保健の関係の方をぜひ就学前指導委員会にきちんと、例えば学校とか保育園、幼稚園の先生方と同じレベルで参加をしていただくように、教育委員会の方には要望としては申し上げたいというふうに思っています。

そして、これからも子供の数はどんどん粕屋町は増えます。実際私がブロッコリー通信を配ってまいりますと、宅地造成が非常に盛んです。小さいといたら失礼ですが、50坪ぐらいの家が、宅地がどんどん開かれて、それにはかわいい家が建って、若い家庭がそこに住むということが最近多く見られるようになりました。それはとても喜ばしいことだと私は思っています。そういった子供さんが今後健やかに育つためにも、住民福祉部と教育委員会が連携してこの発達障がいの子供さんの対応にしていってほしいと今思っています。

それでは、次の質問にまいります。子育て支援とブックスタート。話は変わりますが、議会の本会場のところで、役場が昨年残時間表示機を付けてくださったのはとても議員にとってはありがたいし、傍聴の皆さんにもとても楽しいというか、おもしろいんじゃないかと。それまでは全然時間がわからなかったので、どの程度進んでいるか誰もわからない状況で、やみくもの中で進めていたので、突然あわてて原稿をちょっとはしょったりすることがあるんですけど。だから、数字でものがわかるということは、とても大切なことだと、今つくづく感じています。

それではすみません、話がそれましたが。子育て支援とブックスタート。障がいを持っているかもしれない子供への支援をどうするか、実はその解決策、支援の一つにブックスタートがあると私は思っています。ブックスタートは粕屋町で生まれ

たすべての子供が対象です。親と子供が絵本を介して温かな時を共有することを目的に、粕屋町では平成16年に始まりました。5冊の本を紹介して、2冊の本を選んでもらう。図書館に来る親子と違って、絵本などにまるで興味のない親子へもボランティアが説明をして一組一組丁寧に手渡します。ところが、今年から2冊だったものが1冊に、絵本を紹介するのも短時間でということになりました。せっかく喜ばれて高い評価を受けている事業がなぜと思うのです。絵本を配るのでどうしても本好きの子供にするための事業と捉われがちですが、もちろんその目的もあるのですが、もう1つ大きな目的、いえ、こちらの方が大きいと私には思われます。それは子供と接する機会、子供と話す機会、子供を抱く機会をさりげなく自然に行える。しかもどんな口べたな親でも抱き方が下手でも、絵本を通じてやればできるのです。そうした親子が触れ合うことが0歳という時期に行うということがどんなに有意義か。

ここで私が申し上げたい最も重要なことは、2冊手渡すという意味です。図書館に代表される行政やボランティアが進めたい本と、親の好みは違います。また赤ちゃん一人一人にも個性があって好みが違うのです。自分の好きな興味のある本は自然に手が行きますが、そうでないものはいくらいいとわかっていても遠ざけます。親子に合った絵本、赤ちゃんの好きな絵本に出会うかどうかがこの事業の大きなかぎになり、そこがきめ細やかな心やさしい行政サービスになると思うのですが、いかがでしょうか。

児童虐待や発達障がいということばの定義について、私がここで問題にする観点は以下のようなものです。

児童虐待という言葉はとてもイメージが強く、私たち日常生活とのかかわり合いは薄いと考えられがちですが、私がここで問題にしたい部分は育児放棄です。必要なケアをしない親が増えている。マスコミで問題になっている例は、命にかかわる大きな事件です。そうではなくて、子供への愛着がわかなくて、子供とのかかわりを持ってない親、また親や大人のかかわりを拒否する子供についての話を進めたいと思います。子供への関心がない親、関心がない親に育てられた子供は自分の思いを受け止めてくれる相手がいないので感情が育ちません。したがって無表情、何を思っているのかほかのものにはわかりません。こういう親子は、貧困が大きな原因と思われがちですが、実はそれだけではないと、私は見ています。

今の世の中は、子育て文化がとぎれているとある専門家の方が話をされていました。時代背景がその年代年代で大きく違うのです。しかしながら子育ての基本は同じです。声かけとスキンシップ、これがすべてでしょう。これはお金がなくてもできるのですが、お金があるからこういうものを大切にしない人も多い世の中です。

まず自分、しかしいったん親となった以上は、子供をきちんと育てる、子供の目を見て子供が何を必要としているかを察知する。そのためのコミュニケーション能力を培うためにこそ行政は支援をする必要があると思っています。子ども未来課を中心にしてブックスタートを行う意味もここにあります。

それで、次の3点の質問を住民福祉部長にお願いします。

児童虐待や愛着障害などから見たブックスタート事業の効用について。町の子育て支援事業の基本は。それから2番目、23年度の予算執行について。3番目、子ども読書活動推進計画との絡みについて、以上の3点をお願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

工藤住民福祉部長。

◎住民福祉部長（工藤龍一君）

本田議員の質問にお答えします。まず、支援事業の基本ということでございます。活字にしますと第4期総合計画とか次世代支援行動計画あたりに書いてございますのでご存じかと思えます。子育ての基本は家庭にあるわけですが、保護者だけではすべてを行えるものではありません。子供が社会性や豊かな感情を身につけるためには多様な遊びや多くの人との交流が必要でございます。保護者にとっても気軽に子育ての悩みを相談したり、子育てについて学び合ったりする地域の人間関係が大切かというふうに思っております。

そのため粕屋町では、つどいの広場や私立保育園での子育て支援、子育てアドバイザー、ボランティアによる地域公民館での親子サロンなどを行っております。また健康づくり課の方でも、母子手帳の配付時から健康保険による面談を行い、母親とのかかわり合いを始めております。それから妊娠中から出産まで、育児を通して、適時に各母子に対して保険事業を実施しております。また、相談したり訪問したり、指導・説明などを繰り返して実施しております。その中で、ブックスタート事業というのがあります。10カ月の子どもに対して読み聞かせを行うということをやっております。このことは、親と子供が触れ合っていくこれからのきっかけづくりというふうに考えております。10カ月健診ということで、すべて100%に近い親に対して、このブックスタート、読み聞かせの機会を与えて、こういうことが大切でありますよということで、事業を展開しております。一人一人に読み聞かせのボランティアの方が5冊の本を読んであげておられます。今、本田議員が言われました、何で2冊が1冊になったのかということでございますけれども、私は2冊であろうと1冊であろうと別に構わないと思えます。これからは、やはり親子がいい本は紹介していますので、そこでまた、先ほど本田議員からも自らも言われましたように、それぞれ合った本を、いい本の中から合った本

を、あとは自分で購入していただいて、それから読み聞かせを実践してもらいたいと。図書館の方でも読み聞かせ事業はあっていますので、機会がたくさんあると思うし、自分でもできるというふうに私は考えております。

予算の関係でございます。ファミリーサポート事業が、22年度の決算が299万円、本年度、23年度の予算が310万2,000円で、現在のところ203万7,000円の執行でございます。それから子育て支援拠点事業、これは公営のつどいの広場の分については、22年度決算が260万5,000円、23年度予算につきましては、350万9,000円、うち現在までの執行は174万5,000円です。地域子育て支援拠点事業、これは私立保育園でやっている分でございますけれども、22年度の決算が1,480万円、両者の総計は約8,000人でございます。23年度の予算につきましては2,220万円を計上しております。執行率は年度末に行いますので、ゼロでございます。それから、一時保育児童、これは379万5,000円、今年度は私立保育園が増えた関係で589万円、執行率は、年度末に行いますので、ゼロです。それから子育て応援団については73万円が昨年度の決算でございます。今年度の予算といたしましては106万4,000円で、現在のところ47万9,000円の執行でございます。それから、11月13日にサンレイクで行われましたわっしょいフェスタについては、22年度の決算は26万円でございます。今年は31万5,000円の決算でございます。ブックスタート事業、22年度の決算につきましては97万1,000円で、今年度予算につきましては56万7,000円、これにつきましては、やはり先ほども言いましたように、2冊が1冊になったということでございます。それから、育児サークル補助、これが19万3,000円、昨年度の決算でございます。今年度は21万8,000円の予算に対しまして18万5,000円の執行でございます。

以上が、2番目の質問の回答でございます。

3番目の子ども読書活動推進計画でございます。これは教育委員会の方で策定を今しているところでございます。教育委員会次長に聞いた話です。原稿までできあがっておるということで、4月には製本してできるであろうということをお願いしております。本田議員はこれのかかわりということできいておられると思います。内容の中にはこれが5年越しの見直しというふうに聞いております。ブックスタートについても記載されておるというふうに思います。今後、やはり教育委員会と、子ども未来課連携が大切だというふうに思っております。4月でき上がったら読ませてもらって、協力のできるところは協力していきたいというふうに考えております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎7番（本田芳枝君）

原稿をすらすらと読んでおられますが、私が事前にお話をしたと思うんですけども、子育て支援の事業の基本と、その予算の執行についてというふうにお尋ねしたのは、子ども未来課は、子育て支援事業と施設、保育園、幼稚園、その施設関係の事業と二通り大きな事業があります。子ども未来課の人数は非常に少ないのですが、幼稚園、保育園、先生は多いんですけども、事務は少ないんです。その事務的なことにかかわる方がとても多くて、実際の粕屋町の子育て支援事業にきちんと向き合う人が、あるいはその計画の対処の仕方が足りない、というふうに私は思っているんです。数字の上でそれを出していただいたらわかるのではないかと思います。こういう質問をいたしました。ちょっとこれは上の方が消えているのでわからないんですが、昨年度だと思うんですけど、子育て支援事業は子ども未来課の所管の中では、3,696万4,000円です。ところが、町立保育所、私立保育所、合わせて6億円近い費用があります。それを子ども未来課が管轄して、実際にやっているわけですね。そして、子育て支援事業の中の3,696万4,000円の中で、最も大きいものは、地域子育て支援拠点事業なんです。これは私立の保育所に子育て支援センターが併設してあるので、その人件費としてお金が要っています。1園当たり700万円ぐらい。だから今年は2,003園ありますので、2,100万円ありますが、実際どのような事業をどういう形で行われ、その評価をどうしてあるのか見えません。

それから別に、一時保育児業というのがありまして、これは緊急保育、それから非提携的保育、保護者のパート就労とか、そういう方のために補助金を、私立の保育園に子供さんを預けて、その費用の何割かを町が負担する。これが379万円。保育園も幼稚園もそうなんですけど、私立の幼稚園に行っている人の恩恵はほとんどないし、それから0歳から3歳までの子供たちが受ける事業の予算的な配分は非常に少ないんです。そうした中で、ブックスタート事業が非常に高い評価を受けて、すべての子供が対象です。親が働いていようが、働いていまいが、すべての子供が、生まれたすべての子供が対象の事業です。去年は97万円、本を2冊送るといふ、その本代で、しかも消耗品費です。それが今年は本代40万円を減らして、57万円という事業にしておられます。

行政はいろんなところでブックスタートの話をなさいます。それから総合計画でも子供育成計画、後期計画の中にもブックスタートは大きく扱われますが、実際、予算的な配分は非常に少ないんです。そこが評価が低いのではないかというのが、私の考えなんですけど、その実際評価のあるものを育成して、さらによい事業にする

というのが行政の役割。しかもすべての人を対象。町民の中で特定の人を対象ではなくてすべての子供、すべての親子が対象となっている事業はもう少しきちんと捉えて考えてもらってもいいんじゃないでしょうか。

それから、子ども未来課が中心となってしていますが、社会教育課、健康づくり課併せてこの事業をされるということが、親子のコミュニケーションを育む力を育成し、ひいては児童虐待を減らし、不登校を減らし、その親子が0歳から小学就学前に築いたコミュニケーション能力で本当に幸せな生涯を送れる。その一番最初の基本のところの事業です。ところが、人間は、皆さんもご存じでしょうけど、好みがある。個性がある。だからこれがいくらこっちがいいですよと言っても、それを受け入れる体制の人間が、「いや、それはあまり好きじゃない」と。例えば私が読み聞かせをしますけど、自分が読みやすい本とそうじゃない本があります。だから、何十年も読み継がれた本は確かにいい本です。それは主食です。ところが主食のものは必要だとわかっていても、今の子供は受け入れないことが多い。しかも絵本を読まない親子はそれを受け入れないことが多い。だから、主食プラスの軽食、おやつ系の絵本、その両方をこの時期に手渡す。今住民福祉部長は、後で買えばいいじゃないかと。お金で買えばいいじゃないかという話をされましたが、せっかくのこの時期に、やはりものにはタイミングがあるんですね。だから、それをぜひ考えてしていただきたい。そして、この子育て支援事業を子ども未来課の中で、予算は少なくとも充実したものにしていく方向性を示していただきたい。それが粕屋町のすこやかな子供を育てる基本です。その後は教育委員会が多分きちんと受けてくださると思います。

子供読書活動推進計画の中には、メディアづけの子供に対してノーメディアの日を作成していますが、子供の子育て応援団でもノーメディアの日は作っています。ところが両方違うんですね、日にちが。本当にアンバランスなことがとても多い。そういうところになっていますので、もう一回質問したいんですけど、もう時間がありませんので、何か手を挙げられました。じゃあ、お願いします。

◎議長（進藤啓一君）

工藤住民福祉部長。

◎住民福祉部長（工藤龍一君）

先ほど子ども未来課の職員は少なく、事務的なことしかやっていないということなんですけれども、粕屋町としては、子育て支援課の方、子ども未来課の方では幼稚園、保育園を持っています。そこには保育師という専門家を抱えています。やはり私のところ、健康づくり課には保健師という、やはり母子の心と健康を支えていく専門家がおります。やはりそういったことで、一丸となって子育て支援やっ

ております。先ほども申しましたように、粕屋町、大変他町に比べても全然引けを取らないメニューでやっているつもりでございます。ブックスタートは確かに大事でございます。ただ、金だけではどうしてもやはり先ほど言われましたように、本の金だけで事業費ということになっておりますけれども、やはりそれぞれ今やっている事業は大切だというふうに思っておりますので、これからも今先生が言われたことを頭に入れながら、子育て支援、頑張っていくつもりでございますのでよろしくをお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎7番（本田芳枝君）

残り時間がわずかになってまいりましたので、次の質問に移ります。今のお話は、今予算編成をされていると思いますので、見守りながら続けていきたいと思えます。

最後に、防犯灯のLED化についてです。九州電力が9月12日付で、定額電灯及び街路灯などの10ワットまでの料金区分の設定の許可申請の文書を出しています。協働のまちづくり課がそれに対してどのような対応をしたのか、次の2点を中心に質問をします。

防犯灯電気料金契約者への指導は、防犯灯配置図の進捗状況は、この2つについて、お願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

田代総務部長。

◎総務部長（田代 眞君）

お答えいたします。九州電力はLED照明の普及が進んでおることに対応するため、今月1日より定額電灯及び防犯灯などの契約について、新たに10ワットまでの料金区分を設定いたしております。この料金区分に該当するのは、LED照明器具がほとんどではないかと考えております。既に10ワットの照明器具を使った防犯灯の場合も新料金が適用されますので、九州電力からの防犯灯の契約者である行政区組合にはご案内がっておりますので、町からも再度手続きの申し込みが忘れがないか、先日の定例区長会でご案内いたしております。

また、今後の行政区からの新設やLEDでの取り替えの事前協議がなされた場合は、適用対象機種であれば、新料金適用の申し込み手続きをされるように、行政区長さんへお知らせをいたしていくように考えております。1点目でございます。

2点目につきまして、防犯灯の今現地調査をしております。その進捗状況ということでお答えさせていただきます。

福岡県緊急雇用創出事業、これは県の補助事業でございますが、これを活用いたしまして、町内における防犯灯の設置状況の調査を11月から実施しております。来年の3月23日までには完了する予定にいたしております。調査の手順といたしましては、委託会社の作業員によります現地調査をした結果を基に、位置図や個別の情報を基本台帳に整備するものであり、防犯灯や道路照明灯、街路照明までを調査の対象範囲といたしております。

この調査によりまして、地図情報とともに、防犯灯の設置場所も明確になってまいりますので、防犯灯や街路灯など、計画的な新設や取り替えが実施できるようになり、各行政とも情報を共有してまいりたいと考えております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎7番（本田芳枝君）

実は、私も組合の皆さんとか婦長さんにちょっとお尋ねしたりしました。各区長さん、組合宛てにそれを使用しているところに九電の方からお知らせが行っているということで、10ワットまでの料金区分の設定をするからと。それまでは20ワットということで、電気料金はかなり違うんですが、電力が電灯の明るさが問題なので、該当するようなことは少ないんじゃないかなということも聞いていますが、そこで問題にしたのは、現在10ワット、20ワットぐらいなのに、実際契約時が60ワットで、その料金設定でしてあるので料金が高いんですね。そういうことへの対応はどういうふうにしてありますか。

◎議長（進藤啓一君）

田代総務部長。

◎総務部長（田代 眞君）

料金設定につきましては、九電との契約でございますので、そのところの内容までは直接町の方では把握しておりません。これにつきましては、防犯灯の管理をしてあります行政区と九電との直接の契約でございます。

以上です。

◎7番（本田芳枝君）

60ワットの料金で料金を払っているところが結構ありました。その調査の中身、これも現在何ワット数でしているのか、契約はどういう状況なのか、それを調べるといってもその調査に入れてほしいと思っています。

以上で、私の質問は終わります。

（7番 本田 芳枝君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

議席番号4番、長 義晴議員。

（4番 長 義晴君 登壇）

◎4番（長 義晴君）

議席番号4番、長 義晴です。通告書に従いまして質問させていただきます。

まず、1問目につきましては、去る10月23日に執行されました町長選挙の投票率の低下についてお尋ねいたしたいと思います。今回の選挙は、篠崎前町長の突然の体調不良に伴う2期目の出馬断念ということが9月初めに判明し、その後、2人の新人の立候補となりましたが、1人は現職の町会議員で、今年になって自分の考えている政策を議会広報と併せてかなりの世帯に毎月ポスティングしながら、町長選挙の準備をされていました。

片や、因 清範新町長は突然の現職町長の出馬辞退の後、ほかに立候補者がいないことを憂い、粕屋町役場職員在席36年間培った知識や経験を活かし、粕屋町を安全安心の町づくり、心やさしい町づくりを町民と協働して、この町に住んでよかったと感じられる町政の実現を目指して、町づくりの約束を掲げ、選挙活動等運動を展開されて、多くの有権者の指示を得られて、町長に当選されました。このたび改めて心からおめでとうございます。今後は、出馬の所信の気持ちを肝に銘じて粕屋町民の幸せのために努力していただきたいと思います。

このたびの選挙の投票率低下については、前町長の立候補辞退で有権者にとっては、新人候補者の考え方や人間性がわからず、知名度不足が加わり、また投票日早朝の天候が小雨模様で有権者の足が鈍ったことなども投票率低下につながったのではないだろうかと、私は分析いたします。

しかしながら、30.13%の投票率は過去の町長選挙におきましては最低の投票率でございました。特に新町長は、名前と顔を覚えてもらうために出馬表明以降、日夜町内くまなく足を運ばれ、体重も5～6キロ減ったと聞いております。投票率が伸びなかったのはさぞかし悔しい思いが残ったことと思います。選挙の投票は有権者の権利でもあり義務でもあることはいまでもありませんが、選ぶ側からすれば、候補者の政策、人柄、今までの人生であらゆることを経験されてきた中からの政治にかける情熱、また住民に対する説明、県・国に対しての交渉力など、あらゆる面からのリーダーシップが求められています。その選択を有権者に求めるのが首長選挙であります。このたびの町長選挙の投票率の低かったことはもちろんですが、私は以前よりこの投票率が低いのを憂慮しておりました。住民に対する説明はもちろんですが、粕屋町の投票率は糟屋地区1市7町では最下位、また県下においてもワースト6、7番目が定着しております。国政選挙においては、タレント候

補やマスコミの報道を通じての周知が浸透し、地方選挙においては全般的に低投票率が続いているのが近年の状況でございます。しかしながら、選挙の投票率は、選挙啓発、立候補者自身の政策アピール、投票日の天候、候補者と選挙運動員の組織とのかかわりの有無などいろいろなことが絡んでいると思われませんが、町の役割で選挙啓発も重要であると思います。

1つ目の質問は、選挙啓発は県下並びに全国的に見ても同じような啓発運動を展開されているようですが、具体的な取り組みをお尋ねしたい。

2つ目の質問は、今後に向けて、選挙管理委員会並びに明推協、明るい選挙推進協議会はもとより、町議会、区長会、諸団体によるさらなる啓発運動を考える必要を感じます。町の取り組みは今後どういうふうなことを考えてあるか、以上、2点について、選挙の関係所管である総務部長にお尋ねいたしたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

田代総務部長。

◎総務部長（田代 眞君）

お答えいたします。今回の町長選挙の啓発につきましては、町民運動会またよさこいまつりなどの町のイベントに合わせて啓発物資の配布を行いました。また、町内のショッピングセンター、さらにJR長者原駅での啓発物資の配布、町内の保育所・幼稚園児に対する啓発物資の配布、広報かすや・ホームページへの選挙方法や啓発記事の掲載、選挙公報の配布、町内公共施設・JR駅のポスター掲示、選挙前日の、また当日の防災無線による投票の呼びかけを行っております。

2番目のご質問でございますが、町といたしましても、県下で投票率が低いことから、さまざまな啓発を行ってまいりましたが、なかなか有権者の方に投票所へ足を運んでいただけないのが現状であります。今後のことでございますが、明るい選挙推進協議会の構成団体であります区長会、婦人会、老人クラブ、青年団、または、各種団体の会合で広く投票を呼びかけ、また選挙のときに隔たりなしな啓発運動を、町の広報誌やホームページを活用しながら常時啓発にもさらに力を入れてまいりたいと考えております。

また、現在小中学生に明るい選挙ポスターコンクールへの応募をお願いし、今年は1,014点の応募がありました。このように児童・生徒への選挙に対する教育の機会を今後も続けていくとともに、ご家庭でも話題にしてもらうよう働きかけていきたいと思っております。

さらに、投票率の向上は、町民の町政に対する関心の高さにあると考えております。町といたしましても、町政に関する情報を町民の方々になお一層発信してまいりたいと思っております。いずれにいたしましても、選挙管理委員会委員さんや明るい選

挙推進協議会委員さんの方々と一緒に投票率向上に向けて、なお一層の取り組みを進めていく予定でございます。その際、各種団体への協力のお願についても考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いをいたします。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

長議員。

◎4番（長 義晴君）

ただいま選挙啓発についての取り組みを田代部長からご報告いただきましたけど、選挙管理委員会の組織と役割は、選挙事務が主たる任務と思います。また、そういう中で、行政委員会として設けてあります設置の主旨目的は、1つ選挙事務の公平、中立的な執行を確保、2番目に選挙事務の能率的処理を図る。3番目が日常的な啓発活動を行うということが主旨目的でございます。また、当町にかかわらずどの自治体につきましても明推協、明るい選挙推進協議会は選挙啓発が主な活動であります。組織は当町におきましては青年団、婦人会、老人クラブ、区長会、その他公共的な団体の代表者で組織された協議会で、先ほど答弁されたように、日常的また選挙ごとに啓発活動を行ってありますが、今回の選挙の投票率を質問するにあたり、選挙管理委員会の方からこういうことでデータをいただきました。これは昭和32年から今日行われました10月23日までの詳細な投票率、それから有権者、いろいろ詳細に報告いただいたんですが、その中で、私なりに傍聴者や議員の皆さんにはお配りしておりませんが、関係担当課には私が取りまとめた資料に基づいてちょっとご説明とご報告をさせていただきたいと思っております。

資料は、1から4に分けてありまして、資料1のデータは、各9回の国政選挙における粕屋町の福岡県下の選挙における投票率の順位と申しますか、そういうことで取りまとめしましたが、平成15年頃まで市町村合併がまだ進んでいない頃は、県下で108の投票区と申しますか、投票を全体の票を取りまとめる、そういうところが108ありました。そういう中で、先ほども言いましたように、そういう中でほとんど県下で100番目ぐらいと申しますか、そして今日町村合併が進んで72の選挙の取りまとめのあれがありますが、それでも65、66番目とか、どうかすると70番目とかいう状況でございます。そして、県下でベストテンは大体村と申しますか、田舎と申しますか、そういうところがほとんど上位でございます。こういう都市化されたところ、特に福岡市とか北九州の・・・なんかは、ほとんど投票率が我が町と変わらないということでございます。

それから、資料2につきましては、投票所別の取りまとめをさせていただきましたけれども、今回30.13%ですが、特に西保育所関係の若い子育て世代が住居

されている地域につきましては、22.02%ということでございます。

それから、資料3、過去の町長、町議会選挙の投票率等を見ても、昭和40年から50年にかけては、町長と町議会が一緒に同時選挙というふうなこともありまして、その当時は81から91%の、これが常識みたいな投票率の状況でございましたが、その後、選挙があるごとに1%ぐらい低下を続けて、前回の小池町長と篠崎町長の新旧の一騎打ちということで、それでも44%ということでございます。それと、資料4で年齢別、投票率の違いを見ても、20代から80代の中でいろいろ区分けしてございますが、特に20代につきましては、今回は13%、それから前回につきましても27%ぐらいで推移しております。

そういうことで、以上のデータの中から推測される点は、県下でワースト5番から7番に定着しているということが1点と、糟屋地区では大体いつもワースト1ということ。それから若い20代から40代の世代の方の投票率が極端に低くなっているということ。それから、国政選挙よりも町の町議会並びに町長選挙がいつも低いということ。この投票率が低い原因としましては、先ほどいろいろ町づくりの件でお話が出ておりましたように、非定住者、若い家族が増えてきているということ。それから、自分一人が投票に行かなくても影響がないという感覚、それから候補者の才能、能力、人間像がわからない、選挙に無関心、いわゆる政治離れが進んでいるということ、それから政策が理解しがたいということが挙げられるのではないだろうかと思えます。

そういうことで、私としましては、今後の対策としましては、選管、明推協の啓発活動は他の自治体と同様な運動を展開されてきているのは、先ほど田代部長が報告されましたとおりでございますが、過去には投票所の増設、平成の初めぐらいは4投票所でしたが、その後8投票所に増設されて、職員の配置が非常に困難ということやら財源的なことも踏まえまして、それが今日に至っては6投票所になってきております。そういうことで、いろいろなあれがあると思いますが、政治の原点、出発点は私は選挙の投票からであると思えます。国民有権者の要望は限りなくありますが、有権者に地道に投票の義務を果たすべく選挙にかかわる関係者がやはり発信しなければならないと思えます。議会も昨年6月に粕屋町議会活性化特別委員会を設置し、議会基本条例案の検討を特別委員会並びに小委員会で協議を重ねてきております。来年3月議会でもって議員発議で成立できるように、今努力されているところであります。

議会基本条例案の1項で、町民と議会の関係で、町民と議会の対話、議会報告会を開くことで議会活性化を図ることになっておりますので、今後、選挙の投票啓発推進にいろいろ寄与できるのではないかと、私は期待しております。

しかしながら、今後は投票率が低下しないように、さらなる選挙啓発を推進していくために、以下の提案をしたいと思います。1つは選管、明推協に頼るのではなく、町全体に枠を広げた啓発の推進。公民館、町の施設、駅、商店等々に選挙の棄権防止のポスター掲示等々の内容はともかくとして、さらなるそういう啓発の輪を広げていくということと、2つ目に区長会を通じて行政区から小組合ということ。それから班ということも、今してありますような啓発プリントの回覧のほかに、やはり声かけ運動を行っていくということ。これはやはり有権者意識の啓発、政治意識の高揚を図るということでございます。行政区側からすれば投票率の低下はコミュニティ活動の低下にも今後連動してつながってくるんじゃないかなと危惧しております。

3つ目に、防災無線のことにつきましては、いろいろ議論がありいろいろ放送するとやかましいということも言われておるようですが、そういうふうなことをもう少し検討するというので、このほかにも選挙の投票率のアップを図るために町議会は町民と連携して選挙啓発の方法を今後考えていかなければならないと私は思っておりますので、町の方の見解をお尋ねしたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

田代総務部長。

◎総務部長（田代 眞君）

今、長議員からご提案いただきましたことにつきまして、今後十分検討と申しますか、これを基に進めさせていただきたいと考えております。

これは、先日選挙管理委員会と事務局が、研修会に行ったわけなのでございますが、その中の資料を私は後で見せていただいたんですけど、その中の資料で、講師の先生が講演をされたわけなのですけれど、そこに若者の政治的関心は日本は低いのかという資料がありまして、日本、韓国、アメリカ、イギリス、フランス、5カ国の比較がされております。その中に日本では「政治に関心がある」それと「まあある」を含めると68%の数字が出ております。ほかの韓国では、49%、アメリカが54%、イギリスが33%、フランスが42.8%と、この数字を見ますと、決して若者が政治に関心がないのではないという講師の意見でございます。ただし、政治に関する信頼度となりますと、ほかの国に比べまして大変低い数字になっております。

これにつきまして、やはり町の方もいろいろな町政の情報等、今は若い方はほとんどインターネットを使ってあります。そういった方の啓発をホームページ等も充分活用してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

長議員。

◎4番（長 義晴君）

いずれにしても、私はいつも、先ほども言いましたように、投票率がほかの自治体と比べていつも低いというのは感じておりましたけど、やはり先月でしたか飲酒運転撲滅運動と同じように、やはり町議会がそういうことを危機感を、全国的に見て皆さんもご承知のように投票率は下がる一方、地方においては特にそういうふうなとは、顕著にあるわけですが、やはり今申しますように、皆さんある程度はわかっておるけど、自分の見に降りかかってこないということもあって、どこかで誰かがこういうことの発信をしなくちゃいかんということで、私は今回あえてこの問題に一般質問させていただきましたので、今後とも、町の方を含めて、みんなで事あるごとに投票率のアップにつなげていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、2問目の質問に移らせていただきますが、町長の公約並びに今後の政策課題について質問します。質問は、4項目にわたりますが、まず因町長はこのたびの選挙で保育園の待機児童問題の解消に取り組み、安心して子育てのできる環境づくりを進めたいと言われましたが、24年度に新しく原町駅裏に100人程度の民間保育所を建てられる予定で、報告もありましたし、私たちも前の町長からそういうことのあれは聞いておりますが、待機児童問題は非常に潜在的に人数の把握が不明な点と、また先の臨時国会で23年度からの幼保一元化の構想も先送りされたように、国の指針が見えない中で、園の運営形態、財政援助などを受けられる選択肢を今後いろんな中で考えていく必要があると思っております。

また、中央保育所の当面の維持管理、また今後の保育所経営の在り方を町としてどういうふうと考えてあるか、お尋ねしたいと思います。

次に、クリーンパークわかすぎの生ゴミ処理負担費増加に伴う問題につきまして、ご質問しました。この施設は14年稼働し、当時ゴミ焼却施設の焼却灰から発生する有害物質ダイオキシン類対策で、県の指導もやはり燃料化施設、いわゆるゴミ固形化燃料RDFとして発電ボイラーの燃料としてゴミを再利用されてきました。このゴミ燃料は有価物として当初売却できるのではないかとということでありましたが、実際は処分費用として別に負担することが当初から決められておったようでございます。その処分費用は、当初トン当たり5,000円、その後設備の改善、焼却灰の処理委託先の変更もあり、平成16年に7,200円になり、18年からは9,500円の処理費負担費が上昇してまいりました。このクリーンパークわかすぎゴミ燃料化施設は、燃料受け入れ先の大牟田リサイクル発電所と一体の廃

棄物処理施設ですが、当初計画から見れば、処理コストが今後上昇の可能性もあることから再検証を行い、その他の自治体が行っている廃棄物処理設備運営コストと比較検討されるものと思いますが、クリーンパークわかすぎゴミ処理負担費増加に伴う平成29年度までの現処理施設か新たな施設かを含めた今後のゴミ処理施設の比較検討が急がれます。3町の運営であるがゆえに、粕屋町の検証も新町長は早めに出すべきだと考えますが、いかが考えでありますか、お尋ねしたいと思います。

次に、粕屋町の旧焼却場解体撤去整理の件についてですが、先ほどのクリーンパークわかすぎゴミ燃料化施設に移行する前に、稼働していた焼却場の撤去整理は2～3年前に撤去の計画が担当課で予算計上されていたと伺っていましたが、歳入予算が確保できず保留された経緯があるようです。何分、焼却施設解体からの有害物質ダイオキシン類処分には2億円相当の処分計画があります。焼却施設解体調査見積もり費用についても、2,000～3,000万円とも言われています。解体期限は特別な期限はないと伺っていますが、有害物質等々については、今後の残留規制値の変更とか処分場の確保とか、東日本大震災に見られるように、受け入れ先確保の見通しがあるうちに解体撤去が望ましいと、私は思います。

そこで、3点目の質問は粕屋町のこの旧ゴミ焼却場解体撤去整理はいつの時点か決断しなければならないと思いますが、今の考えについて質問いたします。

最後に、行財政の健全化を掲げてありますが、現在町は子供の出生率、人口増加率は県内の市町村では一番高く、また全国的に見てもトップクラスであります。幼稚園はともかく保育園においては、待機児童が多く、保育所の増設並びに保育所の老朽化に伴う一時的補修または建て替えの道筋を立てる必要があります。小中学校の教室の増設も待ったなし、現在の学校給食共同調理場の建て替えも検討中。安全安心の町づくりで水害対策、九大農場跡地利用と周辺地域の町づくり、町内幹線道路の継続的な整備、旧焼却場の撤去整理、先ほど言いましたゴミ燃料化施設の再検証等々、今後、中長期にわたり大型予算の確保を余儀なくされています。公債費が占める割合が22年度で18%と上昇してきましたように、事業を起こしたくても、今後の歳出にボディーブローを受けたように財政負担がかかってまいります。よって来年24年度以降、公債費比率の数値目標、また補助金各種手当等まで今後資源を視野に財政に切り込んでいかれるのか、行政改革でまず手がけていきたいことは、何から行っていきたいか、お尋ねしたいと思います。よろしく願います。

◎議長（進藤啓一君）

因町長

◎町長（因 清範君）

長議員の質問にお答えします。

まず、1問目の町長の5つの約束の中で、子供、お年寄りにやさしい町づくりで保育所の新設、また中央保育所の一部改築及び存続を含めた今後の保育所運営についてでございますが、現在進めております原町駅裏の民間による保育所建設が24年度に行われます。開園は25年度になろうかと思えます。現状の待機児童関係を聞きますと、今現在の状況ではそんなに多くは出てないようです。ただ、3月、4月の段階ではかなり移動がございますので、何とか入れるような状況を作っていくたいというふうには思っております。

なお、新しい保育所ができれば、大方100名くらいの定員を作りますから大方できるんじゃないかと思えますけれども、ただ、24年度中はちょっときついかないと思えます。それにはいろんな工夫をしてできるだけ待機が少ないようにしていきたいと思えます。

また、社会情勢がこんなふうにならざるに景気が悪うございますので、共働き夫婦がだんだん多くなっているということが1つあるかと思えます。それと粕屋町はご承知のとおり、大変若い世代が転入されてきております。つきましてはゼロ歳児が多いということで、ゼロ歳児の預かりを大変苦慮を現在しているようです。いずれにしても、25年度は何とかできるかもしれませんが、24年度の対策について、担当が十分協議しながら、そういった待機児童ができるだけ少なく、全く出ないということは、今は申し上げられません、状況が状況でございますので、努力していきます。

それから、中央保育所の問題でございますけれども、ご承知のとおりいろんな問題がございます。署名活動等々で中央保育所に建て替えをと、民間での建て替えをとという考えで、前篠崎町長が言うておりましたけども、急遽そういった7,000名からの署名で方向転換をされた。それで原町駅裏の方に新設をされるということになったようです。状況が状況でございますので、当分の間、補修等行いながら維持をしていきたいと思っております。

もう1つは、今後の児童数の変動状況を踏まえてということで、粕屋町就学前児童の施設運営の在り方について、提言書をいただいております。その中では、老朽化した施設の建て替えの際には、民営化を視野に入れ、慎重に検討を進める。また、保育所補助金制度を十分理解し、受益者負担の原則に立って町全体の負担とならないよう公平に考えていく必要があるというような内容の提言をいただいております。十分尊重しながら、どういった実施でやっていくか、それから国の補助金が今もう公共団体が建て替えるものには出ない、民間には出るというような大きなシフト変更がなされております。そういったことから、十分今後中央保育所の問題につ

いては考えながら対処していきたいと思います。

それから、幼保一元化の問題ですけれども、先ほど議員さんおっしゃいましたように、国の考え方がまとまってないという状況ですから、これについても、もう既に中央保育所がこの学校の35人学級の関係で増設が決められているという状況もありますので、幼稚園の検討が今後出てくるだろうというふうにも考えますので、この幼保一元化の関係も含めて、検討していきたいと思っております。

それから次に、クリーンパークの関係でございます。クリーンパークわかすぎでございますけれども、処理する生ゴミ製造された固形燃料、要するにRDFを大牟田リサイクル発電へ搬送して、RDF発電所で使用され処理されることで、このRDF対処できる焼却場として建設をされております。当初の予定が、ゴミの量がだんだん増えてくるだろうという予測で建てられておりましたけれども、ゴミ減量、これは全国的なゴミを少なくしましょうといった運動と絡んで、予定よりもだんだん少なくなっているという状況がございます。そういったことで、今大牟田市周辺の焼却場が、老朽化した市町村の自治体にRDFの方への転換を、県並びに大牟田の事務局の方であたってございます。そういったことで、一定のゴミの量を増やしたいということがあります。

それから、焼却量のRDFの1トンあたりの単価でございますけれども、今おっしゃいましたように、当初5,000円から7,500円、今現在9,500円といったふうになってきております。今日の新聞を見られたかどうか知りませんが、今日の新聞には1万2,200円といった数字が出ております。これが一定の県からの説明がございましたけれども、1万2,200円を了承したということではございません。また、中身については、これは今売電が、要するに大牟田でRDFを使って発電をして、その電源を売っておりますけれども、今10円で売っていると。これは今度の原発の事故の関係で、20円から25円に引き上げというお話もございます。これが果たしてエコのやつで取り上げられるのかどうかということで、20円になるか25円になるかという売電価格もございますけれども、そこら辺も合わせてこの1万2,000円等が出ております。この数字をもう1回再度検討するというところで、篠栗と須恵と粕屋の3町の首長の中でも、一応、9,500円のままで24年度予算はいくというようなことで、今話をまとめつつあるところでございます。今後、その状況変額はございますけれども、できるだけ、うちだけが9,500円ということにはいきませんので、そこら辺も含めて県への要望等してまいりたいと思っております。

それから、もう1点は、焼却場の問題でございますが、もう使用しないようになって7年既に経過し、もう8年目になろうかとしております。ダイオキシンの問題

等ございますし、また粕屋町の焼却場はすぐ下に浄水場がございます。そういった関係でできるだけ早く解体をし、安全な水を飲んでいただくように、非常に今財政が一番きついときでございますして、早く解体はしたいんですけれども、これは部分解体ができかねますので、解体するなら一挙に解体ということになりますので、もうしばらく検討をさせていただきたいと思います。

以上で、回答を終わります。あと、4番目の行財政の健全化のご質問でございますけれども、私は財政難、地方分権の時代にあつて、粕屋町を次の世代で不安を残すことなく持続させるためには、財政基盤の強化が不可欠でございます。そのためには、安定性、自立性、柔軟性、生産性ととも資産や負債の状況を把握して、適正な管理を行いながら町政のかじ取りを行っていきたいと思っております。

つきましては、財政再建というか健全財政計画を、再建ももう18%になっていますから再建といった方がいいかもしれませんけれども、財政計画を立てて、その計画の中で年々の予算組みをしていきたいと思っております。またこんなにふくれ上がった今、もう風船は満杯に上がっております。できるだけ、小さくすることなく、このやつを守りながら、どこら辺を見直していくかということを考えていきたいし、また、新しいやっぱり財源を生む費用を・・内に、そういったことを積極的に進めながらより発展できる粕屋町にしていきたいと考えております。

以上でよろしゅうございますか。では答弁を終わります。

◎議長（進藤啓一君）

長議員。

◎4番（長 義晴君）

もう時間も残り少なくなってきましたけれども、先ほどから言いますように、今後粕屋町が抱えている大きな事業が山積している中で、今、町長が答弁されましたように、当初、私が言いましたように、出馬の時の所信を忘れずに、今後町民の幸せにつながるように町のかじ取りをしていっていただきたいということで結びたいと思っております。

あと1点、各いろいろな補助金、手当てを先月の9月の議会だより、要するに議員が出しております中にも掲載しておりましたが、かなりの補助金、各種手当てがあります。そういうことまで現在の心境として切り込んで、基本的には切り込んでいかなければならないということに思いますけれど、やはりこれはいろんなことをしていきよると、いろんな組織というか団体、そのほかの協力が・・いってくるといふこともありましようが、そこいらは少し、そこいらのことも含めて、手を付けられるのか、ちょっとお尋ねしたいと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

補助金については、その補助金が有効に目的のために使われているか、また、ただ単に長い間補助金をもらっているから、もう全くその目的に応じた使用をされていないといった補助金も、確かに中にはあろうかと思えます。ひとつその補助金を精査をして、必要なところにはきちんとした補助金を、やはりこの補助金というのは補助金があって初めて住民の人たちがそれぞれの活動をしていただいております。その活動をより発展させるような補助金の使用の仕方に補助金の組み換えをしていきたいと思えますし、ただマンネリで補助金を出しているところについては見直していきたいし、その団体がもう少し活性化をして頑張りますという内容を提出していただくとか、いろんな形で方針、見直しをし、これからの計画議題の中の1つでございしますので、考えてまいります。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

長議員。

◎4番（長 義晴君）

非常にありがとうございます。時間もありませんので、今後とも鉄は熱いうちに打てと言われておりますように、やはり替わられた中で所信忘れることなく、そういうふうなことでお願いしたいと、かじ取りをお願いしたいと思えます。

終わります。

（4番 長 義晴君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

ここで暫時休憩といたします。現在11時24、25分ですかね。再開は11時35分からといたします。

では、暫時休憩であります。

（休憩 午前11時24分）

（再開 午前11時35分）

◎議長（進藤啓一君）

それでは再開いたします。再開の前に、答弁側の方をお願いいたします。傍聴に来ていただいている方から若干声が聞きにくいというようなご指摘もいただいております。常に答弁される際には、マイクに近づけておっしゃっていただくようお願いをいたします。

それでは、議席番号10番、安川俊彦議員。

（10番 安川 俊彦君 登壇）

◎10番（安川俊彦君）

議席番号10番、通告書に従いまして一般質問をいたします。一般質問は、災害対策の確立に向けての一点集中であります。町長の所信表明にありました安全・安心の町づくりについて、全般的にわたる質問をさせていただきたいと思えます。

それでは、質問1、自主防災組織の結成に向けての進捗状況と防災マップの見直し版の製作スケジュールについてでございます。福岡県の6月議会において県の新規事業、避難活動コミュニティ助成制度が可決されることに伴い、本町の9月議会にて災害対策費が補正予算で可決されました。粕屋町の新規災害対策事業としてスタートし、町内の地区防災強化活動に向けての自主防災組織の設立と活動の取り組みのため、増額補正が本町でも可決されました。このことを受け、総務常任委員会は本年10月自主防災組織活動の先進地としてあります鹿児島県の鹿児島市と垂水市を視察し、現場における取り組みについての視察をしてまいりました。主な視察内容は、自主防災組織の結成までの経過について。2番目が、結成の際に苦勞・工夫をされたこと。3番目に組織の形態。4番目に自主防災組織の母体と活動内容についての、以上4点であります。そのほか防災組織と活動の実態、さらに課題について勉強することができました。視察内容につきましては12月の議会広報に報告をさせていただきたいと思えます。

今回の県の新規事業の概要は、避難誘導や情報伝達など、地域防災の担い手となる自主防災組織の設立と育成、2番目に組織活動強化を図るためのものであります。今後の案件として自主防災組織の育成に向けた平成23年度の行動計画、すなわち、自主防災組織育成計画の県への提出が求められているものであります。粕屋町における各行政区ごとの防災組織の結成、すなわち防災組織新設計画と、さらに避難訓練や防災マップ作成、すなわち活動強化計画の2つの計画が必要であります。この新規事業の計画書作成に所管の協働のまちづくり課が中心となって、現在精力的に作業が進められておりますが、この2つの計画の11月末時点の作業の進捗状況と、今後のスケジュールについて、これを所管されます総務部長に回答をお願いいたします。

2番目は、防災マップによる浸水想定区域の総合的改修工事の現状と見直しについて。粕屋町の防災マップには、町を東西に流れる2本の二級河川があります。特に多々良川流域の浸水想定区域における21年の洪水から2年が既に経過いたしました。いまだに改修工事の具体策が見つからず、その間、議会では延べ14人の議員から多々良川河川敷改修工事に関する一般質問がなされてきましたが、答弁は全く改修にふれる回答がなく現在に至っております。二級河川であるがゆえに、改修は県の保全管理のもとに事業が進んでいることと思えます。堤防の嵩上げ、川底のさ

らえ等の業務は県土整備部、河川内の井堰改良は農林水産部と、県の所管するところが2部署の縦割りになっており、どちらが主体に改修工事を進めようとしているのか、この業務調整を図り、一日も早く着工されることを願うものであります。現在の総合的多々良川改修工事の進捗状況と今後の見通しについて、担当されます都市政策部長より明快な回答をお願い申し上げます。

3番目といたしまして、県の防災計画に連動した粕屋町の地域防災基本計画はいつできるのか。本年3月11日の東日本大震災後の国の中央防災会議における見直しの防災基本計画は、全政府において全く手づかずの状況であると聞いております。地方自治体の防災計画の手順は、段階的に県は国に、町は県に沿った防災基本計画の樹立が骨子であり、現状は3.11の津波対策が先行し、国の作業が大幅に遅れていることが想定され、国・県の最大の総合的な防災基本計画作成見直しはかなり遅れるのではないかと。国の計画の見直しは、第1回が平成7年の阪神淡路大震災で、さらに2次見直しは本年3月の東日本大震災での教訓と課題を踏まえ、大規模災害への見直しがなされると思われることから、国の災害対策基本法に基づく粕屋町地域防災基本計画はいつ頃になるのか。総務部長に見通しについてお尋ねいたします。

4番目、危機管理意識の向上「百聞は一見に如かず」「聞いた百より見た一つ」ということわざがあります。まさにそのとおりでありました。震災から8カ月後の偶然にも月命日に当たる11月11日を中心に、2泊3日で被災地宮城県を仙台空港から北上するコースで議員有志による東日本震災地の視察をしてみました。第1日目は仙台空港から名取市、仙台市、2日目は松島市、そして本町から派遣されました東松島市、女川町、石巻市と南三陸町、3日目は気仙沼市と5市2町の300キロを強行軍ながらできるだけ多くの被災地を回り、災害現場の実態を見ることができました。今回の視察に当たっては、事前に災害後県との合同被災地支援に派遣されました9名の職員の方々に視察に対するアドバイスアンケートをお願いし、「ここは見ておくべきだ」と。「なぜか」と、被災地支援から見た我が町の防災上の課題について、全員より適切なアドバイスをいただき、限られた日程の中で効率的に有意義な視察をすることができました。協力いただきました皆様に、この場を借りて厚く御礼申し上げます。できれば、災害直後派遣され、支援活動に従事された当時の被災地の第一線で被災の実態を目の当たりに感じられたことで、我が町の被災上の課題について話し合える機会を設けてやることも意義あることだと思います。

震災の光景はあまりにも想像を絶することばかりでございました。家屋が流され、跡地での月命日の質素な法要、戦争や原爆を思わせるような悲愴な光景、人気

なく風だけが通り抜ける廃墟の集落跡地、想像をはるかに絶する黒い高い津波の爪跡、10年、20年分の巨大な残骸とがれきの山々、仮設住宅での不便な共同生活と老人の生きがい等々、先日、田川議員の一般質問でありました108人中74人が亡くなられた石巻市立大川小学校の生き残った22名が、10キロ離れた小学校に通学する学校に出向き、我々の訪問を玄関前で待ってくれた子供たちに、チューリップの球根を送り、全校生徒を前にした励ましのことばも胸が詰まり、声も出ない状況であったことを思い浮かべています。家族や両親を失った子供たち12人は、施設や親戚を頼って転校し、在校生も全部が仮設住宅の生活を強いられております。通学も10キロ先の学校の教室を借りた慣れない学校生活への苦痛で、目もうるみ無表情であったことが今でも気がかりでなりません。児童の見送りを受け、北上川を下り、被災地の元小学校の跡地を見、廃墟となった校舎と忠霊塔を見たとき、全員が涙したのであります。児童と地域住民の避難所であった学校が津波に遭遇し、第2次避難所を山か海かに分かれ、避難先への判断に時間がかかり、惨事に遭遇したのであります。校長先生は外出し、残った12人中10人がなくなったと聞き及んでおります。学校の教育委員会は2次避難場所の指定がなかったことで、父兄との案で訴訟が起こり、教育委員会はこの件で敗訴しております。このように、避難場所や避難訓練がいかに大事かが改めて思い知らされた一見でありました。

2日目の泊まりは南三陸町のホテルで宿泊をいたしました。被災後4カ月にわたる水、電気、ガスのラインが破損したため、地域住民に食事を提供し続けたホテルの女将さんから、被災地の支援の活動実態について話を聞くことができました。災害時における思いやりの心、絆についての心温まる貴重な話を聞くことができたのであります。本当の支援とは何かと自問自答したのであります。

くだりが長くなりましたが、町長におかれましては、3月11日の被災後の町長就任で、被災現場を見ることができなかつたのではないかと思います。糟屋地区市町長協議会では10月25日から27日まで「2011日本自治創造学会仙台大会」に便乗し、大会の前後に仙台市と東松島市の現地視察を3時間程度行われていますが、これでは被災地の実状は理解できません。また、町長は今問題となっております災害がれきの受け入れ等いつかは対応を迫られることが考えられます。今回の私どもの視察は災害と防災、絆と支援、そして復旧と復興について、多くの勉強をすることができました。防災に関する本町の一連の取り組みと併せて東日本震災地を町長自らが現地視察をされることにより、災害に対する危機管理意識の高揚と防災計画がより現実的なものになり、ぜひとも被災地の視察を実施してもらいたいが、町長の気持ちをお聞かせいただきますようお願いいたします。

以上、1点から4点まで執行部の今指名させていただきました方々のご答弁をお願いいたします。よろしく申し上げます。

◎議長（進藤啓一君）

現地を直接検問されました上での質問でございました。誠に真に迫っておりますが、1点ずつ回答をお願いいたします。

まず、田代総務部長。

◎総務部長（田代 眞君）

まず1点目のご質問にお答えいたします。

福岡県の避難活動コミュニティ育成強化事業を活用いたしまして、総合的な地域防災力を向上させるため、校区別自主防災組織の設立と自主防災組織による避難訓練をはじめとする自主的な防災活動の促進を目指しまして、現在地域コミュニティの核として、小学校区ごとに自主防災組織協議会を設立いたしております。

地域防災の第1歩は、災害が発生した際の問題・課題を見つけることだと言われております。地域のことは地域の皆さんが普段の生活の中で一番よく理解されております。そのような地域の皆さんの経験と知恵を生かして災害図上訓練という手法を使いまして、校区ごとに防災マップを作成いたしておるところでございます。現在2回目の作業を行っている最中でありまして、今年度末までに校区ごとにでき上がりました防災マップを配布するスケジュールで進めておるところでございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

松永都市政策部長。

◎都市政策部長（松永誠一君）

2点目の、浸水想定区域の総合的改修工事の現状と見通しについて、答弁いたします。

ご質問の多々良川の整備計画につきましては、田川議員のご質問にもお答えしましたとおり、現在多々良川下流の福岡市側からJR香椎線ガードまでの間が事業認可され、福岡県土整備事務所により改修事業が進められております。また、JR香椎線より九州自動車道までの上流域につきましては、平成22年度までに現況測量が完了し、併せて観測史上最大と言われた平成21年7月の集中豪雨をシミュレーションした河川堤防高や流下能力についての検討が行われてきました。

さらに、今年11月にJR香椎線より下流の未改修箇所の河床の洗掘状況等についての多々良川流下能力検討業務が発注され、流下能力の調査測量が行われます。今後、このような調査結果をもとに、早く河川改修が行われるよう要望していきたいと考えております。

また、緊急を要します大川小学校付近の改修予定につきましては、町の要望により、県の福岡農林事務所事業主体で古屋敷堰と薬師堰の統合とともに、コンクリーと固定堰の自動転倒化が計画され、年内にもボーリング調査業務に着手いたします。しかし、転倒堰の改修までには数年かかり、本格的な河川改修計画にも時間を要しますので、この間、特に大川小学校横の堤防改修につきましては、県土整備事務所に対し、来年の梅雨時期までに土のう等による暫定的な仮設工法となりますが、堤防の嵩上げの実施を要望しているのが今の現状でございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田代総務部長。

◎総務部長（田代 眞君）

3点目のご質問でございます。

東日本大震災により福岡県では防災計画の見直しを本年度実施いたしております。町の地域防災計画の見直しは、その結果を反映させなければなりませんので、本町におきましては、平成24年度に見直しを予定しております。また、見直しに当たりまして、より実効性のある地域防災となりますよう、専門的な知識や経験を有する自衛官のOBを防災対策官として来年度登用することも今考えておるところでございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

安川議員のご質問にお答えいたします前に、議員有志の方で現地を視察され、大変悲惨な想像を絶する状況をお聞かせいただきました。私も報道等でしか見ることがございませんけれども、たまたま自治大のときの同窓生が福島におります。福島はまた違った原発という目に見えない、色も付いていない状況の中で、何が一番今してほしいですかということを尋ねますと除染、除染をしてもらわないことには家にもおれんし、外にも出れんというような、悲惨な話がありました。

そういったことで、先ほど総務部長からもご報告しましたように、来年度24年度に今の平成14年度に作成いたしました防災計画の全面的な見直しをするようにしております。つきましては、専門官的な自衛隊退職者の嘱託雇用も考えていきたいと思っておりますし、東京の立川市にあります自治大で、集中的に係長以上の職員に対して、2週間にわたって防災計画、それからその取り組み方等々の研修があるようでございます。5月でございますので、ぜひともそういった専門的な知識を習

得していただいて、24年度の防災計画の中で十分力を発揮していただきたいと思っています。

なお、9名の職員が現地に支援に行っていました。この9名の職員の話もレポートに出されておりますし、具体的には防災計画の中で、いろんな、同じ被害じゃないので、介護の方も行ってありますし、いろんな現地でのノウハウを24年度に見直す防災計画の中に反映をさせていきたいと思っています。

また、私自身も、安川議員がおっしゃるとおりに、一見は百聞に如かず、行ってまいります。できるだけ早い時期に機会を作って視察に行きたいと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

安川議員。

◎10番（安川俊彦君）

今、回答をいただきました中で、これから町長に対する再質問を2点お願いしたいと思います。

再質問といたしましては、浸水想定区域の総合的改修工事についてでございます。多々良川流域には、教育施設が集積され、保育園、幼稚園、小学校、中学校があり、多くの生徒・児童の教育現場であります。21年度の大川小学校の床上浸水は、幸いにも夏休みだったことから児童が洪水に遭遇することはなかったから、逆に授業中であれば、大パニックであったことが想定されます。児童・生徒の安全で安心な教育環境を作ることが私どもに課せられた責任であります。

今回新町長の就任に伴い、トップセールスに尽きるのではないかと思うわけですが、県の河川改修関係所管部署へも自らが出向き、挨拶等の陳情を早急に実施してもらいたいが、いかがなものか町長にお尋ね申し上げます。

次に、防災計画の基本計画でございますが、第4次粕屋町総合計画後期基本計画の第4章の3で、安全で安心に優れた地域社会の現実への現状と課題ということで、防災体制や浸水被害対策の整備を行い、災害に強い町づくりに向けて取り組みを進めており、防災対策を強化していく必要がありますとあります。その施策として、防災防犯に優れた地域社会の実現が挙がっておりまして、実現の方策として、防災体制の整備された地域づくりの中で、自主防災組織の強化、危機管理体制の強化、災害弱者の救済、さらには防災に備えたインフラの整備では、浸水被害対策の強化、災害復旧の敏速化が挙がっております。平成18年から28年までの第4次粕屋総合計画基本構想・基本計画のマニフェストでは、22年度前期までには、具体的な対策が少なかったのでありますが、これから残った後期の事業に対し、私ど

もとしては期待するものであります。

よって、その防災マニュアルは、民間会社に委託してつくれるものではありません。担当が自ら現場に足を運んで、地域に密着した計画を作らなくてはなりません。これには、人と金とがかかり、安全で安心な町づくりのために、人の補充でもして、計画の具現化に早期に取り組んで作業を推進していただきたいと思いますが、いかがなものか、町長に、以上2件をお尋ね申し上げます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

お答えいたします。まず、大川小学校の浸水対策であります。先ほど都市政策部長の方からお話がありましたように、どの部分が堤体が低いかというシミュレーションがなされており、既に福岡県土の方でそういった資料を持っておりますので、就任してまもなく福岡ドームには行って、小学校にはこういった被害があるということでの対策をお願いをしておりますけれども、再度、正式に要望書を作って持って行って要望してまいります。

それから、粕屋町の特徴的なものとして、多々良川も篠栗、それから福岡市の方は、これは井堰でございますけれども、すべて転倒になっております。粕屋町だけが固定で昔のままで残っておりますけれども、これは落下部には、篠栗町は公害復旧の関係で固定から転倒に替えたということで、お金を使わないでやっているという。粕屋町の場合は、全部自費でやるか補助でやるかということになるわけですが、これは固定堰1つを転倒にするには相当の、2億円、3億円の金がかかります。そういったことで、できるだけ今回の固定堰の統合についても、県でやっていただくということでございますので、できるだけ早い時期に転倒に替えてもらうように併せて陳情をしてまいります。

それから、自主防災、災害弱者対策、それから災害復旧の迅速化等々幾つか問題提起がございました。これは22年度までにそれを立ち上げるということになっておったそうでございますけれども、それができてないということでございますので、今度の24年度に行います防災計画の全体の見直しの中で、当然取り組んで、これも確立をしていきたいと思っております。

以上、2点ですか、では、これで終わります。

◎議長（進藤啓一君）

安川議員。

◎10番（安川俊彦君）

それでは、ただいま2つの質問についてのご回答をいただきました。誠にありが

とうございました。町長におかれましては、11月7日初登庁より1カ月が経過の中で、誠意あるご答弁誠にありがとうございました。これからも、二元代表制による自治運営に当たり町長の今後の頑張りを心から期待するものでございます。

これで、質問を終わります。

(10番 安川 俊彦君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

これにて、午前の分の一般質問は終わります。午後の再開は、13時、午後1時からといたしますのでよろしくお願いいたします。

では、暫時休憩いたします。

(休憩 午後0時07分)

(再開 午後1時00分)

◎議長（進藤啓一君）

では、午後の部を再開いたします。

議席番号13番、山脇秀隆議員。

(13番 山脇 秀隆君 登壇)

◎13番（山脇秀隆君）

13番、山脇秀隆でございます。まず初めに、先ほど来から昨日、今日と被災地に行かれた有志の方の一般質問の中で状況等をお話しされていまして。私も実は行きまして、ここで、この場を借りてチューリップの球根の苗を買う費用を、町長はじめ、職員の皆さんにご支援をいただいたことに心から感謝申し上げます。ありがとうございました。本当は皆さんに声をかけて援助ということにしようと思ったのですが、何分、今回450個、30キロです。これは私一人では持っていくのはとてもじゃないけど、これ以上増えたらちょっともう無理ということで、ほかの方には申し訳なかったんですけど、声をかけませんでした。ご了承ください。

以上です。

それでは、早速質問をさせていただきたいと思います。

まず初めに12月9日の定例議会において因町長は所信表明演説を行いました。選挙公約の心やさしい町づくり、安心・安全の町づくりを訴えられていまして。近年の若い世代の人口の流入を踏まえ、子育て世代における福祉の向上や教育環境整備を提言されております。一方高齢者などの社会的弱者にも目を向けられ、知的障害の施設の誘致などの環境の整備を充実させることも公言されており、いわゆる世代全般的な社会福祉向上整備の充実を言われているように感じました。

安心・安全の町づくりにおいては、地域防災体制の見直しを打ち出し、今取りかかっている自主防災組織の設置や町内河川の洪水対策の強化を訴えていまして。特

に防犯においては、防犯カメラの設置や飲酒運転根絶を訴え、今議会には飲酒運転根絶の条例案を提出されております。地域活性化においては地域経済の活性化に向けた企業の誘致を、そして農業の活性化に関しては地産地消の推進と後継者問題等の課題を訴えておりました。そのほかに、九大農場跡地の問題、財政健全化の課題、事務事業の効率化、町民サービスの充実強化、周辺自治体とのさらなる協力関係の構築と、さまざまな観点から方針を示されました。

しかし、よく考えてみますと、前任の町長と何ら変わらない施政方針ではないのか。前任の行財政運営の踏襲ではないのかと思われるほどでありました。

そこで、具体的に町長の強いリーダーシップをお聞きしたいと思いますので、3点について答弁を願います。まず1点目に、6町合併が立ち消えとなり、広域の行財政運営の在り方が考え直されている中、リーダーシップ的存在である粕屋町が向かうべき道とはどういうふうに感じられるか。

2点目に、この町に住んでよかったと思える町とは、福祉・教育の充実や安心・安全な環境が求められますが、それを行うには財政的な裏付けが必要だと町長も言われております。財政が厳しい中、どこに重点を置いた町政を行おうとしているのか。

3点目に、町の活性化は大きな課題であることは周知の事実であります。前任の町長の活性化策はあまり具体的には見えてきませんでした。粕屋町の活性化のために何ができるのか、何をすべきと考えるのか。

以上、3点について答弁をお願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

山脇議員のご質問にお答えします。

まず、第1点の粕屋町の町政を担うことになって、今後、粕屋町が担う、向かうべき道とはどういう方向かというお尋ねでございます。これから、ますます地域主権改革が進み、また東日本大震災に依じて見られたように、住民に最も身近な行政であります市町村、要するに基礎自治体の果たす役割が再度見直されておりますし、大変重要視されております。こういった観点から、行政と住民が一体となって地域力を強めて、さらに周辺自治体とのさらなる協力関係を推し進め、新しい時代の新しい町づくり経営を目指すことを考えております。

2番目の質問でございますけれども、所信表明でも申し上げましたように、政策実行のための財政的な裏付けといたしましては、持続可能な安定的財政運営ができるためには早急な財政改革が必要であると同時に、行政改革もまた行わなければな

りません。適正かつ効率的な行政を実現していくためには、事務事業の見直しなども含め、厳格な行政評価を実施しながら、コンパクトでかつ町民にも信頼される町政を目指してまいりたいと思います。

3番目でございますけれども、所信表明でもいったんをお話ししました長引く不況は地域経済を冷えさせており、地域の活力を減退させております。そのことから、今後においてはさらなる地場産業の育成、活性化と併せ、本町の交通の利便性を活かした企業誘致を強力に推し進めてまいります。雇用創出を図りながら、町民の所得を向上させることで、自主財源の確保もかなうということで、こういった財源を今後町の活性化と発展に投じていきたいと思っております。

以上、3点の答弁をいたします。

まず、町長に就任しまして、まだ1カ月にしかありません。もう少し行政の現状を精査いたしまして、基本的にこれからが一番だといったことを今後決定していきたいと思っております。よろしくご理解お願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

まだなっばかりというお答えでございました。広域行政は、一部事務組合など他の自治体との連携協議が重要であり、特にそれに大きくかかわる町は町長の発言力とリーダーシップが基礎であるというふうに思っています。同様に町の育成も見定め町をリードしていかななくてはいけないと思いますし、誰もが住みたい町というのは、どこの自治体も思っていることだと思っています。私は何をもって粕屋町と呼ぶのか、呼ばれるのか、「私の町はこういう町です」と言えるのか、これを考えることが粕屋町の向かうべき道というふうに考えますので、そういった意味で、もう一度町長の考えを、そういった意味で考えて町長に答弁していただきたいというのが1点。

2点目には、財政健全化の計画を見直すということでありました。何かを削ればどこかに支障は必ず起きてきますし、財政健全化計画の策定は、現在行っている最中だと思いますが、土地開発公社の例月決算での評価損が出て、将来負担割合が膨らみ、ますます計画的な事業に支障を来していくと今後思われます。

そこで、土地開発公社が抱えている売れない土地を早期に買い取り、土地の有効活用を考えるべきと考えています。知的障がい者の施設を誘致したいというような答弁もありましたし、また駕与丁公園を基点としたスポーツ施設の建設を前回の質問の中でもさせていただきましたが、そういったものを何とかゴミ焼却場の跡地の問題も先ほどありましたけど、そういった補助事業にのせて周辺の町有地を有効に

活用すべきというふうに、私は考えています。

町の活性化については、先ほど企業誘致で、雇用で自主財源の確保ということを言われているんですけど、私はそう簡単にはいかないだろうと思っています。雇用についても、粕屋町の交通の利便性を考えれば、ここに住まなくても通えるという部分がありますので、近隣市町に住まわれる方も多いのではないかなというふうに思っています。それよりも、こういった利便性を活かした、人が集える、集客を見込める、そういったものが粕屋町には必要だろうというふうに思います。それがテーマパークなのか、私立の有名学校なのか、大型ショッピングモールなのか、それとも近隣町にない公式野球場やサッカーコートなどのスポーツ施設なのか、いろいろ考えられるというふうに思っています。

今の粕屋町の土地の形態や場所から考えられるのは、駕与丁公園を基点としたスポーツ施設を充実させることが、私は町の活性化につながっていく方策と考えます。この辺も併せて町長の見解を再度質問いたします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

お答えいたします。山脇議員がおっしゃった内容については、大変高い見識からの町の見方だというふうに思います。粕屋町には駕与丁公園という近辺にない周囲4キロに及ぶ広大な公園があります。これは町民のみならず、町民よりも周辺の自治体の方々の利用がむしろ多いというような状況があります。スポーツを中心とした町づくりというのも一つはあろうかと思えますけれども、何せ九大農場の跡地などは24ヘクタールという広大な土地でございます。こういった土地をただ学園都市にするとかサッカー場にするとか野球場にするとかという考え方の一つは、粕屋町のスポーツ教育のメッカというふうに思われるかもしれませんが、これはやはり財源的なあとの維持管理は、ただ費用がかかるばかりということにもなります。ただ、この粕屋町を中心とした都市づくりの中で、将来的に20万とか30万とかそういった都市になってくれば、1つの大学がある市とかというのは必要になると思います。ただ、今のところはそういった構想も含めながら、九大の跡地の問題についても、十分今後住民の皆さん方と議会の皆さん方も九大跡地対策委員会がございますので、そこの中でゆっくりとお話し合いをさせていただきたいと思っています。

粕屋町が魅力ある町というのは、今でもかなり魅力ある町だと思っています。1つはよさこいがあります。もっと粕屋町の発信の仕方もあるのではないかなというふうに思いますし、粕屋町をただ交通の利便性で、幹線道路がたくさん通っています

けれども、粕屋町を通るんだったらちょっと足を止めたいとか、そういった気持ちが起こる町づくりをしていきたいと思います。

1つは、江辻地区で今住民の方がボランティアでコスモスとか菜種とか作ってあります。これは一つの大きな粕屋町のインパクトになっています。高速道路から真下に見えますし、そういった一つの住民と一緒にまとめた、住民の協力を得ながら町をいろんなことでの活性化を、町の人と一緒にやっていただくことが一つの町づくりの大切なことじゃないかというふうに思っています。そういったいろんな企画立案をしながら、住民の方と十分に話し合いを持ちながら町の活性化のためにどうぞ力を貸してくださいといったことでの姿勢で、問いかけをしていきたいと思います。

また、経済的な部分の必要な部分については、町の財政の方から投じることも十分考えなくちゃならないというふうに思っています。

以上、簡単でございますけれども、よろしゅうございましょうか。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

何か勘違いをされているようですが、私は九大農場跡地にスポーツ公園とかそういうのを持っていった方がいいというお話はしてないです。私は焼却場跡地の土地開発公社が持っているのを含めた町有地、要するに駕与丁公園一体型のスポーツ環境施設というお話をさせていただいておりますので、ちょっとその辺は誤解がないようにしていただきたいと思っております。

それと、足を止めたい町づくり、要するに「ここはちょっと寄ってみたいな」というのは、よくわかります。わかりますが、それで活性化というのは果たしてできるのかなと。私は今の駕与丁公園スポーツ関係施設に県下のいろんな体育をされている人たちが、毎日曜日使われているわけです。ドームに関しましても、町外の方が6割以上使っているという統計もありますし、そういった観点から、粕屋町は何で売るのかなと、駕与丁公園で売るのか、九州五大湖の一つである駕与丁公園が顔なのかなと。それをいろいろ考えていったときに、やはりそういったものを活かしながら、ここを基点としたものを作っていけば、人がここに寄り合った、「ああ、ここいい町だね」と言って、そうやって人が寄る。そういったものをもっともっと増やせば、例えば硬式野球だったらここで甲子園出場の予選会場ができるとか、そういうものができてくれば人もどんどん寄ってきますし、知名度も粕屋町に行けばということがどんどん出てくると思うんですね。そうなれば、そういった知名度と粕屋町ってどんなとこって言われたときに、あれがあるところよ、駕与丁公園が

あるところよとか、いろんなことで話題になると思うんですね。それが私は、そこにやはり重点的に力を入れていく方が、粕屋町の活性化につながっていくのではないかなというふうに感じているので、こういうお話をさせていただきました。

いずれにしても、町長の強いリーダーシップは、誰もが期待するところあります。誰もが粕屋町の将来を考え、町長の言われる誰もがこの町に住んでよかったと言える町づくりを願っていることは間違いありません。これから始まる新しい粕屋町の未来を因町長は責任を持ってリードしていただきたいと思うと同時に、右肩上がりのときはリーダーシップでいいですね。だけど今みたいな社会情勢の中で、右肩下がりのときは、やっぱり町の責任者はしんがりを努めるという生き方がいいと言われてます。要は、最後まで後ろからの攻撃を防御するのがやっぱりしんがりですね。しんがりは、やっぱりしんがりの責任、要するに最後まで町民を責任をもって見守っていくというのが、私は右肩下がりのときのリーダーシップではなかろうかというふうに思っていますので、今後とも町全体を因町長には見守って、発展をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、自主防災組織の取り組みについて、質問をいたしたいと思ひます。自主防災組織の手引き書には、近年集中豪雨等の自然災害、火災や事故等により各地に大きな被害が発生、その様態も多様化、大規模化しております。また近い将来、東南海、南海沖地震等の大規模地震の発生が懸念されており、安心・安全に関する地域住民の皆さんの関心が高まっております。自主防災組織の組織率も平成7年の43.1%から、平成18年には66.9%まで伸びております。このように自主防災活動の広がりは見られますが、全国を見ると、活動の活発な地域がある一方、停滞気味の地域もあるなど、地域には差が見られます。自主防災組織も、防災活動だけを行うだけでなく、地域のコミュニティとして地域のさまざまな活動と防災活動を組み合わせること、同時に消防団や地域のさまざまな団体と連携することは、活動の活性化や継続につながっております。つまり普段からの地域の活動や連携が防災活動にとって重要な要素であるということでもあります。

というふうに、自主防災組織を組織することが、防災にとって重要であるというふうに書かれてあります。全国的に自主防災組織の立ち上げには、各自治体とも予算を取って推進しておりますし、またうちの町も県の補助ですか、400万円取ってこの取り組みにあたっている現状だろうとお聞きしております。

そこで、この自主防災組織、安川議員さんの方からもこの件についてちょっとありましたけど、自主防災組織というものはいったいどういうものかと。これは災害対策基本法とか国民保護法の観点から自主防災組織というのを説明していただき

いと思っています。

それと、2点目に、粕屋町の自主防災組織の数の設定はどのようになっているのかと。その現在の組織率、また23年度中の目標と、これは先ほど安川議員の質問の中でもあったと思うんですけど、4校区で作っているのは防災計画だと認識しているんですが、この数がちょっと不明確だったので、数もわかれば言ってほしいのと、その組織率。そして、今年度中の目標というふうにこれを、2点目の質問で聞きたいと思います。

3点目に、桜島を要する鹿児島市、垂水市など、常に自然の脅威にさらされている自治体は、町民の防災意識が高いことはわかりますが、粕屋町のようにそれほどの自然災害が感じられない地域においては、その意識に大きな差が出ると思われます。自主防災組織の立ち上げには意識改革が必要と考えますが、どのように推進しようとしているのか、この辺も踏まえて、3点について答弁願います。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

自主防災組織等も含めて、安川議員のご質問にお答えしましたように、今、自主防災組織についての補助金の中で、今調査に入ったばかりです。地域住民へのこの組織の重要性を説明して、というところなんです。そういったことで、今地域では、こういった活動が、取り組みがされつつあります。そういったこともございまして、あと詳しい内容につきましては総務部長の方から答弁をいただきます。

◎議長（進藤啓一君）

田代総務部長。

◎総務部長（田代 眞君）

お答えします。まず、自主防災組織についてでございますが、これにつきましては、災害対策基本法に規定しております「住民は自らの災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加するなど、防災に寄与するよう努めなければならない」とされております。地域住民が自主的に連携を図りながら防災活動を実施していくものと認識しております。その結成につきましては、組合やマンションなどの管理組合、職域を単位するものから行政区単位など活動を行う単位、あるいは校区など、いろいろな形態があるものと思っております。

2点目の粕屋町の自主防災組織の組織率と今年度の目標ということでございますが、先ほど議員がおっしゃいましたように、23年度につきましては、県の避難活動コミュニティ助成事業の補助金を受けまして、現在4つの小学校区で校区別自主防災組織協議会を立ち上げております。その協議会のメンバーでございますが、各

町内の24行政区からすべての区でございますが、役員さんを選出いただいております。役員さんにつきましては、行政区長さんとか分館主事さん、民生委員さん、消防団員、PTAの分会長さん等々、各行政区によって上がってきておる役員さんは違いますが、それぞれ各行政区から5名ずつ選出いただいて、それで協議会を立ち上げておるところでございます。

その協議会を対象としまして、11月7日に防災講演会を開催しております。その講演会の中で災害に対する基礎知識とかを習得していただいておりますし、また、自主防災組織の必要性といいますか、重要性も感じていただいたのではないかと考えております。今年度の目標でございますが、この県の助成事業を受けまして、災害図上訓練の手法を用いまして、防災マップの作成を今しておるところでございます。今年度中にそれを完成して配布をしたいというふうに考えております。

3点目でございます。どのように我が町に自主防災組織の立ち上げを推進しようとしているのかというご質問でございます。先ほど申しましたように、本年度立ち上げました校区別の自主防災組織協議会を今度は、できましたら維持継続しながら、さらに各行政区が主体となった自主防災組織ができればいいかと、そっちの方に持っていきたいというふうに考えております。いずれにしても、区長会などいろいろな関係の方面にお諮りしながら今後進めてまいりたいと考えております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

山協議員。

◎13番（山脇秀隆君）

自主防災組織の4つの小学校区ごとに24行政区の代表、区長さんなり、ほか分館主事さんなりとか消防団とか、そういう方がおって協議会をやっていますということで、今、立ち上げの段階ということなんですが、この自主防災組織の規約というのがあると思うんですね。会長職や館長職など、役員を置くことが記されていると思いますが、各自治体ですから、自主防災組織の会長や副会長は全国的に各自治組織の組合長や副組合長がそのまま引き受けている場合が多いように見られます。粕屋町もそうならざるを得ない部分がお話を聞いていてそうかなというふうに思っていますが、今、4校区に分かれてそれぞれ設立に向けて話し合いが行われているので、大きさの単位によっては、避難場所の、例えば、避難場所はA小学校だけど、こっこの校区の近くの人にはB避難場所だというふうに、こういうふうな校区ごとに分かっていると、そういうことが多分起こってくるのじゃないかなと思っています。これが合理的に、ここは近いのに向こうまで行かなきゃいけないとか、そう

ということが得てしてあるんじゃないかなと思いますが、そういった広さ、どの広さでどの人数で防災組織を考えているのかというのをちょっと教えてほしいなというふうに思います。それとさらに、だから、小学校区だけれども、例えばこの道挟んだ向こうは別の小学校区ですよということがあるわけでしょう、当然に。そういった中での不合理が多分出てくると思いますので、どの広さで人数の単位をどういった形でした自主防災組織を町が考えて推進しているのかというのを教えてください。

2点目に、自主防災組織のリーダーの役割というのがあるんですね。自主防災マニュアルというのがあって、そこでリーダーの役割というのが示されているのですよ。例えば学校や消防団、地域団体、事業所などの連携はもちろん、避難経路や防災グッズなどの道具の点検、貯蔵している食料の有効期限、要援護者の掌握など、日頃からの防災活動に精通していなければなりません。自主防災組織のリーダーはかなり忙しいように思います。なり手がいないから組長が務めるということは、現在の組長職のなり手がなくなるのではないのでしょうか。町から作ってくださいと言われて「はい、作りました」と簡単にできるものではないと思います。だから、上から言われて作る組織は本来求められる自発的自主防災組織とは言えないと思います。防災組織のリーダーの育成をどのように考えているか。このリーダーというのが非常に難しいと思うんですね。今代表メンバーで大体区長さんであるとか組合長さん、で、その単位、地域の広さ、人の単位によって、例えば組合だったら組合長さんが多分なってくると思うんですね。精通して、地域のことがよくわかるんですね。だけど、そういう単純じゃないと思うんですよ。だから、そういったリーダーの育成で、後期高齢、第4次マスタープランの資料編に、組織活動の中で組織のリーダーになるというなり手がいないというのが半数以上なんです、みんな、統計、アンケート調査がですね。粕屋町ですよ。そういった流れの中で、この辺の自主防災組織がそういう多忙な仕事を、例えば組合長さんでも区長さんでも、そういう方ができるのかなという思いがありますので、その辺をどういうふうにこのリーダーを育成していくのかと。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

具体的な内容については、まず、自主防災組織の範囲でございませけれども、まず行政区単位が原則です。校区の中で避難場所とかそういったものを設けているということになるかと思います。いずれにしても、まだ今から取りかかるばかりでございませ。それで、安川議員の質問にもお答えしましたように、来年5月に2週

間にわたって係長クラスの集中研修が東京で開かれます。ですから、そういった方面にも職員を派遣して、専門的な研修を受けて、この地域防災計画の見直しをやりたいと思いますので、十分、今いろいろご意見・ご指摘をいただいております。山脇議員さんも大変その方面では精通をしていらっしゃるようでございますので、そのときはお力をお借りしたいと思っております。

以上でございますかね。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

行政区単位というふうに今言われました。大体、300人ぐらいなんですよ、できるのは。ところが、今行政区の数ってすごいでしょ、行政区の人数。例えば、ばらつきがありますよね。多の津と例えば花ヶ浦にしたって、相当な開きがあるわけですよ。その中で、行政区ごとに防災組織を作ってくださいと言われても、それは大変な、今言ったりリーダーになる人が、もう区長さんでは無理ですね、極端な話。本当にこの中で動き、常日頃から連携がとれて、地域のことがよくわかっていて、そういう人じゃないと本当になれない。活動も大変ですよ。年に1回とか防災計画を作らなきゃいけないんですよ、防災組織ごとに。で、どこに行って避難か、その避難訓練もしなきゃいけないでしょう。こういう作業を、今の現、例えば行政区ごとと言われましたけれど、行政区長さんにできるのかという話なんです。この辺も今後しっかり考えていっていただきたいなと。そういうことも踏まえて、そういう防災組織の立ち上げを推進して行ってほしいなと思っております。

県からの補助事業ゆえに、あせって作っても、本来の機能を果たすことはできないと思います。十分に学び、意識を高め、自発的に作れるように指導していく必要があると思います。目標を達成できれば、防災意識の改革を行って、安心・安全の町づくりを展開していただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

続きまして、NPO法の改正について質問いたします。本年6月にNPO法の抜本改正が成立し、来年4月よりNPO法人認定の要件が緩和されます。また、NPO税制改正も、本年6月末より改正され、認定NPO法人に寄附した額の所得税控除か税額控除のどちらかを選択することによって、広く寄附行為に関して税制面で優遇されることになりました。そこで、この改正の具体的な中身を説明していただきたいというのが1点。

2点目に、ボランティア組織化や活動団体のNPO設立の支援を後期基本計画の中でうたっていますが、粕屋町の取り組みはどう今度していくのか。この改正を踏まえて、どう取り組んでいくのかということ、2点について答弁願います。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

NPOの問題については、総務部長の方で答弁いただきます。

◎議長（進藤啓一君）

田代部長。

◎総務部長（田代 眞君）

お答えします。今回の特定非営利活動促進法の改正、いわゆる改正NPO法の概略となりますけれども、これまでの認証制度の部分について、制度の使いやすさと信頼性向上のために見直しが行われるとともに、新たに認定制度が設けられております。認証制度と認定制度の二階建ての法律となり、併せて認定・認証事務の所轄所が一元されるとこととなっております。認定制度につきましては、これまで租税特別措置法に規定されている国税庁長官による認定制度を廃止し、新たにNPO法において地方団体が行う制度として位置づけ直したもので、またPST、パブリックサポートテスト、いわゆる経常収支金額に占める寄附金等収入金額の割合が、一定の基準以上にあることが基準を満たさずとも税制を受けられる仮認定制度が新たに導入されているところでございます。

また、認定NPO法人等への寄附に伴う税制優遇措置としては、認定法人、仮認定法人への寄附者は所得税上の所得控除と税額控除を選択可能とし、地方税とあわせて寄附金額の概ね50%となっております。また、本町におきましては、7月の臨時議会におきまして、現下の厳しい経済情勢及び雇用情勢に対応した税制の整備に図るための地方税等の一部を改正する法律が制定されたことにより、粕屋町税条例の一部を改正する条例を可決いただいております。

改正の主なものとしましては、寄附金税制の拡充として、認定NPO以外のNPO法人への寄附金であっても、条例において個別に指定することにより個人住民税寄附金税額控除の対象とするものであります。NPO法人への寄附者の税制面のメリットを高め、寄附を促して、NPO法人の活動強化を進めることが目的で、地方税制の改正を、条例の改正をいたしたところでございます。以上です。

2点目の協働まちづくりをうたう我が町の取り組みについてでございますが、協働のまちづくりとは、ボランティア団体やNPO、企業や行政がそれぞれの主体性や自発性のもとに、互いの特性を認識・尊重しあいながら、対等な立場で共通の目的を達成するため連携・協力し、まちづくりに活かしていくことであると考えております。

特に、今回のNPO法の改正につきましては、先ほどご説明いたしましたよう

に、認定・認証などの手続きの一元化、寄附者に対する税制上の優遇措置などが受けられ、本町の税条例も改正したところでございますが、NPO法人としての活動促進や登録の促進につながっていければと考えております。これは町の協働まちづくりを行っていく上でも、推進していかなければならないと認識しておりますので、税制面の優遇措置など周知してまいり、活用を促してまいりたいと考えております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

多分、説明を聞いていて、わかる方はあまり少ないんじゃないかなと認識してます。それだけ、難しい、言葉のくつつく、つかないで大きな差が出てくる今回の法改正なので難しいとは思いますが、今回の改正では、認定NPO法人の増加につながる事が期待され、事業型NPO法人にとってハードルが高かった今までの認定要件が緩和された形になりました。これまで介護事業や障がい者自立支援を行うNPO法人、行政の事業を受託したり、指定管理者を受けるNPO法人、社会的企業として活動するNPO法人など、事業収入に頼ってきた法人にとって税制の優遇を受けられる認定が容易になったことは大きな進歩であります。

また、市民から見た場合、税制が税額控除方式に変わったことで、所得の大小にかかわらず、同じ税の優遇効果があるということでもあります。一般市民にも寄附のインセンティブが発生することがこの本年度税制改正で、来年4月からの改正NPO法人と相まって、次第にその相乗効果が発揮されてくると期待されております。市民活動等の民間非営利活動の担い手組織の法人組織は、過度の行政依存からの脱却、社会企業一辺倒からの脱却、寄附やボランティアを通しての市民参加促進に期待が寄せられているのが今回のNPO法の改正であります。

このことをきっかけに、社会に貢献することを希求する人たちが増えれば、町政に興味を持ち人の役に立てることを自発的に考え、自分の住んでいる粕屋町をよくしていこうという風潮が出てきます。これは先ほど来長議員が投票率の件を言われていましたけど、関心がないという部分ですね。こういう解消にも今回のNPO法人の改正によって、そういう意識をやっばり町民の方に広く啓蒙して、意識づけをしていくことが大事だろうと思っています。ですから、例えば具体的に言うと、毎月年間3,000円の、毎月1,000円の寄附を、1万2,000円を寄附していくとしますと、税額控除で受けられるのは4,000円だそうです。毎月1,000円ですよ。個人の方が毎月1,000円寄附して、要するに認定NPO法人には、

粕屋町でも特定で認めれば税額控除が受けられるというふうに説明がありましたよね。そのように町が認めたNPO法人であれば、寄附を毎月1,000円して1万2,000円年間寄附しました。控除を受けられる自分の税額控除は4,000円あるらしいのですよ。これは具体的に出ています。そうなれば、いやどうせ納税するんだったらちょっとやはり自分の知っているNPO法人に寄附したいとか、そういうことが往々にしていっぱい出てきて、今までNPO法人というと行政に頼っていた部分がいっぱいあったわけですね、補助金をもらったりということが。こういうことが僕は次第になくなってくるんじゃないかと思えますし、また町の活性化という意味からも、社会教育関係なんかは、ボランティア団体とかを掌握しているんでしょう。そのボランティア団体にも補助金を渡してあげなければいけないとか、そういう部分もあるわけですけど、こういうふうにNPO法人に推進して、町が認めてあげれば、自主、自分たちの財源で運用が今度はできてくる。そこに粕屋町の人たちも、「ああ、あそこは社会体育協会のNPO法人に自分たちは1,000円を寄附しよう」という話が出てきて、運用の面でも非常に行政が助かってくる話だと思うんですね。これは利用しない手はないなと。

だから、後期計画の中にも、ボランティアの組織を助けて、NPO法人の手助けをしていきますよということをやっているわけでしょう。これの目標というものもありましたよね。まちづくりセンターを造ると、まちづくり事業センターを造るとか、そういう目的値も多分出ていたと思いますので、そういうものを早く造って、やはり推進していくということが、私は大事ではないかなと。そういうことをすれば、本来言われている住民自治という新しい公共が生まれるのではないかなというふうに思っています。

国税庁の認定権限から、諸官庁の認定が変わるため、認定は地方の自治体が独自で認定できるようになります。これは先ほど言いましたように、粕屋町も当然その部類に入ってきますので、粕屋町の中で活動しているNPO法人に対して粕屋町が認定すれば、税額控除が受けられるというシステムができるわけですね。寄附した側もそれに対して控除が受けられると。法人が寄附してもいいわけです。相続税をもらった方も寄附していいわけですね。そういうことがあるわけです。だから、そういうことを、運用条例というのが4月に施行されて、その後運用条例というのは、国が作るということなので、この辺を行政側としては十分に熟知をしていただいて、この活動段階を支援して多くのボランティアを組織化して、町民参加の裾野を広げて行っていただきたい。これが私は新しい公共の実現につながっていくんじゃないかなというふうに思っています。

町においては、支援体制の強化を要望して私の質問を終わりたいと思います。

以上です。

(10番 山脇 秀隆君 降壇)

◎議長(進藤啓一君)

議席番号5番、久我純治議員。

(5番 久我 純治君 登壇)

◎5番(久我純治君)

議席番号5番、久我純治。通告書に従いまして質問します。

粕屋町も3年前の集中豪雨や3月11日の東日本大震災また原発事故に踏まえ、災害時避難情報に対する取り組みは。災害時の、災害の場所、災害情報、避難場所、避難勧告等いち早く町民に知らせることが何より大切と思っております。災害後、町としての取り組みはどう変わったのですか。今までは少しは対岸の火事的な思いもあったかもしれませんが、想定外の集中豪雨や西方沖地震また東日本大震災、突如故障した原発事故、もう他人事ではなくなっていました。町にある防災無線、何もなきときはよいかもしれませんが、雨が多くても風が強くても、まして台風とかではあまり役立っているとは思いません。昼間でも私たちのところでは、車の音で聞こえることはありません。東日本大震災で多くの方が亡くなられました。いまだに多くの人たちも行方不明の方もいらっしゃいます。このときも初期の正確な情報や勧告があったなら、まだまだ助かった人たちはあったと思います。先日テレビで放映していたのですが、消防隊の人たちが数人なくなれたそうですが、地元の消防団の人は数倍の数の人が亡くなられたそうです。その中の一人の母親の人が消防署の職員の人たちは無線の情報をいち早く届き、地元消防団の人たちはそれがなかったとのことで、多くの方が亡くなったとのことです。その上、消防署の職員の人たちは殉職扱いで地元消防団の人たちは普通の死亡扱いです。「私の子供は無駄死にだったのか」と何回も言ってありました。これも情報の伝達の速さが早いか遅いかで今後違おうだろうと思われまふ。こんな悲しい思いはしたくありません。

西日本新聞11月29日の記事ですが、八女市のことが紹介してありました。八女市は昨年2月、5市町村合併で面積は県内で2番目の広さになり、約8割は山岳地区で占め、今までの防災情報システムの老朽化に伴い、約2億円をかけ2万4,000戸全世帯に防災ラジオを来年の6月に付けるということです。粕屋町としてはどんな対策を考えているのですか、お尋ねします。

◎議長(進藤啓一君)

田代総務部長。

◎総務部長(田代 眞君)

お答えいたします。集中豪雨や大雨などの場合、避難勧告等の放送を行っておりますが、行政防災無線での放送が聞きにくい地域が現在ございます。その場合には、区の有線放送などを兼用できるよう区長さんとの協議を行い、設置をする部分については町の方からも補助するような制度を今とっているところでございます。さらに、今回新たに追加したものとしまして、NTTドコモ社と契約を行いました。災害時緊急通報配信サービス、いわゆるエリアメールを使った携帯電話への情報配信を11月1日から運用開始し、12月号の広報に住民の皆様にお知らせしたところでございます。現在のところ、NTTドコモ社のみにはしか配信サービスがありませんが、携帯電話を扱う他社につきましても、サービスの提供が実施されると聞き及んでおりますので、同様のサービスが開始され次第、契約を行いたいと考えております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎5番（久我純治君）

今年は幸いにも、今年の雨季は無事で過ごし一安心しましたが、最近の気象はわかりません。タイの水害とか特別のように見えますが、場所を替えずに季節には関係なく竜巻が起きたり、季節外れの大雨、また大風です。昔ながらの気象予報では考えられないことばかりです。大川小学校の多々良川の稼働井堰のできるのにも時間がかかります。前回の集中豪雨から時間がただ流れているように思われます。どうするつもりですか。対策は。海の水も怖いですが、上流から流れてくる水も怖いんです。人間が考えなかったようなことが起きる想定外なことが多い。地球温暖化と思ったり、今の地球全体がどうかなりつつあるのでしょうか、もし玄界灘で4メートルから5メートルの津波でも結構です。また原発事故が起きたら、集中豪雨で須恵川、多々良川が氾濫したら、考えるだけでも怖ろしくなります。この災害から自分たちを守るのは、日頃の訓練にあると思います。

町全体としての取り組みはまだなのですか。県の出方を待つのですか。独居老人の数も多くなっていると思います。災害時要援護者の方も東日本大震災の後、何人ぐらい増えて、またその対策はどんなになったんですか。自己申告だけでは駄目だと思います。手を差し伸べてほしいものですが。誰でも後悔という言葉があるように、あれもしておけばよかった。また、これはこんなふうになればよかったと、後になって悔いを残すことがないように、町全体でいかなることも頑張ることができると思います。まずは足元からといいます。私たちもですが、みんなで取り組んでいくように。そして、後悔ないようにしていきたいと思います。

これから町は、今言われたようにNTTドコモとか言われましたけど、結構年配の方があって、携帯電話さえ使えない人はいっぱいおります。その人たちに今町内の有線放送じゃないけど、区の放送、もちろん聞こえるときはありますけど、災害時はとてもじゃないけど聞こえないです、全部閉まっていますから。だから、この八女地区はこんな防災ラジオを付けるようになったと思うんですよね。昔田舎で有線放送ってありましたよね、家の中にあった。それは原始的な話だったけど、要するに今のやり方でいいのかと思うわけですよ。今区長さんでも言われるけど、区長さん一人の責任で実際区長もやりきらんとはいよんなはるとですよ、今は。だから、もう少し別の方法を考えて。たしかマイク放送もいいかもしれんけれども、それが結局大雨と大風のときに役に立つかというたら、全然役に立たないんですよ、あれは。だから、まず災害を起きるまで、初期の段階での私は情報伝達、それを強く言いたいのですよ。だから、災害になってしまえばいろいろ伝達方法があろうけど、その前の方法として何か別に考えるようなことはないんですかね、というのが私の問いなんですけど。

◎議長（進藤啓一君）

田代総務部長。

◎総務部長（田代 眞君）

先ほども申しましたように、行政防災無線、これについては届きにくいところ、特に大雨のときとか、窓を閉めてあったときは聞きにくいということもあります。それで、いろんな情報媒体を使ってお知らせするというのが現時点での行政としてできることだろうというふうに考えています。エリアメールもそうでございますし、消防署の方では防災メール「まもるくん」という通報システムもあります。また今進めておりますポータルサイト、これを通じまして非常時に配信するというのも、今後利用できるんじゃないかということも考えております。

どちらにしましても、いろいろなご意見を通じながら町民の方全員にそういう情報が配信できるように、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎5番（久我純治君）

防災上、要支援護者の数はどのくらい増えたんですか。その後は。

◎議長（進藤啓一君）

田代部長。

◎総務部長（田代 眞君）

要援護者の関係でございますが、現在123名でございます。人数としては、前回報告した数から増えておりません。それで、先ほど答弁しましたように、広報にも今回呼びかけるようにしておりますし、今、開発していますシステムの運用が4月から実質開始します。それに向けていろんな方面のご協力を得ながら、一人でも多くの登録者を増やしていきたいというふうに考えております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎5番（久我純治君）

その点につきまして、先日ちょっとこれは問題になったんですが、独居老人で一応戸籍上は夫婦で住んである家庭があったんですね。ところが、片一方のご主人じゃないんですけど、もう長年入院してあって、独居老人と変わらんわけです。ところがそれは、今まではあれに引っかけらんということで、いまだに、今独居老人には給食を配ってありますよね。それさえ来ないということであるんですよ。そんなふうな家庭もあるらしいんですよ、今何軒も。だからそんなのも、ぜひ掘り起こして、戸籍だけじゃなくて、実際の実質をそんなふうになっているところをとにかく掘り起こしてでも、そんなところは結構年配の方ばかりですから、ぜひ手を差し伸べて要援護の方に回していただきたいと思います。

2問目に移ります。粕屋町は行政として、人口対策また定住者と自然の成り行きで何も打つ手はないのですか。粕屋町は平成28年頃には人口増がストップすると目算されています。これは私の勘違いで申し訳ありませんが、しかし、マックス4万8,000人と目算されております。粕屋町は他町に比べて誰もが知っているとおりに、福岡市に一番近いし、博多駅から約10分、空港からも約10分、県庁からも6キロ以内にあり、その上、JRの駅が6カ所、高速道路のインターもあり、都市高速も通っています。とても地区的に恵まれた町です。私たち視察に行ってしまうのですが、市と言っても視察に行く地域は山あり谷あり、車で走って1時間以上走っても市内というところが多い。それに比べて、粕屋町は説明するまでは郡とついているからでしょう、もっともっと田舎と思われております。やっと説明して、驚いて、そんな町ですかといつもなります。こんな地の利のいい町ですが、私は元気がない町だと思っております。粕屋町は他町の中心になる町で、他町のリーダー的町であってほしい。合併問題もなくなった今、単独でも市にしようかなと思わないでしょうか。今回の選挙で見るように、町に関心のない人が多いということです。選挙後、他町の人から電話があり、「粕屋町はどうしようと。中心的な期待した粕屋町はどうするつもり」というような電話が何本もかかりました。他町の人た

ちに言われて恥ずかしい思いでしたが、そして粕屋町に対する他町の人たちの関心度の高さに比べ、町内の人たちの無関心の多さがっかりしております。借家が多いからとか、転勤族が多いからといいますが、まさしくそのとおりです。人口増がストップすると目算されているのですが、なぜ増やすことを考えないのですか。なぜ対策はしないのでしょうか。

以前議会でも質問したことですが、マスタープランの件ですが、絵に描いたようなぼた餅とは言いません。何の変化もなく月日のみが経っているように思われます。福岡市でも高島市長に替わっただけで、いろんな取り組みが始まっています。博多港は11月に日本海側拠点港に選ばれば、外国クルーズ特区など、名乗りを挙げて、数年前には、前にも言ったように、特区として高さの制限を緩和したことをあります。今粕屋町も自分たちの力で変わらなければいけないと思います。粕屋町は福岡市のベッドタウンのようなところとよく話されますが、いっそそのベッドタウンに徹すればいいのではありませんか。企業誘致には力を入れてありますが、広田地区の開発の件のようにうまくいかないときもあります。少数の人たちの利益だけのように思われます。みんながみんなとは言いません。建ぺい率の分子の部分だけ緩和すると、親子で家を建て替えたいときには少ない土地でも3世代住めるようになります。じいちゃんやばあちゃんと一緒に住めれば、小さな子供たちを保育所や幼稚園に預けなくていい家庭もできるかもしれません。今保育所はゼロ歳児から預かり、小学校になれば学童に小学校3年まで預けます。実の親といる時間と人に預けられる時間があるのが違いすぎます。三つ子の魂百までといいますが、粕屋町は絆のある町を求め、安心して安全な町づくりと目標を持っておられますが、今の世の中、親子はもちろん、兄弟やじいちゃん、ばあちゃんまで家族で殺し合う日本です。虐待もその現れの一つではないでしょうか。核家族が原因であると思います。昭和時代では狭い家でも幾人でも住み、じいちゃん、ばあちゃん、その子もたくさんでした。かえって親子の絆があり、殺人なんかなかったです。世の中が核家族だからとみんながみんな思っているわけではないんです。じいちゃん、ばあちゃんと一緒に住んでいいという人たちもいます。

それで、人口を見ますと、定住者を増やすことを考えなければならないでしょう。新しくなられた町長ですが、地元に関して、行政にも長くおられたことだし、自分たちの町であります。町長としての考えをお聞きします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

お答えいたします。まず、人口増がストップというのは、これは違うと思いま

す。人口はやはりこういった福岡市に近い、それから中心的な町であるということで、人口的には4万8,000ということは、9年後を見たときに4万8,000ということが後期マスタープランでは示されておるようです。ただ、この福岡市に、単独で市になるということは、恐らく10年以上かかるだろうと予測します。ただ、粕屋町自体が単独で10年もおれるかということもあります。ゴミの問題もあります。し尿の問題もあります。そういった広域的に広域行政の中では進まない問題も今後出てくるだろうというふうに思います。

福岡市との合併については、非常に難しい。今新宮は福岡市と合併をということで、アクションを起こそうとしておりますけれども、まだまだ福岡市の方はそっちも向いてないこともあります。そういったことで、粕屋町は独自でどう今から生きていくか、魅力のある町にしていくかというお話であろうと思います。やはり粕屋町の、こんなにどんどん若い世代が入ってくる、若い人たちが本当に魅力を感じる町づくりというのが必要になってくるだろうと思います。そういう中で、先ほど山脇議員の方から、何をやるのかというお話がありましたけれども、確かに駕与丁公園の横にはドームもございます。それから焼却場のすぐ下には開発公社で持っている山林等もございます。そういったところも、全体を含めて、この町をどういったふうなイメージの町にするのかということを経くりもう1回考え直す必要があるだろうと。九大農場もあと10年も経たないうちに撤退いたします。

そういった中で粕屋町が何を目玉に、この粕屋町を形成させていくのかということが一つ大きい、一番大きな課題であり問題であろうと思います。そういったところを含めて、高齢者の問題それから社会的弱者の問題、身体的弱者の問題、それから子供の問題、そういうところがありますけど、まず今は子供の出生が非常に多いということで、まず粕屋町に住む人が安心して暮らせる、最低安心して暮らせることに取り組まんといかんだらうと思っています。まだ課題はたくさんございます。そういった課題を一つ一つ計画的にクリアしていくということが住民にとっては、「あっ、町の計画は信頼できるよな」ということにつながっていくだろうと思います。

いろいろご意見をいただきながら、いい、お互いに、久我議員さんも私もいい町にしたいという志は一緒ですから、いろいろご提案いただきながら頑張っていきたいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎5番（久我純治君）

最終的には、マスタープランのことになるんですが、マスタープランのことを言いますと、県の方の話に出ていって勉強しに行きましたが、都市計画の話となります。県のマスタープランの中に粕屋町のマスタープランが重なっております。住んでいるのは私たち粕屋町の住民です。先日私も福岡県庁の方に出かけました。マスタープランのことや建ぺい率や公園法とか勉強することはできましたが、福岡県企画地域振興部総合建築課重点政策官と、福岡県建築都市部都市計画課計画係と、福岡県建築部都市公園課街路樹係の3カ所で約4時間ほどおりました。勉強になりました。県としても今の世の中に合わない条例とか約束事が多くあり、矛盾を感じているということも言ってありました。でも、その中でも特区とかまた話し合いによって解決することも増えているということも言いました。町の方も相談に来てほしいということです。前も公園の保育所の件で県の方に行ったときは、県は駄目とは言わない。話し合いをしたいということでしたが、幸いにもふれあい農園があったからよかったものの、行政もやはり努力してほしい、条例とかいろいろとか壁はありますが、昔ながらの言葉は悪いけど、「粕屋町は他力本願ではないでしょうか」もうそれはやめて自分たちで何かをやっていかなければならない時期です。

私がこの町に来たときには流通センターができました。江辻の流通関係の企業も来ました。その後、ダイヤモンドシティ、今のルクル、今度は戸原西方開発、その件はその後どうなったのでしょうか。すべて他力本願に思います。久山のトリアス。今のルクルができて、粕屋町の中の商売は全面的に、全滅と言っていいほど駄目になりました。私たちは今はいいかもしれません。永久に生きていくのではなく、あと10年ぐらいかもしれません。私たちが死んでも粕屋町は残ります。今のうちのいろんな点を打てる間にどうかしようと思いませんか。もう一度町長に尋ねます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

地域活性化のご質問だと思います。特に粕屋町4万3,000の人口がございませうけれども、これといったどこが中心市街地なのといったふうな町になっております。もともとは原町地区はある程度の商店街が連担、連結しておったんですけれども、今お話があったように、ルクルの関係、それからサティの関係、大型店舗の進出によって、それは打撃を受けてあるというのは事実だろうと思います。それで、今は再度中心市街地の再生仕様というような法律もできております。ですから、そういったことを含めて、再度関係者と十分にお話し合いをしながら、再度町づくりの目玉、メインストリートを作るというのが一つの大事なことだろうと思います。

これは、私が建築の頃、原町駅は今丁度原町駅を建設するときには、中心市街地の再開発ということがございました。その中で、いろんな商工会、それから有識者の方が集まられて、いろんな話し合いをなされておりました。しかし、なかなか話が進まないということで、行政がアクションかけようということで、原町の駅をああいうふうに造り替えたというのがございます。

そういったことを含めて、大変難しい時代だと思いますけれども、難しいからこそいろんな知恵を出し合って、今の商店街がなおかつ農業問題と同じように、後継者ができるような形に作り替えることができたらというふうに考えております。十分そこ辺も含みながら久我議員がおっしゃるような活力のある町に作り直すための基礎づくりをしていきたいと思っております。

あと、いろいろなご質問ございますけれども、総じて、久我議員のお話とは一致をする部分もありますから、十分ご提案をいただきながらいろんな支障を考えながら、この町と一緒に協働でいい町に作っていききたいと思っておりますので、よろしく願いしておきます。

また、建ぺい率の範囲につきましては都市政策部長によりしく願います。

◎議長（進藤啓一君）

松永都市政策部長。

◎都市政策部長（松永誠一君）

先ほど出ました建ぺい率のことで答弁させていただきます。建ぺい率や容積率の制限は、例えば商業地区では制限を緩やかにし、できるだけ床面積を確保できるようにしております。逆に1種低層住宅専用地域では、高い建物が建たないように住宅がひしめき合わないという観点から、高さ制限や建ぺい率、容積率を制限し、日照や通風の確保といったゆとりのある低空間の形成を目的としております。このような建築物の制限は、建築物の混在を防ぐために必要な土地計画上の基本的な課題となるものでございます。よろしく願います。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎5番（久我純治君）

今、高さ制限とか言われましたけれど、高さは10メートルと決まっておりますから、私が言うのは、仮に20坪でなく40坪の土地、私たちは40坪の土地の区画をやったんですよね。そうすると、20の40の60ですね。そうすると3世帯住めんわけですよ。そういう中に、40坪の中に20坪の総2階建て40坪ですよ。高さは7メートルぐらいですよ。10メートルにはほど遠いんですよ。そこでどうして隣に引っ付きをまっつきするというようなことでできますか。下は変

えんでいいと言うんですから。上の高さも10メートルと決まっています。そこを言うんですけど、私は。そうすることによって、結局今まで持った土地の人が、土地利用はできるし、結局今は核家族でばらばらになっているところが、今4人ですよ。ところが6人も住めるようになるというところを私は言っているんです。だから、容積の緩和をしてくださいというのも、町の方から県の方に言えば、県の方もいろいろ相談にのりますと言っているんですよ。だからそこをずっと私言っているだけなんです。だから、定住者を増やせというのは、さっき子供が生まれるのが多いと言われたけど、借家が多いからですよ。若い人は皆借家におるんですよ。だから、子供ばかり生まれて、行くところないから大きくなったら外へ出ていってしまうんですよ。だから定住者がおらんわけです。だから、私たち年配の人が土地持った、そこに何で40の2階建て建てたら、何でそれが近所に迷惑かけるかというのが私の持論なんです。

だから、ギリにいっぱい建てて、40坪に40何坪の大かとを建てて、平で建てるというようなことではないんです。2階建て建てれば40坪の家も建つ。それが隣の家にどれだけ迷惑をかけるかというのが私のあれです。実際絵を描いてみたら、おたくたちよくわかると思うんですが、それで結局町政も潤うし、結局住む人も親子2代で借金すれば、前も言ったように、借金も半分で済むし、いずれ年寄りがどっちが先に死ぬかわからんけれども、4,000万円借金すれば2,000万円ずつでも済むし、それだけ余裕がある生活ができるんですよ。ただ、粕屋町だけ、土地がないからみんな外へ出ていきよるんですよ。今あるのは借家ばかりなんです。たった10件とか20件とか、今度そこに分譲できますけれど、それにしてもわずかなあれなんです。だから、ある土地を利用して私はできんのかというのがそこなんです。そこを何とか県と交渉してくれたら、県はいろいろ今まではこうやったけど今から先は話し合いでお互いやっていきましょうということと言うものだから、私も勉強をしに、習いに行ったんです、あそこに。だから、そんなことをやはり考えてほしいというのが、私のあれなんです。計画もなんか、何でもありませんよ。そこだけです。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員に申しておきます。質問の要旨には、粕屋町の地の利のいいことは書いて、何らかの対策を考える時期が来ていると思うと書いておられます。そこがよく主旨がわからなかったと思います。人口を増やせとおっしゃっているのか、それでいいのであるのか。ですからもう少し双方の議論が活性化するように、今後は書き方も配慮していただきたいと思います。なかなか町側も答えにくかったと思いますよ、質問の、当初わかりませんから。以後よろしくお願いします。

◎ 5 番（久我純治君）

はい。

◎ 議長（進藤啓一君）

何かありますか。どうぞ。

◎ 5 番（久我純治君）

これは最後に言いますね。何も町に金を出してやれと言うのではなく、住民の増えるような、定住者を増やすということは、税金も増えることです。町は県や国と交渉することです。行政だけで駄目なら私たち議員やら県議やら国会議員やらいます。何も選挙のときばかりでないのです。協力してもらえば大きな壁も乗り越えられるはずです。将来の粕屋町のためにも、今努力すべきと思います。また、私たちも努力します。

これで、私の質問を終わります。

（5 番 久我 純治君 降壇）

◎ 議長（進藤啓一君）

これにて2日間にわたりました一般質問を終了いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

（散会 午後2時20分）

平成23年第4回（12月）

粕屋町議会定例会

（閉会日）

平成23年12月16日（金）

平成23年第4回粕屋町議会定例会会議録（第4号）

平成23年12月16日（金）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

1. 議事日程

- 第1. 委員長報告
- 第2. 委員長報告に対する質疑
- 第3. 討論
- 第4. 採決

2. 出席議員（16名）

2番 小池弘基	10番 安川俊彦
3番 田川正治	11番 向野正幸
4番 長義晴	12番 安河内利明
5番 久我純治	13番 山脇秀隆
6番 因辰美	14番 浦元甫
7番 本田芳枝	15番 川口學
8番 伊藤正	16番 八尋源治
9番 澁田順二	17番 進藤啓一

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 長 克義 ミキシング 安河内 強 士

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（17名）

町 長 因 清 範	教 育 長 大 塚 豊
総 務 部 長 田 代 眞	住 民 福 祉 部 長 工 藤 龍 一
都 市 政 策 部 長 松 永 誠 一	教 育 委 員 会 次 長 因 友 幸
総 務 課 長 八 尋 恵 治	経 営 政 策 課 長 工 藤 早 苗
協働のまちづくり課長 青 木 繁 信	会 計 管 理 者 伴 栄 子

社会教育課長 安 川 喜代昭
介護福祉課長 清 武 稔
健康づくり課長 安河内 裕 治
都市整備課長 野 中 清 人

総合窓口課長 水 上 尚 子
子ども未来課長 安河内 渉
環境生活課長 矢 野 正 剛

(開会 午前9時30分)

◎議長(進藤啓一君)

おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎議長(進藤啓一君)

粕屋町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(進藤啓一君)

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定いたしました。

◎議長(進藤啓一君)

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(進藤啓一君)

ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

◎議長(進藤啓一君)

粕屋町選挙管理委員会委員には、川辺憲孝さん、梅元孝雄さん、案浦淳一さん、藤 正美さん、以上の方を指名いたします。

◎議長(進藤啓一君)

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました方を、粕屋町選挙管理委員会委員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(進藤啓一君)

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました川辺憲孝さん、梅元孝雄さん、案浦淳一さ

ん、藤 正美さん、以上の方が粕屋町選挙管理委員会委員に当選されました。

◎議長（進藤啓一君）

粕屋町選挙管理委員会補充員には、山川 清さん、西村久子さん、伴 重隆さん、藤野 剛さん、以上の方を指名いたします。

◎議長（進藤啓一君）

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました方を、粕屋町選挙管理委員会補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました山川 清さん、西村久子さん、伴 重隆さん、藤野 剛さん、以上の方が粕屋町選挙管理委員会補充員に当選されました。

◎議長（進藤啓一君）

次に、補充の順序について、お諮りいたします。

補充の順序は、ただいま議長が指名した順序にいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。

よって、補充の順序は、ただいま議長が指名した順序に決定いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

粕屋町外二ヶ町清掃施設組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推薦にいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(進藤啓一君)

ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

◎議長(進藤啓一君)

須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会議員には、長 義晴さんを指名いたします。

◎議長(進藤啓一君)

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました長 義晴さんを須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(進藤啓一君)

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました長 義晴さんが、須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会議員に当選されました。

◎議長(進藤啓一君)

ただいま当選されました長 義晴さんが、議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

◎議長(進藤啓一君)

議案第62号、粕屋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、本件に関し委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長。

(総務常任委員長 安川 俊彦君 登壇)

◎総務常任委員長(安川俊彦君)

議案第62号、粕屋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。付託を受けました総務常任委員会の審議の経過と結果につきましてご報告いたします。

平成23年8月にスポーツ振興法が全部改正され、スポーツ基本法が成立したことに伴い、これまでの体育指導員がスポーツ推進委員に名称が変更になることから、同委員の報酬を定めた本条例の一部を改正するものでございます。当委員会で慎重に審議いたしました結果、全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきことに決しましたことを報告して終わります。

(総務常任委員長 安川 俊彦君 降壇)

◎議長(進藤啓一君)

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第62号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

7番、本田芳枝議員。

◎7番（本田芳枝君）

私は、総務常任委員会のメンバーですので、その中で十分審議がなされているわけですから、そこでさらにこの議場であえて賛成討論する必要はないわけですが、実は2つのことについて、要望も含めて賛成ということで申し上げたいと思います。

1つは、国のスポーツ振興法が全部改正されて、そのスポーツ法が独立したことに伴い所要の改正を行う、ということで、スポーツ基本法の資料を求めました。それと、粕屋町の体育指導員に関する資料も求めました。それで、その資料のことに関しては、その常任委員会の中で質疑をすることができませんでしたので、一応担当課の総務課にお尋ねしたわけですが、通り一遍の答えしかなかったというか、それは仕方がないことなんです。ただ、国が決めたものを地方が新たに条例として出す場合は、粕屋町においてこれはどういうことが必要か。その精査がなされないといけないと思います。多分なされたと思います。でもその経過報告が一切なしでした。それで、私はそういう資料を求めたわけですが、要望として、この体育指導委員をスポーツ推進委員とすることには大賛成です。

ただ、粕屋町のスポーツの現状を考えて、要望したいことが、総務常任委員会である程度話しておけば次の予算の作成のときにそれが活かされるのではないかと思います。あえてここで申し上げたいことがあります。町民1人当たり1スポーツという、粕屋町には計画がございます。その計画を実際に実現するために。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員、申しておきます。今、賛成討論でございますから、簡潔な賛成討論になさってください。

◎7番（本田芳枝君）

はい、わかりました。

それで、スポーツ指導委員がそのことを含めた指導員をするということをきちんと踏まえた上で改正をしたいと。そしてそれが大賛成であるというふうに思いますので、その要望として、そういうことをぜひお願いしたいというふうに思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第62号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

◎議長（進藤啓一君）

起立全員であります。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第63号、粕屋町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について。本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長。

（総務常任委員長 安川 俊彦君 登壇）

◎総務常任委員長（安川俊彦君）

議案第63号は、粕屋町議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について。

付託を受けました総務常任委員会の審議の経過と結果につきまして、ご報告いたします。障害者自立支援法の一部改正が行われ、それに伴い、同法の条文に条項ずれが発生したため、同法を引用している標記条例を、これに合わせる必要が生じたためであります。当委員会で慎重に審議いたしました結果、全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきことに決しましたことを報告いたしまして、終わります。

（総務常任委員長 安川 俊彦君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第63号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第63号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

◎議長（進藤啓一君）

起立全員であります。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第64号、住居表示実施に伴う関係条例の整備に関する条例について。本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長。

（総務常任委員長 安川 俊彦君 登壇）

◎総務常任委員長（安川俊彦君）

議案第64号、住居表示実施に伴う関係条例の整備に関する条例について。

付託を受けました総務常任委員会の審議の経過と結果につきまして、ご報告いたします。住居表示の実施に伴い、仲原小学校、仲原小学童保育所、仲原保育所、原町駅前自転車駐車場及び原町駅南自転車駐車場の位置の表示を変更するため、関係条例の整備を行うものであります。具体的には、粕屋町立小学校及び中学校設置条例、粕屋町学童保育所設置条例、粕屋町立保育所設置条例、粕屋町自転車駐車場設置及び管理に関する条例の4つの条例の一部を改正するものでございます。当委員会で慎重に審議いたしました結果、全員の賛成をもって原案のとおり可決すること

に決しましたことを報告いたしまして、終わります。

(総務常任委員長 安川 俊彦君 降壇)

◎議長(進藤啓一君)

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長(進藤啓一君)

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第64号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(進藤啓一君)

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(進藤啓一君)

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第64号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

◎議長(進藤啓一君)

起立全員であります。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

◎議長(進藤啓一君)

議案第65号、粕屋町飲酒運転根絶に関する条例の制定についてを議題といたします。本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長。

(総務常任委員長 安川 俊彦君 登壇)

◎総務常任委員長(安川俊彦君)

議案第65号、粕屋町飲酒運転根絶に関する条例の制定について。

付託を受けました総務常任委員会の審議の経過と結果につきましてご報告いたします。福岡県内では、残念ながら依然として高い推移の飲酒運転による事故が発生し続け、全国でもワースト2位という不名誉な事態が続いております。今年2月には、町内におきまして高校生2人が飲酒運転の車に跳ねられ死亡するという極めて悪質な事件が発生いたしました。

粕屋町からこのような悲惨な事故を二度と繰り返さないために、官民一体で、町内における飲酒運転根絶の活動を推進し、飲酒運転のない安全で安心して暮らせることのできる町民生活の実現を図ることを目的に本条例を制定するため、所要の整備をするものでございます。

当委員会で慎重に審議いたしました結果、全員の賛成をもって原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたしまして、終わります。

(総務常任委員長 安川 俊彦君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第65号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

7番、本田議員。

◎7番（本田芳枝君）

粕屋町がこのような条例を県に先立って作ったことに、粕屋町の町民の一人として非常に誇りに思っています。特に、この条例の中でも際だって素晴らしいのは、第4条、公職にある者が率先して、毎週金曜日に飲酒運転根絶を呼びかける日としたことです。これは、私は調べました。実は市町村でこの条例があるのはネットには出てこなかったのだからわからなかったのですが、宮城県、山形県、大分県、沖縄県がこのような条例を作っていますが、すべて月に1度の呼びかけの日です。ところが、粕屋町は毎週こういった形で、町職員だけではなく、公職にある者すべてに対して呼びかけるという条例を作っています。これは非常に優れたものだとは私は議会の一員として嬉しいと思っています。

ただ、具体的に来年のこの条例が通れば、2月9日が1年に1度の飲酒運転根絶町民運動の日となっていますので、今から2月9日に向けて準備が必要だろうと思います。そういったことでも、総務常任委員会の中でもガイドラインが必要ではないか。あるいはアルコール依存症のことにしてもう少し踏み込んだことが必要ではないかという議論が出ました。それで、県が2月に条例案を出します。そこには違反者に対してアルコール依存症検査を義務づけ、拒否した場合は5万円以下の罰

金を取るようなことを書いておりますので、町もそれに関連した動きをぜひお願いしたいと。

そういった意味で、今回、県に今先立ってこの町が条例を作り、それを皆さんと審議したということに、私は非常に誇りを持っております。そういう意味で大賛成で、賛成討論とさせていただきます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第65号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

◎議長（進藤啓一君）

起立全員であります。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第66号、粕屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、本件に関し、委員長の報告を求めます。

厚生常任委員会委員長。

（厚生常任委員長 向野 正幸君 登壇）

◎厚生常任委員長（向野正幸君）

議案の付託を受けました厚生常任委員会における議案の審議の経過並びに結果について、ご報告させていただきます。

議案第66号は、粕屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。この条例は、粕屋町健康保険税につきまして暫定賦課を廃止し、納期を6月から翌年3月に変更するものです。改正の主なもの、4月、5月の暫定課税、いわゆる仮算定方式を廃止し、国民健康保険税が確定できる6月から翌年3月までの10期に変更するものでございます。納期数は変えず、納期月のみの変更で

ございます。

当委員会で慎重に審議いたしました結果、全員の賛成をもって可決すべきことに決しましたので、ご報告して終わります。

(厚生常任委員長 向野 正幸君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第66号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第66号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

◎議長（進藤啓一君）

起立全員であります。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第67号、粕屋町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、本件に関し、委員長の報告を求めます。

厚生常任委員会委員長。

(厚生常任委員長 向野 正幸君 登壇)

◎厚生常任委員長（向野正幸君）

議案の付託を受けました厚生常任委員会における議案の審議の経過並びに結果についてご報告させていただきます。

議案第67号は、粕屋町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。この条例は、障害者自立支援法の一部を改正及び児童

福祉法の一部改正に伴い、粕屋町の重度障害者医療費の支給に関する条例について所要の措置を講ずるもので、条例中の第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成24年4月1日から施行するものであります。改正の主な内容は、粕屋町の障害者医療の対象施設を条例に規定していますが、障害者自立支援法や児童福祉法から引用しているため、その引用している法律が改正されたことに伴い改正するものであります。

当委員会で慎重審議いたしました結果、全員の賛成をもって可決すべきことに決しましたので、ご報告して終わります。

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第67号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第67号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

◎議長（進藤啓一君）

起立全員であります。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第68号、粕屋町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について、本件に関し、委員長の報告を求めます。

厚生常任委員会委員長。

（厚生常任委員長 向野 正幸君 登壇）

◎厚生常任委員長（向野正幸君）

厚生常任委員会に付託を受けました議案の審議の経過並びに結果について、ご報告させていただきます。

議案第68号は、粕屋町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。今回の改正は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部が改正されたことに伴う改正で、災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲に生計を同じくする兄弟姉妹を加えるものであります。なお、この条例は、平成23年3月12日以降に生じた災害により死亡した遺族に適用するものであります。

当委員会で慎重審議いたしました結果、全員の賛成をもって可決すべきことに決しましたので、報告して終わります。

(厚生常任委員長 向野 正幸君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第68号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第68号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

◎議長（進藤啓一君）

起立全員であります。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第69号、工事請負契約の変更についてを議題といたします。本件に関し、委員長の報告を求めます。

建設常任委員会委員長。

(建設常任委員長 伊藤 正君 登壇)

◎建設常任委員長(伊藤 正君)

議案第69号、工事請負契約の変更について、付託を受けました建設常任委員会の審議の経過と結果について報告いたします。

本議案は、阿恵大池公園整備工事請負契約の変更についてであります。当初契約金額7,912万4,850円に2,186万8,350円を増額し、変更契約金額1億99万3,200円とするものであります。変更の理由といたしましては、指名競争入札の落札の結果によるもので、本事業が社会資本整備総合交付金の国庫補助事業であり、補助対応金額を確保するため、翌年の工事箇所を前倒しすることにより増額変更を行うものであります。

また、変更の主な工事内容は、サービス施設の増工、園路広場内の縁石ブロックの設置、グラウンド内の雨水管設備の増工を行い、早期完成を目指すものであります。

当委員会で慎重に審議いたしました結果、全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきことに決しましたことを報告いたします。終わります。

(建設常任委員長 伊藤 正君 降壇)

◎議長(進藤啓一君)

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長(進藤啓一君)

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(進藤啓一君)

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(進藤啓一君)

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第69号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

◎議長(進藤啓一君)

起立全員であります。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

◎議長（進藤啓一君）

意見書案第7号、子宮頸がんなど3種ワクチン助成の継続と国の制度確立を求める意見書（案）の提出についてを議題といたします。

意見書案第7号に対する厚生常任委員会委員長からの報告は可決であります。意見書案第7号は可決とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第7号は可決とすることに決しました。

◎議長（進藤啓一君）

意見書案第8号、円高から中小企業を守る対策を求める意見書（案）を議題といたします。

意見書案第8号に対する建設常任委員会委員長からの報告は可決であります。意見書案第8号は可決とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第8号は可決とすることに決しました。

◎議長（進藤啓一君）

意見書案第9号、災害に強い日本の構築に向けた社会資本整備を求める意見書（案）を議題といたします。

意見書案第9号に対する建設常任委員会委員長からの報告は可決であります。意見書案第9号は可決とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第9号は可決とすることに決しました。

◎議長（進藤啓一君）

意見書案第10号、防災会議に女性の視点を取り入れることを求める意見書（案）を議題といたします。

意見書案第10号に対する総務常任委員会委員長からの報告は可決であります。意見書案第10号は可決とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(進藤啓一君)

ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第10号は可決とすることに決しました。

◎議長(進藤啓一君)

意見書案第11号、健全な国民健康保険制度の構築を求める意見書(案)を議題といたします。

意見書案第11号に対する厚生常任委員会委員長からの報告は可決であります。

意見書案第11号は可決とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(進藤啓一君)

ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第11号は可決とすることに決しました。

◎議長(進藤啓一君)

それでは、前9月議会におきまして継続審査となっておりました意見書案第5号、電力消費型経済からの転換を求める意見書(案)を議題といたします。

意見書案第5号に対する建設常任委員会委員長からの報告は否決であります。意見書案第5号は否決とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(進藤啓一君)

ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第5号は否決とすることに決しました。

◎議長(進藤啓一君)

陳情第1号、「子ども・子育て新システム」に関する意見書提出を求める陳情書を議題といたします。

陳情第1号に対する厚生常任委員会委員長からの報告は採択であります。陳情第1号は採択とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(進藤啓一君)

ご異議なしと認めます。

よって、陳情第1号は採択とすることに決しました。

◎議長(進藤啓一君)

陳情第2号、安全・安心な国民生活実現のため、地方建設業界の存続・発展と国土交通省の事務所・出張所等の出先機関の存続を求める意見書提出に関する陳情を

議題といたします。

陳情第2号に対する建設常任委員会委員長からの報告は継続審査であります。陳情第2号は継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(進藤啓一君)

ご異議なしと認めます。

よって、陳情第2号は継続審査とすることに決しました。

◎議長(進藤啓一君)

お諮りいたします。

意見書・陳情書に係る草案につきましては、事務局と協議作成の上、関係機関に提出したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(進藤啓一君)

ご異議なしと認めます。

よって、意見書・陳情書につきましては、事務局と協議作成の上、関係機関に提出することに決定いたしました。

◎議長(進藤啓一君)

委員会の閉会中の所管事務調査を議題といたします。

会議規則第75条の規定により、各委員長から配付済みの所管事務の調査事項について、閉会中の継続審査の申し出がっております。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(進藤啓一君)

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎議長(進藤啓一君)

町長から発言の申し出がおりますので、これを認めます。

(町長 因 清範君 起立)

◎町長(因 清範君)

平成23年、第4回粕屋町議会定例会の閉会にあたりまして、自席からでございますけれども、一言御礼のご挨拶を申し上げます。

去る12月9日に開会いたしました今定例会におきまして提案申し上げました全8件の議案につきまして、慎重審議を賜り、いずれも原案どおり可決いただきましたことに対し、心からお礼申し上げます。

いよいよ年末を迎え、今年もあと半月を残すのみとなりました。議員の皆様方におかれましては、今後、明日からまた随分冷え込むということでございます。お風邪など召されないように年末を乗りきってもらって、また新しい年が平穩で穏やかな、また幸せな年になりますことをお祈りいたしまして、ご挨拶といたします。

どうもありがとうございました。

(町長 因 清範君 着席)

◎議長(進藤啓一君)

これをもって、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

よって、平成23年第4回粕屋町議会定例会を閉会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(進藤啓一君)

ご異議なしと認めます。

よって、平成23年第4回粕屋町議会定例会を閉会いたします。

(閉会 午前10時08分)

会議録調製者 長 克 義

上記会議の経過については、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 進 藤 啓 一

署名議員 渋 田 順 二

署名議員 向 野 正 幸